厚生労働省
平成 28 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題研究 18

成年後見制度の理解促進及び
適切な後見類型の選択につなげることを
目的とした研修の開発及び、
法人後見における利益相反に関する研究

平成 29 年 3 月
特定非営利活動法人 よこはま成年後見 つばさ

はじめに

–調査・研究の背景–

この報告書は、厚生労働省の平成 28 年度障害者総合福祉推進事業により実施した調査・研究結果を取りまとめたものです。

2000 年に介護保険と車の両輪として導入された新しい成年後見制度でしたが、その後の制度利用は不十分なものでした。

既に先行調査で次のような点も指摘されていました。

１．成年後見制度における法人後見の体制整備を進めるために、障がい福祉サービスを提供している法人が、法人後見の受任を可能とするための要件について整理する必要がある。

２．親亡き後への備えも含め、障がい者の親族等を対象とし、成年後見制度利用の理解促進（例えば、支援者に伝達するために作成する本人の成長・生活に関わる情報等の記録の活用）や、個々の必要性に応じた適切な後見類型の選択につなげることを目的とした研修を実施すべきである。

また、2016 年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性、非営利性を踏まえて、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されました。（社会福祉法第 24 条 2 項）

一方、2016 年 5 月には、「成年後見制度利用促進法」が施行され、内閣府におかれた成年後見制度利用促進委員会で、「制度利用促進策」と「不正防止対策」が議論されました。

その中には、次のような取りまとめがあります。

〇若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場合もあり、後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に、その活用を図っていくことが考えられる。

〇社会福祉法人においては、地域の様々なニーズを把握し、これらのニーズに対応していく中で、地域における公益的な取組の一つとして、低所得の高齢者・障害者に対して自ら成年後見等を実施することも含め、その普及に向けた取組を実施することが期待される。

つまり、「社会福祉法人等による法人後見の取組」が期待されているのです。

2017 年 3 月には、成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されると伝えられています。新年度からは、市町村における基本計画策定の努力が求められています。この報告書が、これからの地域における成年後見制度利用促進に寄与できれば、望外の喜びです。

改めて、この調査・研究にご協力、ご支援いただいた皆様に心より感謝致します。

2017 年 3 月

特定非営利活動法人 よこはま成年後見 つばさ

理事長　須田　幸隆

目 次

はじめに
報告書の概要 …… 1

第１章　障がい者と成年後見制度
第１項　障がい者の親なき後の問題の所在 …… 11
（1）高齢化の進展 …… 11
（2）親なき後の家族の不安 …… 11
（3）親なき後の具体的な課題 …… 12
第２項　成年後見制度を活用するにあたっての問題点 …… 14
（1）成年後見制度利用の阻害要因 …… 14
（2）適切な類型の選択に関する現状と問題点 …… 16
（3）成年後見人選任に関する現状と問題点 …… 17
（4）申立手続きにおける現状と問題点 …… 17
（5）後見開始後の現状と問題点 …… 18
（6）法人後見への期待 …… 19
第３項　法人後見の現状と課題 …… 19
（1）法人後見の民法上の位置付 …… 19
（2）日本社会福祉士会の見解 …… 20
（3）リーガルサポートの見解 …… 21
（4）立法過程からみた法人後見の制度趣旨 …… 22
（5）法人後見実施状況 …… 23
（6）法人後見のメリットとデメリット …… 25
（7）今後に向けて …… 26

第２章　成年後見制度の理解促進に向けた研修プログラム開発に関する調査
第１項　成年後見制度について、障がい者の利用状況と現状 …… 33
第２項　調査の目的と方法 …… 34
（1）調査の目的 …… 34
（2）調査の方法と内容 …… 34
第３項　成年後見制度利用に関する親の意識調査 …… 35
（1）調査項目 …… 35
（2）調査結果 …… 36
（3）考察 …… 42
第４項　成年後見制度利用に関する障害者施設支援者の意識調査 …… 42
（1）調査項目 …… 42

(2) 調査結果 …… 43
(3) 考察 …… 49
第５項　あんしんノートの普及啓発に関する調査 …… 50
(1) 引継書「将来のためのあんしんノート」とは　※参考資料添付 …… 50
(2) あんしんノートの記入の手引・ファイリング法について …… 51
(3) あんしんノートを書くための動機づけ …… 51
(4) あんしんノートを書く会 …… 51
(5) 申立時の活用 …… 52
第６項　適切な類型の選択に関する実践と考察～真理さんプロジェクトの実践を通して～ …… 52
(1) 真理さんプロジェクトの目的 …… 52
(2) 概要・経過報告 …… 52
(3) プロジェクトのまとめ …… 53
(4) プロジェクトから見えてきたもの …… 53
(5) 適切な類型を選択するために …… 55
第７項　認定 NPO よこはま成年後見つばさにおける受任事例・相談事例からの考察 …… 55
(1) 調査方法 …… 55
(2) 受任事例に見る障がい者の成年後見制度利用実態 …… 56
(3) 相談のみで終わった事例の実態 …… 68
第８項　成年後見制度研修プログラムの提案 …… 78
(1) 研修プログラムの内容と活用方法 …… 78
(2) パワーポイント資料の内容 …… 80
第９項　結論 …… 83

第３章　法人後見の利益相反に関する調査

第１項　利益相反の定義とサービス提供法人による法人後見の実施にあたっての問題 …… 141
(1) 利益相反の定義等 …… 141
(2) サービス提供法人による法人後見の実施にあたっての問題 …… 142
第２項　調査の目的 …… 142
第３項　法人後見実施団体に関する調査結果 …… 142
(1) 対象となる法人の選定 …… 142
(2) 調査方法と内容 …… 143
第４項　社会福祉協議会における対応 …… 144
(1) 先行調査の整理 …… 144
(2) 自由記述の内容 …… 145
(3) 社会福祉協議会における法人後見の実際 …… 147
(4) 社会福祉協議会における利益相反に関する考察 …… 151

第５項　NPO 法人等における対応 ……151
（1）法人の概要 ……151
（2）利益相反に関する回答の結果と考察……169
第６項　結論 ……173
（1）利益相反への対応……173
（2）社会福祉法人による法人後見の是非……174
（3）社会福祉法人による法人後見を実現するには……175

第４章　終章～成年後見制度促進法に期待すること～

第１項　成年後見制度理解促進にむけて ……179
第２項　成年後見制度利用促進法施行後の経緯 ……180
第３項　利用促進委員会意見の概要（内閣府資料から引用）……180
第４項　私たちのパブリックコメント……181

謝辞……190
資料……191
認定特定非営利活動法人 よこはま成年後見 つばさ概要 ……258

報告書の概要

指定課題研究 18 のテーマ

成年後見制度の理解促進及び適切な後見類型の選択につなげることを目的とした研修の開発及び、法人後見における利益相反に関する研究

事業要旨（全体の要約）

本事業は平成 28 年度障害者総合福祉推進事業（厚生労働省）の指定課題研究 18 の助成金を受けて実施した事業である。

課題に基づき調査・研究を実施し、調査結果の分析・考察を行った。その結論に基づき、いくつかの提言を行った。本研究事業の概要は以下のとおりである。

指定課題の名称

成年後見制度の理解促進及び適切な後見類型の選択につなげることを目的とした研修の開発及び、法人後見における利益相反に関する研究

実施主体

特定非営利活動法人よこはま成年後見つばさ（資料　法人の概要）

・事業責任者　代表　須田幸隆

・研究統括者　須田幸隆　西田ちゆき　根岸満恵

・事業内示額　1,992 千円

・事業実施期間　2016 年 7 月～2017 年 3 月 31 日

事業の実施体制

検討委員会名簿

所　属	氏　名
延命法律事務所弁護士	宮下　京介
司法書士ひまわり事務所司法書士	伊東　豊信
社会福祉法人県央福祉会	川田　雪野
NPO 法人成年後見湘南	成瀬　富子
つばさ会員　地域民生委員	長岡　和愛
つばさ会員　三人会	根岸　満恵
つばさ会員	高橋　真佐子
つばさ会員	野本　久仁子
つばさ会員	西田　ちゆき
つばさ会員　理事長	須田　幸隆

事業担当者名簿

役職名	職名・氏名	担当業務
事業責任者	理事長　　須田幸隆	総括
事業担当者	理事　　西田ちゆき	研究全般　調査
	理事　　根岸満恵	研究全般　調査
	副理事長　　篠崎美代子	調査
	副理事長　　熊谷美江子	調査
	会員　　高橋真佐子	研究全般　調査
	会員　　菱沼由美	研究全般　調査
	会員　　野本久仁子	研究全般　調査
	アルバイト　小畑　哲	調査
	アルバイト　榊原　彩	調査

経理

役職名	職名・氏名
経理責任者	理事　有園田鶴子
経理担当者	会員　丸山　進

会議の開催

《検討委員会》

第１回検討員会　　2016 年 9 月　7 日

第２回検討委員会　2017 年 2 月 27 日

《作業委員会》

第１回作業委員会　2016 年 8 月　7 日

第２回作業委員会　2016 年 8 月 24 日

第３回作業委員会　2016 年 9 月 10 日

第４回作業委員会　2017 年 2 月 13 日

第５回作業委員会　2017 年 2 月 24 日

事業内容と結果の要約

（1）事業の目的

成年後見制度利用促進法制定過程における検討内容を踏まえ、本事業は、成年後見制度の適切な利用を促進のための研修プログラム開発及び、受任者として期待されている法人後見の利益相反に関する問題・課題に焦点を当てた調査・研究を実施するものである。

（2）事業内容及び手法

課題 18 を網羅する具体的な事業は次の 2 つである。

（ア）成年後見制度の理解促進を目的とする研修プログラムの開発

以下の 2 種類の調査とすでに法人内で実施した 2 つのプロジェクトの再分析・考察を行った。
①親と支援者の意識調査
まず、親のニーズ等を明確にするため、知的障がい者の親向けグループインタビュー、精神障がい者の親向け個別インタビューを通して、親なき後の心配事と成年後見制度に関する知識等について調査を行った。
加えて、知的障がい者及び精神障がい者施設等の職員に対してもインタビューを行った。これは普段から、身近な支援者が制度利用の後押しになっている事例が多いことから、職員の意識調査から何かヒントが得られるのではと考えたからである。
②あんしんノートの再考察
あんしんノートを書く時の留意点等について整理した。
③真理さんプロジェクト
適切な類型につなげるための研究として、2012 年 4 月から 2015 年 5 月まで全 31 回実施した「真理さんプロジェクト」の経過を報告した。
④認定 NPO 法人よこはま成年後見つばさにおいて、これまで受任した事例分析を行った。これは成年後見の利用により、実際どのような効果が得られるかを検証することが目的である。制度利用の阻害要因として後見人が何をしてくれる人なのか、本人はもちろん親もなかなかイメージがつきにくいため、多数の事例を通して実際の業務を分析することでより具体的に説明できる。また、相談だけに終わった事例分析を通して、制度利用に結びつかなかった理由の整理を行う。

（イ）法人後見における利益相反に関する研究

利益相反に関する文献調査、知的障がい者の法人後見を行う組織について、先行調査の再分析、ヒアリング調査を実施し、法人運営の問題・課題、利益相反の問題・課題を分析・考察した。
①地域福祉権利擁護に関する検討委員会が 2014 年に発表した「地域における権利擁護体制の構築の推進に向けて」の調査結果のうち、利益相反への対応に関する自由記述を再分析し、対応方法について整理した。
②社会福祉協議会を含む法人後見受任団体のうち、障がい者福祉サービスを実施している団体か、NPO 法人でも家族会等特定の社会福祉法人と近しい関係にある 11 法人を選定し、ヒアリング調査を実施した。

（3）事業の成果

（ア）成年後見制度の理解促進を目的とする研修プログラムの開発

①研修プログラム案の提示

まずはこの事業目的である研修プログラム案を示すことができた。
成年後見制度の研修については、どこで聞いてもピンとこない、身近に感じられない等の意見が多かった。認知症の高齢者とは特性も違うことから障がい者に特化した研修が必要なことは明らかである。知りたい内容は、①利用のタイミング、②誰が後見人になったらいいか、③費用についてであった。また、④事例をあげて後見人がついたらどうなるのか、どこまでやってもらえるか知りたいと具体的にイメージできる内容を盛り込むことが求められている。そして、制度利

用については、個別性が高いので少人数で気軽に質問できることや個別相談の場も必要と思われる。日頃から身近な支援者等に相談できる環境も重要である。客観的に見て制度利用が必要な場合も本人や家族は分からずに生活のしづらさを抱えている場合もあるので、早い段階で周囲が気付くことも必要である。

これらのことを踏まえ、成年後見制度の理解促進に向けた研修プログラム案を提示した。本研修プログラムは障がい者とその親、および施設職員等支援者を対象としたものである。成年後見制度の概要説明は高齢者と変わらないが、高齢者と障がい者では経験値や判断能力の経過が違うことから高齢者と障がい者の研修は分けることが望ましい。つまり、高齢者は自身で選択し生きてきた過程があり、その人生の価値観をいかに継続するかという視点が必要であるのに対し、障がい者は今後も体験や経験を重ねて長期に渡る「親なき後」の支援を考えていく視点が重要であることが決定的に違い、一般的な成年後見制度の説明では理解に繋がりにくいということがヒアリング調査からも明らかになったからである。

知的障がい者と精神障がい者のプログラムは特に分けなかった。先行調査において成年後見制度の利用にあたっての阻害要因として、知的障がい者と異なる要因は「類型が固定的で障害特性と相容れない」ことのみで、他はほぼ同様の結果であった。ただし、障がいの種類により、事例は差し替えた方が理解促進につながる。また、本人への説明は本人の理解力によって内容を簡易なものから詳細なものまでに工夫していく必要がある。ここで示したパワーポイント資料の内容は一例である。

本研修プログラムは連続講座を想定したものではなく、それぞれの単元の組み合わせによる、ニーズに合わせた研修を前提にしたものである。研修は同じようなテーマでも定期的に実施することが望ましい。親や支援者が、成年後見制度は権利擁護を目的とした制度であることを理解すれば、結果的に適切な類型につながっていくものである。

研修プログラムで提案した研修資料の具体例はスライドを作成し、誰でも活用できるよう配慮した。

②親と関係者からのヒアリング調査

ヒアリング調査を実施し、様々な実態や状況を把握することができたが、成年後見制度についての理解はまだまだ進んでいないことが明らかになった。障がい者の親や支援者においては、個人差はあるが制度自体の難しさもあり、十分理解している方は少なかった。

また、申立てに本人の同意が必要な補助類型や代理権付与等について本の人同意が必要な保佐類型については、当事者に対して分かりやすい説明や研修の必要性を感じた。制度をよく理解しないままに、あるいは保佐人、補助人との関係性ができていないうちに本人のお金を管理されることに抵抗を示す方も多い。もちろん後見類型においても、後見人が本人にとってどのような立場の人かを伝えることは当然である。関係性は次第にできてくるものではあるが、申立前にできるだけの配慮は必要である。

成年後見制度については、現在利用していなくても将来的には「親なき後」の問題として必要と考えている親が多いことから、準備を進めていくことは有効である。「親なき後」の準備としては、あんしんノートの作成が比較的第一歩を踏み出しやすいと思われる。親（一番身近な支援者）

しか知らない本人の情報をまとめておくことは、本人のみならず家族や支援者にとって有効である。成育歴や既往歴、介助における様々な注意点を予め知ることができれば本人や家族にとっても支援者にとっても安心なことである。本人や障がい特性を知る手がかりは、少しでもスムーズな引き継ぎのためには有効である。

③あんしんノート

あんしんノートの情報は、サービス等利用計画の作成時に必要な情報が網羅されているので、アセスメント時にも活用ができる。その先の成年後見制度の申立て時、最終的には後見人に引き継いていく場合にも有効である。しかし、便利なあんしんノートではあるが、高齢の親にとっては、あんしんノートを書くことは思いのほか大変で先延ばしにされがちである。「親なき後」を繋いでいくツールとしてあんしんノートを十分に活用するためには、「あんしんノートを書く会」の実施や高齢化した親に対しては支援者が関わりながら作成していくことも必要である。あんしんノートを媒体に本人、家族、福祉施設の支援者、さらには後見人がネットワークを作り、チームで支える仕組みができたら本人のより良い地域生活の実現へ向かうことが可能になる。

④真理さんプロジェクト

これは、障がいのある女性と取組んだ成年後見制度申立てまでの約 3 年間の支援より適切な類型につなげられた事例である。

プロジェクトは、ご本人のペースに合わせて繰り返しや振り返りを多くし、成年後見制度も理解してもらえるように様々な工夫をした。プロジェクトのスタート時は申立てすることを目的とはしていなかったが、結果的に本人から制度を利用したいとの意思表明があり申立てに繋がった。類型については、プロジェクトを実施していく経過の中で、本人もプロジェクトメンバーも保佐類型が適切であろうという結論で一致した。診断書作成を依頼する医師には本人やプロジェクトの情報提供を行った。その結果、本人による保佐類型の申立てが可能となり大きな成果を得た。3 年間のプロジェクトを通して、障がいのある方々の権利擁護のために、関係機関等が連携してご本人の将来に備えて準備をしていくこと、さらにエンパワメントの視点をもって関わっていくことが重要であることが明らかになった。また、申立てに至る前の関わりが本人、家族の安心に繋がるだけではなく、第三者後見人等の立場からもスムーズな業務が開始できた。

以上のように、真理さんプロジェクトは成年後見制度の利用に至るまでの本人の意思決定支援過程の方法、本人と後見人（法人後見）との関係構築、適切な類型につなげるための考え方や方法について、具体例を示したものである。

参考：真理さんプロジェクト報告書≪ダイジェスト版≫
http://www.ne.jp/asahi/hama/tubasa/mariphoukoku.pdf

⑤つばさの事例分析

つばさで受任した事例のうち、親なき後の理由での受任は 2 人で、つばさの法人後見を知った上での依頼であった。その結果は次のとおりである。

（制度利用のきっかけ）
・申立理由は、知的障がい者の場合は、財産管理と後見人に生活の質を重視した身上監護を期待している人がほとんどであった。精神障がい者で長期入院している場合は金銭管理を理由としていた。
・申立者はつばさ受任の約半数が区長申立であるが、知的障がい者についての区長申立は極端に少ない。申立支援を期待してつばさに相談する場合が多い。
・相談経路は、知的障がい者の場合、区役所からと施設やグループホームの職員からの相談で、精神障がい者の場合、病院の相談員から区役所へ相談があった 1 人を除き、生活保護受給者か年金遡及支給等により生活保護廃止をきっかけにした相談で、生活保護担当者が制度利用に繋ぐ役割を果たしていた。研修をきっかけに相談に繋がった事例も複数あった。
（申立てに関して）
・申立てに関し、つばさは本人と会う機会を意図的に作り、信頼関係を作ることや、場合によってはプロジェクトを作り、関係者と共に支援している。その結果本人申立も多くなっている。相談から担当予定者とのマッチング、信頼関係の構築、申立支援、法人受任を一体的に行うことが本人の安心感につながっているように思われる。
（後見人が選任された成果）
・制度利用による効果と権利擁護については、知的障がい者の場合も、精神障がい者の場合もそれぞれに多くの効果が得られている。定期的・継続的面会で心理・精神的側面の効果も大きいことが分かった。30 年～40 年も精神科病院に長期入院していた人が継続的な働きかけで 2 人が退院できている。まだ退院には至っていないが、受任当初は買い物やちょっとした外出もできなかった人が、毎月 1 回定期的に面会を継続することで、後見人の面会を待つようになり、後見人に心を開き、3 年目で本人から退院の希望が出されている。
（法人後見の効果）
・担当者が違っても一定水準の後見業務が実現できている。つばさでは担当者にスーパーバイザーを配置し定期的な業務検討会を実施することや年 2 回担当者会議でお互いの情報交換が行われていることで、チーム対応やネットワークの力で担当者に一定水準の後見業務が実現できている。

以上 4 種類の調査・プロジェクトの分析結果を踏まえ、研修プログラム開発にあたり、①チーム対応ができる法人後見のメリットを紹介する、②後見人が何をしてくれるか具体的なイメージが持てるよう、事例紹介や制度利用の効果や権利擁護を具体的に示す、③相談にとどまらず、本人の状況に合わせた申立支援など相談窓口について具体的に示す、④制度利用に当たっては、本人に後見人の役割を伝えることが重要で本人の生活状況に合わせて分かり易く説明した、本人向けのプログラムを示す、⑤親なき後のための研修では、後見制度の他に、親の任意後見、親なき後の備えに家族信託などにも触れた内容を示す、といったことが必要であると整理した。

（イ）法人後見における利益相反に関する研究

社協における利益相反に対する対応は、「家裁と事前協議」「そもそも利益相反の関係とは考えていない」「3 利益相反を考慮し、事前・事後に対処」「社協内で組織変更等を行う」「緊急避難的な対応」に整理できた。一方、NPO 法人等に関しては、「最初から指摘なし」「家裁から指摘され

対応」「家裁との事前協議」「利益相反を考慮し、事前・事後に対処」「組織変更など行う」「家族による不正への対応」がみられた。

共通するのは次の 3 点である。

①法人後見に取り組む際は管轄する家裁との事前協議

利益相反に関する家庭裁判所の見解は様々で、利益相反の恐れがあっても地域によっては受け皿が少なく、他の選択肢がないこともある。また、設立したばかりの法人だと家裁も法人の活動内容がみえず、選任基準も定まらないだろう。事前に相談し、指摘があれば申立ての前に法人も対応できるので、双方にとって家裁との事前協議は重要であるといえる。

②組織変更を行う

この対応については法人後見事業を始めるにあたり、各法人が必ず検討することであり、特に特定の入所施設に家族会が法人後見のニーズを伝える段階で、社会福祉法人は法人後見を目的とした法人設立（社会福祉法人とは別の NPO 法人や一般社団法人）を検討している。一方、社協は法人の一事業であるが、法人後見業務の業務執行責任理事を他部署とは分ける等、組織内の独立した機関として機能するよう対応している。社協の方法は、社会福祉法人改革により課題となっているが、外形的に整える点では組織変更を行うことにより特定のサービス提供施設との利益相反の関係を整えることができる。

③利益相反に関して事前・事後に対処

事前事後の対処において、監督人や特別代理人の選任、法人内のサービスと契約するのを可能な限り避ける、担当者を区別している（自分の子の利用施設担当は避ける）であった。そもそも先に述べたように、利益相反のおそれがあるからといって、その法人の受任が一切許されないということにはならない。利益相反関係が生じることを想定しつつ、成年後見監督人や特別代理人が法人後見人に代わって契約を締結すれば足りる。さらに、利益誘導や権利侵害の芽を摘むためにも、同一法人のサービス契約を控えている。

以上３点の対応ができれば、おおよそのニーズに対応でき、利益相反を家裁に問われることなく受任できそうである。ただし、特定の施設の親の会が運営する法人で、対象者も特定施設の利用者中心である法人の場合、監督人や特別代理人が選任されること以外に、中立性・客観性を保つため、理事に弁護士、司法書士、税理士、社会福祉士等専門職を迎え入れるという対応をしていた。月１回から数ヶ月に１回理事会を開催し、有識者にアドバイスをもらう等、形式的な理事会ではなく、後見業務のアドバイスを受けていることから、馴れ合いの関係ではなく、第三者評価機関と同じような役割を果たしていることがわかった。

第１章

障がい者と成年後見制度

第１章　障がい者と成年後見制度

第１項　障がい者の親なき後の問題の所在

（1）高齢化の進展

日本の 65 歳以上人口は年々増加し、厚生労働省の推計によれば、2016 年 8 月 1 日現在 3449 万 3 千人、総人口に占める割合は 27.2%となっている。そうのち障がい者の人口について、平成 28 年版障害者白書によると、身体障がい者 393 万 7 千人、 知的障がい者 74 万 1 千人、精神障がい者 392 万 4 千人であり、国民の 6.7%が何らかの障がいを有していることになる。

障がい者の高齢化については障がいの区分によって多少異なる。身体障がい者の場合、65 歳以上の占める割合が全体の 68.7%と高いが、知的障がい者に関していえば、在宅の知的障がい者 62.2 万人の年齢階層別の内訳をみると、18 歳未満 15.2 万人(24.4%)、18 歳 以上 65 歳未満 40.8 万人(65.6%)、65 歳以上 5.8 万人(9.3%)となっており、65 歳以上の割合が低い。知的障がい者数自体は 2005 年と比較すると 20 万人増加しているものの、身体障がいとは異なり、人口の高齢化の影響はデータ上見うけられない。一方、精神障がいについてみると、外来の精神障がい者 361.1 万人の年齢階層別の内訳では、20 歳未満 26.6 万人(7.4%)、20 歳 以上 65 歳未満 202.3 万人(56.0%)、65 歳以上 132.4 万人(36.7%)となっている。65 歳以上の割合の推移をみると、2008 年から 2014 年までの 6 年間で、65 歳以上の割合は 31.5%から 36.7%へと上昇しており、高齢化が進展しているといえる。

（2）親なき後の家族の不安

さて、成人してからも知的障がい者の子どもの世話を親が担うことは、親自身や社会の暗黙の了解として捕らえられてきた。障がい者の高齢化が進展するとともに、高齢者の平均寿命は、男性 80.8 歳、女性 87.1 歳（厚労省 2016 年 7 月発表）と長寿であるが、健康寿命は 2011 年の統計で男性 71.2 歳、女性 74.2 歳（平成 28 年版厚生労働白書 p.124）であり、親が 70 歳代になると実質的に親が介護できなくなる可能性が高くなってくる。

横浜市の『障害者後見的支援推進プロジェクト報告書』(障害者施策推進協議会専門委員会 2010)をみると、「親亡き後」に対する 不安について、住まいや、医療ケアなどを確保できるかどううかといった個別具体的な不安も大きいが、「日常生活上の細やかな支援」にかかわるような、生活全般に対する「漠然とした不安」であると報告されている。

生活全般に対する「漠然とした不安」の内容は、調査報告書では次の 3 点に整理している。

①日常の見守りに対する不安である。親によって全面的に支えられてきた本人の日常生活の細やかな支援が、親がいなくなることでなくなってしまうことを問題にしている。公的制度が充実し、相談機関も増えてきた現在においても、親は本人と諸資源をつなぐ中心におり、子を守り支えているからだと説明されている。

②本人の自立（自律）した将来像が描けないことへの不安である。相談機関は増えていても漠然とした相談は相談できない、あるいはしにくく、親が急にいなくなって、はじめて相談機関に相談が持ち込まれるケースも多い。

③本人の権利擁護に対する不安である。自らの意思表示が困難な子の権利が守られるのか、親が担っている諸契約や財産管理に関する法律行為はどうするのか。これらの不安に対応するのが

成年後見制度であるが、成年後見の利用は進んでいないことが指摘されている。

親なき後の不安については、これ以外にもいくつかの調査報告書から同様の内容が読み取れた。これらの不安はほぼ全年代、障がいの種別にほとんど共通するものであるが、詳細をみると障がいの程度や障がいの特性により多少異なる。

まず、年代別の親亡き後の不安材料をみると（荒川区自治総合研究所 2014）、全体では「身の回りの世話をしてくれる人がいるか」、「相談する人がいるか」、「金銭管理や契約ができるか」が上位３項目であった。老化･退行が顕著となる 50 歳代の子に対して心配しているのは、「住まい」、「身の回りの世話」、「相談する人」が上位 3 項目である。本人の年齢が高くなるほど経済的な側面の不安は減り、かわりに、住まいと身の回りの世話の問題が切実になってくるとも読み取れる。

一方、障がいの種別に関して、自閉症の場合（傅力 2008）は障がい特性への対応について不安があると回答している。自閉症の特性[1]である、こだわり行動を理解してもらえるのかが不安と指摘している。

西村（2009）は親なき後の不安から一歩踏み出すためには次のようなことが重要であると整理している。

①外部支援の活用の捉え方の転換が必要である。つまり、公的サービス等を使うことは親の負担軽減であるという考え方から、社会とつながっていくため、外部の社会資源を利用することが重要であること。

②成人した子どもたちと暮らす親が悩みを出し会える場が必要であること。これは、親は障がいのある子と生活するなかで、障がい受容の悩みを波状的に経験する。子育てはいつか終わることが支援者の信念でなければならないこと。

③親なき後も地域でどのように暮らしていけるか。具体的な道筋をつけることが専門職による家族支援の役割、親離れ、子離れの機会をどのように作っていくのかが課題である。

これらの先行研究から、親なき後の不安は一様ではないが、まずは親に子どもの将来が描けるようなビジョンをもってもらえるよう、ライフステージごとの道筋をいくつか示し、そのうえで権利擁護の具体的な方策を共に考えていくことができる支援が必要である。

（3）親なき後の具体的な課題

では、具体的にどのような課題があるのか。先に引用した荒川区の調査結果で、親なき後が現実となってくる、子が 50 歳代の上位３項目である居住に関すること、福祉サービスの利用に関すること（相談に関することを含む）に加え、所得について簡単に整理しておきたい。

《居住に関して》

親が亡くなった後、在宅で過ごすのか、施設・グループホームで過ごすのかは本人の自立度によるが、入所施設・グループホームの整備状況について整理しておく。

---

[1]この部分については須田他（1998）を引用し、自閉症の基本的障害は①社会性の障害（対人的相互交渉の質的障害）、②コミュニケーションの障害（言語発達の遅れと特有の偏り）、③想像力の障害（こだわり行動、興味の限局）と説明している。（須田初枝ほか（1998）「自閉症児(者)の地域生活支援システムに関する研究―自閉症児(者)をもつ家族への アンケート集計報告―」全国心身障害児福祉財団『ZSZ 心を開く』No.26、p.53.）

受け皿としての居住系サービスの整備見込み量は、2017 年で 121,599 人（共同生活援助）、127,723 人（施設入所支援）であり[2]、20 歳以上の障がい者人口のニーズを十分応えるものではない。

障がい者の高齢化に関する課題検討報告書（障害関係団体連絡協議会 障害者の高齢化に関する課題検討委員会 2014）によると、障害支援区分に関係なく、住まいに関する共通する課題は、①新たな住まいの確保や入居時において 、②高齢化してからの入所施設、グループホーム、公営住宅といった転居先の絶対数が不足していること、③高齢になると火気管理が困難な面が生じ、緊急時の対応が難しいこと、④高齢化しての在宅生活の継続のためには、相談支援体制の整備が必要であること、 障がい者支援施設も不足していることである。

持ち家など、一般住居においては、バリアフリーの問題や住宅改修するにも経済的な問題がある。グループホームについては、消防法や建築基準法の適用による大幅な住宅改修を要するため、一般住戸のグループホームへの転用が進んでいない。グループホームは絶対数が少ない上、夜間体制を含め、職員体制が不十分なため入居できないという課題がある。賃貸住宅に関しては、バリアフリーの問題や手続きが一人ではできないこと、入居契約を断わられるなどの課題がある。個別の課題については、たとえば強度行動障害のある自閉症者に対応できる職員配置ができていないこと、軽度障がい者が生活できる公営賃貸住宅に類するような安心できる住まいが必要なこと等、障がい特性に対応できる住宅が十分とはいえない。

《利用する福祉サービス》

まず、相談機関の問題についてであるが、障がい者が利用できる福祉サービスは相談機関も含め充実してきた。しかし、障害者の高齢化に関する課題検討委員会報告（2014）でも指摘されているとように、福祉面だけでなく医療面で様々な情報をも一元的に把握・管理して、適切な報告、連絡、相談 が行えるネットワーク体制確立が必要等、相談支援体制の充実と包括的な調整等の機能についても課題がある。横浜市の後見的推進プロジェクト報告書（2010）において指摘されているように、公的サービスや地域と、本人の間を埋めてきたのは親の役割で、公的制度が充実し、相談機関も増えてきた今日においても、日常生活を守ってきたのは親であり、親がその役割をできなくなったとき、ショートステイやガイドヘルパーの日程調整、余暇支援から金銭管理、保険・年金書類の申請・整理等だれが責任をもって行うのか問題となる。

次に、福祉サービス量であるが、知的障がい者の場合、精神面でも身体面でも 40 歳代で約 70%近くも加齢に伴う変化が見られる（菅野 2005）ことが明らかにされている。特に 65 歳以上になると介護保険制度の利用が優先となり、高齢者サービスの利用が検討されるが、障がい特性に合った高齢者サービスを見つけることは難しい。障害者の高齢化に関する課題検討委員会報告（2014）では、介護保険制度と障がい者サービスの関係についてサービス量を心配する声があるほか、入所施設を利用していても、加齢に伴って増えてくる医療ニーズ等に対応してくれるのか、障がいで認知症になったときのケア体制、グループホームでの日中の見守りや医療的ケアニーズに対応してくれるのか、などが課題として挙げられている。グループホームについては、週末の滞在先の問題も深刻である。職員体制の問題もあり、週末は自宅で過ごすことになっているグル

[2] 内閣府（2016）『H28 年版障害者白書』
http://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/h28hakusho/zenbun/index-pdf.html

ープホームも多い。それが困難な場合、別のグループホーム等を探さなければならないが、簡単なことではない。

また、福祉サービスの利用で対応できない部分も多いことが課題である。障がい者が在宅で暮らす場合、コミュニケーションの支援が地域に不足、災害発生時の避難方法や必要な連絡受理など災害時の支援、いざというときに危機介入できる体制、地域定着支援等の利用による見守り支援の体制の整備等が課題である。また、地域での配偶者、親、きょうだいの不在により地域社会との接点を失いがちになること等が課題として挙げられている（障害者関係団体連絡協議会障害者の高齢化に関する課題検討委員会 2014）。

以上のように、公的福祉サービスの充実以外に親なき後の支援という点では、地域での社会生活が円滑にいくような支援も重要であるが、現状では十分でない。

《所得に関して》

成年後見制度を必要とする障がい者の大多数の収入は障害基礎年金のみである。2016 年 4 月現在の障害基礎年金額（定額）は 1 級 975,125 円（月約 81,000 円）、2 級 780,100 円（月約 65,000 円）となっている。厚労省の報告によると、2015 年の障害者施設における平均工賃（賃金）は就労継続支援 B 型事業所では 15,033 円、就労継続支援 A 型事業所では 67,795 円[3]であった。2006 年度との比較においてそれぞれ 122.9%（B 型事業所）、132.3%（A 型事業所）の増減率となっているが、B 型事業所の工賃だと 1 級の年金額に足したとしても 10 万円に満たない。

主たる収入源が障害基礎年金のみとなる場合、基本的な生活を維持するのがやっとで、成年後見人への報酬を捻出するのは難しいことがわかる。

一方、親（高齢者の所得と貯蓄）であるが、高齢者の 2015 年度の平均所得は 1 世帯あたり 300.5 万円、65 歳以上の世帯の平均貯蓄額は 2,499 万円である[4]。また、65 歳以上の 18.3%が 4,000 万円以上の貯蓄額であり、65 歳以上で 2,000 万円以上貯蓄のある世帯は 42.8% である。

障がい者は働く機会が少なく、老後のための貯蓄を持たない人が多い。収入が不足しているのに加え、医療頻度の増加に伴う医療費負担の増大、外出や通院に伴うマンパワー・移動手段の確保などソフト面にかかる費用の増加、情報機器の購入費や修理費などがかさむ等の課題が挙げられている（障害者関係団体連絡協議会障害者の高齢化に関する課題検討委員会 2014）。一方で高齢者の貯蓄額を考えた場合、かなりの割合で相当額の相続が発生することになる。相続をした場合、高額な預貯金の管理をだれに託すのかが課題となる。

第 2 項　成年後見制度を活用するにあたっての問題点

（1）成年後見制度利用の阻害要因

障がい者の地域移行が進むなか、障がい者のグループホーム入居にあたっては、契約時、施設運営法人から成年後見人の選任を入居要件に要求されることも多く、家族（親）に代わる支援者がいない場合、成年後見制度の利用は必須となる。

---

[3] 厚生労働省「平成 27 年度平均工賃（賃金）月額実績について」
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/service/shurou.html

[4] 内閣府『平成 28 年度版高齢者白書』http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2016/html/gaiyou/index.html

また、障がい者の高齢化が進むなか、成年後見制度の利用が必要な人は今後増加する。障がい者数は、知的障がい者約 74 万人、精神障がい者約 392 万人と推計されるが、2015 年末現在の成年後見制度利用者は高齢者を含めても約 19 万人にすぎない。

成年後見制度利用の阻害要因については多くの先行調査で明らかになっている。たとえば、2014 年度（平成 25 年度）障害者総合福祉推進事業において実施された全日本手をつなぐ育成会の調査（2014）によると、障がい者の成年後見制度の利用は増えたが、必要に迫られての消極的利用であり、子どもの自立支援のための制度利用にはなっていないことが指摘されている。この調査では、阻害要因として「必要性を感じない」「第三者への報酬」「適切な受任者がみつからない」「後見人の金銭トラブルの報道で心配」「申し立てが面倒」「欠格事項がある」等が挙げられる。

また、荒川区自治総合研究所の調査（2014）では、「利用し始めるタイミングがわからないから」とか、「利用することで親も子も制約を受けそうだから」「親の役割が減るようでさみしいから」といった回答も得られている。

一般社団法人日本自閉症協会（2016）は、そもそも知的障がい者・発達障がい者が成年後見制度を利用しない主な理由について、①必要な支援を、必要な期間に限定して利用できないため、②費用負担が過重であること、③公務員等の欠格条項があること、④横領の多発による制度への不信感、⑤制度を知らない人が多いこと、を挙げている。

一度制度を利用したら辞められない点については、例えば遺産分割手続等、成年後見人が必要となる事務が終了すると、管理する財産が少ない場合でも開始された成年後見制度の利用をやめることは制度上許されないことに不便を感じている。また、公務員等の欠格条項について、知的障がい者・発達障がい者の中には公務員として働いている人も多く、補助で申し立てても保佐に審判がおりると失職するので制度利用ができないと指摘されている。

精神障がい者についてみると、神奈川県精神障害者地域生活支援団体連絡会（2014）の調査では、精神障がい者の成年後見制度利用促進阻害要因として、

①成年後見制度の周知が進んでいないこと。障がい当事者への周知だけでなく、専門職や家族に関しても正確な理解が十分でない

②身近に相談できる窓口がないこと。障がい者の計画相談が制度化されたものの、相談機関がわかりにくい

③費用がかかること。成年後見制度申し立て時にかかる費用と、第三者の場合には、毎月成年後見人に支払う報酬が必要である。成年後見制度利用支援事業があるが、市町村格差が大きい

④類型が固定的で障がい特性と相容れないこと。一度審判が出ると類型は簡単に変更することはできない

⑤制度を利用するメリットがわかりにくいこと。意思決定をサポートしてくれる制度であることが周知されていない

⑥成年後見人との信頼関係の構築が難しいこと。当事者からみて一方的に選任される成年後見人との関係性を築くには時間がかかる

⑦成年後見人の確保や質の担保が難しいこと。不祥事が起こっていることも含めてその質をどのように担保するのか

が課題となっている

類型が変更できない理由について、精神障がい者の場合は本人の精神状態に波があることが多いことから提起されている課題であり、知的障がい・発達障がい者団体の示している阻害要因と質的に異なるが、先行調査の結果から、障がい者の場合の成年後見制度利用の阻害要因は、
①そもそも制度について権利擁護の制度であるという理解が進んでいないといった意識の問題
②申立て手続き、それにかかる費用や第三者後見人にかかる費用の問題といった制度にたどりつくための手続き過程の問題
③欠格条項や類型変更が難しいことなど本人の意思決定や権利が侵害される恐れがあることへの懸念等、成年後見制度自体の問題
④担い手の選任方法、質の担保に関する不信感、選択肢の狭さ、信頼関係を構築できるか不安等、運用上の問題
に集約できそうである。加えて、利用するタイミングがわからないことや親の役割を委譲することへの喪失感も見逃せない要因である。

（2）適切な類型の選択に関する現状と問題点

2015 年 12 月末現在、成年後見制度を利用している人は約 19 万人である。その約 80%は後見類型で、保佐・補助類型が十分に活用されていないことが問題点であると指摘されている。

・後見類型が占める割合

類　型	人　数	割　合
後見	152,681 人	79.8%
保佐	27,655 人	14.5%
補助	8,754 人	4.6%
任意後見	2,245 人	1.2%
合計	191,335 人	

2015 年 12 月末現在における、成年後見制度(成年後見・保佐・ 補助・任意後見)の利用者数である[5]。後見類型が 8 割を占める。

背景として久保（2016）は、第一に知的障がいの場合、仕組みとして後見に導かれる状態になっていると指摘し、最高裁判所事務総局家庭局が用意している鑑定書・診断書に従うと、自動的に知的障がい者のほとんどが後見類型に該当するようになっていることや、裁判所の考え方が反映していると指摘している。第二に、親族に保佐・補助類型の活用に関する知識がないことを挙げている。具体的には、類型の選択は、本人の判断能力の状態が基準となるのか、必要な支援が基準なのか、理解が行き届いていないことがあると述べている。第三に、家族（親）のニーズとして、全面的な代理決定へ移行することにより本人の利益を守りたいという理由を挙げている。

鑑定や診断書に関しては、類型選択となる判断能力の基準はほぼ財産管理能力だけである。しかも、その基準となる財産管理能力欠如に関して、詳細な基準は示されておらず、広範な解釈が可能となっている[6]。加えて、論拠に欠けるものの、診断書を作成する医師も依頼者が後見類型を

[5]最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況平成 27 年 1 月~12 月-」
http://www.courts.go.jp/vcms_lf/20160427koukengaikyou_h27.pdf
[6] 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見制度における診断書作成の手引き」

望んでいると思い込んでいる節がある。

包括的に代理権を代理人に付与する後見類型は、一種の権利侵害とみなされるため保佐・補助類型を活用できるにもかかわらず後見類型になってしまうことは問題である。

2006 年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」の第 12 条には等しく認められる権利が定められており、障がい者が法的権利を行使することが保障されるものと明言されている。さらに、2010 年世界成年後見法学会世界会議における横浜宣言において、成年後見制度の基本原則について、人は能力を欠くと確定されない限り意思決定を行う能力があると推定されなければならず、あらゆる方法で意思決定を支援しなければならない。保護が目的であっても包括的な第三者への権限付与が本人の意思決定能力奪うものとなりうると述べられており、本人の意思決定能力の権利を最大限活用できるよう保佐・補助類型をこれまで以上に活用することが課題となっている。

（3）成年後見人選任に関する現状と問題点

成年後見の受任者は 2015 年の概況をみると、親族（配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他の親族）が成年後見人等に選任されたものが全体の約 29%、親族以外の第三者が選任されたものが全体の約 70%となった。10 年前の 2005 年は親族が選任される割合は全体の約 77%、第三者が選任される割合は全体の約 23%であったことから、年々親族の選任される割合は減り、10 年で逆転したことになる。

第三者の後見人としては 2015 年の概況では司法書士（9,442 件）、弁護士（8,000 件）、社会福祉士（3,725 件）、行政書士（822 件）が主として選任されている。これらの団体は専門職団体として成年後見人を養成後、専門職ごとに名簿登録を行い、名簿は家裁に提出される。

成年後見の申立てを行う際、通常、候補者がいれば申立て書類に候補者を記載し、裁判所の調査で問題が生じなければその候補者が選任される。ただし候補者が親で高齢の場合や利益相反関係にある場合は、第三者である家裁に名簿登録されている専門職後見人が選任されることがある。

通常、遺産相続の手続きが複雑なケースや不動産など資産管理に法律行為が伴う場合は、法律の専門家である弁護士や司法書士が選任される傾向にある。資産がなく、あっても紛争性がなく、福祉的な支援が必要とみなされる事件は、社会福祉士等福祉の専門職が選任されるようである。近年では市民後見人の養成が各自治体で進んでおり、各地域により市民後見人の活動形態は異なるが、資産が少なく、親族間のトラブル等が少ない事件を受任要件としている。

ただ、どのような専門職であろうとも、肩書きだけでは人物がわからない。家族や親族以外の後見人の選任が必要な場合、誰に頼めばいいのかわからないのは当然である。申立ての段階から成年後見人等と本人とのマッチングや関係づくりが課題である。

（4）申立手続きにおける現状と問題点

申立て手続きをすすめる際には、次の４つの要件についてアセスメントが必要である。

①申立てを行う親族の有無

②申立て費用の負担が可能かどうか

③候補者を誰にするか

④適切な類型の選択

申立て者についてみると、2015 年の状況では、後見類型は親族申立てが 75.5%を占め、本人申立ては 3.8%であるが、保佐（親族 44.6% 、本人 41.7%）、補助（34.6% 、本人 56.4%）になると本人申立てが多くなっている[7]。

申立てにおいては、手続きが複雑という声が聞かれるが、詳細な説明があれば一般的には家族・親族が自身で、申立てできるものである。しかし、家族が高齢や障がいの影響で理解力に多少問題がある場合は、必要書類を揃えるところから、審判が出るまで支援が必要になる。

代理申立てや書類作成を専門家に依頼することも可能であるが、費用が発生することから、資力に乏しい本人・親族にとって、その費用捻出は難しい。申立て権者がみつからない場合で、本人申立てができない場合、市町村長申立ての手段もあり、その件数は年々増加しているが、2015 年の申立て事件に占める割合は 17.3%にすぎず、都道府県別の総数に占める割合は 7.9%（秋田）から 31.8%（山形）と地域によりばらつきがある[8]。

また、市町村長申立てはほとんどの場合、行政組織内の手続きに時間がかかるため、申立てがなかなか進まないケースも多い。申立て費用の実費は診断書をいれても 15,000 円ほどであるが、鑑定が必要だと 50,000 円から 100,000 円の支出になる。助成を受けなければ利用が困難な人に対しては、成年後見利用支援事業の助成対象となるとされる。しかし、実際の運用上は市町村申長立てのみに適用されることが多く、資力が乏しいが、市町村長申立ての対象にも該当しない事例もあり、制度利用の阻害要因となっている。

福祉関係者が書類作成等申立て支援を有償で行うのは弁護士法や司法書士法に抵触する恐れがあるため、有料での支援はしていない。書類作成については、要件により一定の支援を無償で行っているケースも多いが、代理申立ては弁護士以外認められない。資力の乏しい人にとっては、品川区のように、公式に代理申立てが認められる機関を作っていくことが課題であろう。候補者や類型の選択については先に述べたとおりである。

（5）後見開始後の現状と問題点

開始後は第三者後見人の場合、報酬が発生する。本人の収入の中で報酬が支払われるが、すでに述べたとおり、障がい者の年金収入は低く、居住形態によるが、収入から後見報酬を捻出できる人は少ない。

収入も資産も少ない人は、成年後見制度利用支援事業が利用できるが、実施状況は各自治体により異なる。横浜市や川崎市では市町村長申立ての要件は撤廃されているが、いまなお市町村長申立て者に限定されているところも多い。

一方、成年後見人等の不正事件報道も後を絶たない。2014 年度（平成 26 年）の不正報告件件数は 831 件、被害総額は約 56 億 7000 万円と過去最高に達した。2015 年度（平成 27 年）は不正報告件数 521 件、被害総額約 29 億 7000 万円で、家庭裁判所による不正事例への対応の効果がみられる。ただし、後見人の不正に関してはそのほとんどが親族によるものである。2014 年の

---

[7]成年後見制度利用促進委員会委員村田斉志「家庭裁判所の立場から見た成年後見制度の利用促進に向けた課題等」平成 28 年 12 月 12 日第 1 回成年後見制度利用促進ワーキンググループ資料
http://www.cao.go.jp/seinenkouken/iinkai/wg/riyousokusin/1_20161012/pdf/siryo_8.pdf
[8] 成年後見制度利用促進検討委員会事務局「成年後見制度の現状」第 1 回検討委員会資料 6
http://www.cao.go.jp/seinenkouken/iinkai/1_20160923/pdf/siryo_8.pdf

発生件数に占める専門職による不正報告件数は 22 件であり、全体に占める割合は 2.6%である。しかし、2016 年には 37 件と 7.1%と増加に転じており[9]、専門職後見人が増加傾向にあることからも不正防止対策は、内閣府の成年後見制度利用促進委員会の主議題となっている。

（6）法人後見への期待

法人後見は障がいのある子を持つ親にとって関心が高い。認定 NPO 法人よこはま成年後見つばさに寄せられる相談の多くは障がいの子を持つ親からのものである。最近では後見人である親が高齢化し、後見人の引き継ぎが意識される傾向がある。現行の成年後見制度において、自然人（個人）が成年後見人となるのが主流である、禁治産・準禁治産制度において法人が後見人となることには疑義があった。しかし、現行の成年後見制度においては、①ニーズの多様化によって法人が後見人となることが適切な場合もあること、②身寄りのない場合に適切な成年後見人の候補者を見つけることが難しい場合は法人後見が必要である（上山 2015）と解釈され、現行成年後見制度成立過程においても法人後見の役割が見直されており、法人後見に今日的な役割があることが検討された（西森 2013）。

しかしながら、全国の 2015 年の申し立て件数に占める法人の選任事件の件数は社会福祉協議会、821 件、その他法人 1,185 件と、親族以外の受任者に占める割合は約 8.2%にすぎない。例えば、神奈川県下の 20 の社会福祉協議会のうち、法人後見を実施している社協は 18 で、NPO 型の法人後見は連絡会に参加する法人で 10 団体である（神奈川県社会福祉協議会 2016）。増えるニーズへの対応に、既存の団体が受任件数を大幅に増やしていけるのか、それともさらに多くの同様の法人が必要となるのか、団体数についても課題であろう。また、さらに活動中の法人は永続するための運営状況も問われる。安心して法人後見を選択してもらうために検証していかなければならないことは多い。

第 3 項　法人後見の現状と課題

（1）法人後見の民法上の位置付

法人が成年後見人等に就任できるかどうかについては、当たり前のことなので民法上特段の定めはない。敢えて探せば、民法第 843 条 4 項に「成年後見人を選任するには、成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無（成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係の有無）、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない。」と定められているだけである。また、民法上では特段、成年後見人等は「自然人を原則とする」というような限定的な定めも見当たらない。

法人後見の概況をみると、2015 年では法人後見の全体に占める割合は、たった 5.7%に過ぎない。しかし毎年の推移を見ると全体が停滞している（対前年比 100.9%）のに対して、法人後見は着実に伸びている（対前年比 109.3%）。その認知度が深まればもっと増加していくものと思われる。

---

[9] 成年後見制度利用促進委員会事務局「成年後見制度の現状」（第 2 回委員会資料 8）内閣府 http://www.cao.go.jp/seinenkouken/iinkai/1_20160923/pdf/siryo_8.pdf

（2）日本社会福祉士会の見解

さて、その法人後見の位置付けであるが、日本社会福祉士会の見解について、日本社会福祉士会発行の成年後見実務マニュアル（2011）p.11 を見ると次のように書かれている。

> 「成年後見は、判断能力の不十分な人に法的な権限をもつ成年後見人等をつけることによって、財産管理と身上監護の事務を通じて、その人の生活を支えていく制度です。その意味では成年後見は自然人による、個人後見が基本であり、それが本来の望ましい形です。」
>
> 「成年後見の事務は、財産管理から身上監護まで幅が広く、そのニーズも、各人の生活状況や財産状況によってさまざまなものがあります。事案によっては、個人では手に負えない困難な場合も多く存在します。成年被後見人等がまだ若く後見の期間が何十年にもわたることが想定される場合などは、第三者が個人後見事務担うには限界がある場合もあります。また、第三者の成年後見人等を必要とする人で資力が乏しく後見報酬を手当できない場合などは、成年後見人等の引き受け手を見つけにくい場合もあります。法人による成年後見はこのように個人の成年後見人等ではカバーできない場合や、成年後見人等の引き受け手がいない場合の受け皿として考えていく必要があります。」
>
> 「成年後見の困難性や長期性は、複数後見や後見監督人等を選任することでカバーできる場合もあります。同様に、資力の乏しい人の後見制度利用は、成年後見制度利用支援事業を用いて助成を受ける方法もあります。これらの方法を活用して、個人後見が可能であるか、そのためのサポート体制をどうするかをまず検討し、それが無理な場合に法人後見を検討すべきでしょう。」

要するに、

・成年後見は、自然人による個人後見が原則である

・成年後見の困難性や長期性は、複数後見や後見監督人等を選任することでカバーできる

・資力の乏しい人の後見制度利用は、成年後見制度利用支援事業を用いる

・これらの方法を活用して、個人後見が可能であるか、そのためのサポート体制をどうするかをまず検討しそれが無理な場合に法人後見を検討する

等々と法人後見を極めて限定的に位置付けている。まるで法人後見は個人後見のスペア、安全装置としてだけその存在を認めるが如くである。

そもそも何故「自然人が原則」なのか、この文章を読むだけでは明確でない。法人後見も、担当者は自然人である。個人後見では出来ないからと押し付けられたなら、税金の投入された社協法人後見は別として、民間の法人後見にとっては有り難迷惑な話である。

このような法人後見の位置付けの整理では不十分ではないか。利用者の立場に立って考えれば、個人後見であるとか法人後見であるとかではなくて、どのような後見サービス（サービスの質）が提供されるのか、どのような後見サービスの提供システムなのか、実践力があるのかなどが本質論である。利用者が選択した結果が、個人後見かもしれないし法人後見かもしれないだけの話である。各成年後見実施主体は、利用者の選択に耐えられる実践力を持つかどうかが基準であるべきである。「個人後見が原則」などと言った職業後見人による囲い込みのような考え方は望ましくない。

（3）リーガルサポートの見解

次に、昨年 5 月に施行された成年後見制度利用促進法に基づき内閣府の成年後見制度利用促進委員会がまとめた「成年後見制度利用促進計画の案」に盛り込むべき事項に関するパブリックコメントで、一般社団法人リーガルサポート（2017）が提出したパブッリックコメントのうち「法人後見の位置付けについて」を以下に引用する。

《法人後見の位置付けについて》

法人後見は、飽くまで地域後見における補完的な役割を担うべき存在であることを、明確にすべきである。

「資料」 13 頁には、「法人後見の担い手の育成・活動支援」について、「積極的に行うものとする。」等の記述がある。「資料」 23～24 頁の「○社会福祉法人においては、地域の様々なニーズを把握し、これらのニーズに対応していく中で、地域における公益的な取組の一つとして、低所得の高齢者・障がい者に対して自ら成年後見等を実施することも含め、その普及に向けた取組を実施することが期待される。」との記述も、必ずしも明確ではないがそのような趣旨を含んでいると解することができるように思われる。

法人後見の有用性ないし必要性については、当法人としても認めているところであるが、その一方で、法人後見は、迅速な意思決定が困難であること、「顔が見えにくい」ことから、「本人に寄り添う支援」には必ずしも適合的とはいえない場合があること、また、組織の維持のための人件費等非常にお金がかかる仕組みであること等のデメリットもあり、ひとことで言えば、非常に効率の悪い仕組みである。

また、民法第８４３条第４項が、家庭裁判所が成年後見人を選任する場合の考慮事情として、「成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係の有無」を挙げているとおり、介護・福祉サービスの提供事業を行う社会福祉法人が後見等の事務を行うことについては、潜在的には常に利害相反のおそれがあり、実質的に成年被後見人等の利益を害することのないよう十分に留意する必要がある。

そのため、法人後見は、飽くまで地域後見における補完的な役割を果たすべき存在と位置づけるのが妥当であり、法人後見に多大な期待をすること、法人後見の活用を打出の小槌のように考えることは、すべきではない。

現状においても、地域において高齢者、障がい者等の権利の擁護に実績のある団体等が、行政等の助成を得て、非常に高い志をもって法人後見事業に取り組み始めたものの、数年後には、行政等からの助成の打切りをほのめかされ、いずれはランニングコストの確保が困難な状況に陥ることが予想されることを危惧して、当初の志とは異なる営利的な事業展開に舵を切っているように思われるケースも少なからず散見される。また、適任の後見人候補者が得られない場合の一時的な「つなぎ」として利用するつもりだった法人後見人が、逆に適任の後見人候補者の育成の阻害要因となっている例も散見される。

法人後見には、そのような危険もあることを踏まえ、基本計画には、法人後見は飽くまで地域後見における補完的な役割を担うべき存在であることを明記すべきである。

要するに法人後見限定論というよりは否定論である。リーガルサポートの見解は、「法人後見の

有用性ないし必要性については、当法人としても認めているところであるが」としながら、結局は否定論である。これにはいささか驚きを隠せない。職業後見人の露骨な見解であるとも解釈できる。個人後見も法人後見も熟知する論者からすると真逆の見解である。

（4）立法過程からみた法人後見の制度趣旨

一方で西森（2013）は、「立法過程からみた法人後見の制度趣旨 ：成年後見小委員会審議を中心として」の論文の中で、立法過程では必ずしも限定論ばかりではなかったことを明らかにしている。以下、長文であるが、西森論文から引用する。

成年後見制度において法人後見が明文で許容された後においても、法人後見の意義、役割や活用のあり方(以下、「法人後見の役割等」とする)の理解の仕方は論者により差異がある。

各見解は、法人後見の役割等を限定的に捉える見解と限定的に捉えない見解に大別しうる。 限定的に捉える見解は、主に、成年後見人が個人の場合と法人の場合とを対比する。まず、(a)法人後見は本来望ましいものではなく、後見は個人的になされるべきであり、法人後見は個人の後見人が確保出来ない場合にやむを得ず法人に委託する趣旨とすべきとの見解がある。

次に、(b) 成年後見人は個人としてその人の生活に寄り添い、「個」が「個」として成年被後見人等が望む生活を支え権利を擁護する人であり、個人後見が基本的スタイルであるべきで あって、法人が扱う事例は例外的な事例とする見解がある。

ただし、(c)成年後見人は個人が原則であると解しつつも、受任依頼の急増や家庭裁判所の法人後見の積極容認・推奨、困難事例の急増などから、法人後見を積極的に運用する考え方に変わりつつあるとの見解もある。

また、(d)法人後見の役割等の捉え方は定かではないものの、法人が受任する場合として、成年後見が長期になることが予想される場合、多数の財産が分散している場合、関係者の対立が激しく個人では対応できない場合、低所得者に対し専ら福祉的観点から後見を必要とする場合を挙げるものがある。

これに対し、限定的に捉えない見解には、(e)大陸法上の国家後見又は英米 法上の公後見人制度のような公的支援体制が不備なわが国では、法人後見は不可欠であり、親族外の第三者後見人の中核的な役割を果たすとする見解がある。

また、(f)法人後見の活動状況を成年後見の「社会化」の重要なバロメーターとする見解がある。

次に、(g)知的障害者の長い一生を支えるには、公共性に裏づけられた安心できる基盤を持つ法人による成年後見が求められているとの見解がある。

また、 (h)法人後見のメリットからすれば、従来の「個人後見が後見の基本スタイル」とのスキームから脱却し、個人・法人の両メ ニューの設定及び多様な法人類型の保有により、高齢者・障害者の多様なニーズに対し適切な権利擁護の実現が図れるとの見解がある。

さらに 、(i) 東日本大震災を受け、被災地で成年後見人を確保する手段として、社会福祉協議会等を受任者とする法人後見を活用することが求められるとするものがある。

成年後見人は、利用及び成年被後見人の支援に必要不可欠であり、誰が成年後見人になるの

かは実際の支援のあり方にも影響を及ぼす。そのため、各見解は、結論及び根拠は異なるものの、いずれも適切な成年後見人の確保と支援の適正さを図り、制度の実効性を確保しようとするものであろう。

また、法人後見の役割等に関する見解は、成年後見人を個人が原則であると捉え、法人後見の役割等を限定的に捉える見解を嚆矢とし、限定的に捉えながらも法人後見を積極的に活用しようとする見解が主張され、さらに、成年後見の社会化や 法人後見のメリット等から、法人後見の役割を限定的に捉えず、より積極的に捉える見解が主張される方向で展開してきたといえよう。

つまり、法人後見は制度設計段階から限定的に捉えられていたのではなく、むしろそのメリットも評価されていたことがわかる。長い成年後見業務の経験から、個人後見では支援困難な人々や資力の乏しい人々に対する公後見の必要性を感じているので、(e)(f)(h)を論拠に法人後見否定論者の意識改革を願う。

（5）法人後見実施状況

法人後見は年々増えている。特に、2011 年から 2015 年の 5 年間の増加率が著く、2015 年の全体に占める法人の割合は 5.7%となっている。法人の内訳をみると、社会福祉協議会よりもその他の法人の受任が多く、社協の受任件数の約 1.5 から 2 倍で推移している。なお、2013 年に全社協の実施した調査（地域福祉権利擁護に関する検討委員会 2014）によると、法人後見を実施している社会福祉協議会は調査対象となった 321 の社協の約 60%である。

表 1-3-1 法人受任割合の推移

	法人の割合		法人の割合		法人の割合
2000 年度	0.4	2006 年度	1.2	2012 年	4.0
2001 年度	0.6	2007 年度	1.8	2013 年	4.6
2002 年度	0.6	2008 年	2.0	2014 年	5.4
2003 年度	0.5	2009 年	2.6	2015 年	5.7
2004 年度	0.7	2010 年	3.3		
2005 年度	1.0	2011 年	3.8		

＊最高裁「成年後見事件の概況」より作成

表 1-3-2 社会福祉協議会とその他の法人の受任件数

	社会福祉協議会	その他の法人
2011 年	340	782
2012 年	402	877
2013 年	560	959
2014 年	697	1,139
2015 年	821	1,185

＊最高裁「成年後見事件の概況」より作成

その他の法人はおおよそいくつかのタイプに分けることができる。まず、法人格であるが、社会福祉協議会を除き、法人格はほとんど NPO 法人か一般社団法人である。なかには生協法人等の法人形態も見られる。ただし、社会福祉協議会以外に施設等を運営する社会福祉法人が法人後見を行っているケースは、利益相反を理由に受任できないこともあることから、ほとんどみられない。

法人後見および関連する事業内容の実施についてもいくつかの種類に分けられる。上田（2015）の分類は図 1-3-1 に示したとおりである。事業内容別に法人の種類を事業型、社会貢献型の２種類に大別し、事業型には任意後見を含む後見事件の受任を中心に事業を実施する団体、加えて見守りサービスや死後事務等関連サービスの提供を行う法人があるとする。社会貢献型には社会福祉協議会を代表とする公的事業型と独自活動型がある。社協の公的事業型には後見センターを設立し、成年後見の受任を中心に事業展開している法人と日常生活自立支援事業と法人後見を総合的に実施する法人があると分類している。

国立大学法人東京大学政策ビジョン研究センター（2012）は法人後見の担い手別に法人を「市民後見型」「職業後見型」「行政型」と３類型化し、「一般的目線での信用度」「財務基盤・資金力」「対象者」「料金」「強み」「弱み」の分析を示している（表 1-3-3）。

ただし、これらの類型に明確にあてはまらない法人もある。特に担い手別の分類について、専門職と市民後見人が協働で法人運営をしているところもあり、市民後見人の養成が進むなか、次々と新しいタイプの法人が誕生している。

図 1-3-1 事業内容別にみた法人後見の類型

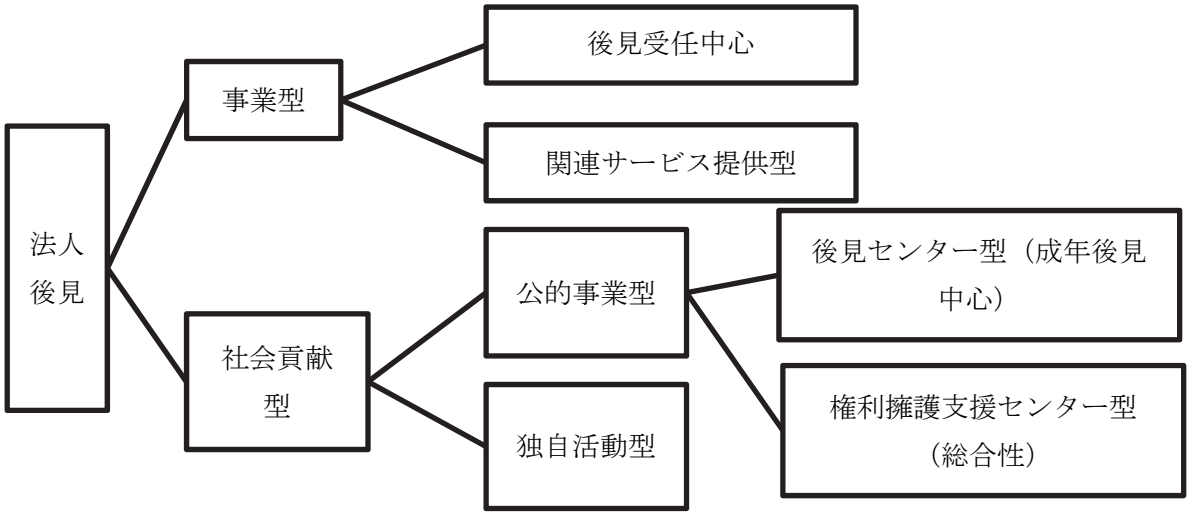

出典：上田晴男（2015）「法人後見の機能と役割」全国権利擁護支援ネットワーク『権利擁護支援と法人後見』ミネルヴァ書房 p.186

表 1-3-3 担い手別にみた法人後見の類型

	市民後見人型	職業後見人型	行政型
一般的目線での信用度	低(財務基盤や法人運営者に対する不安感あり)	中(士業の信用あり)	高(行政の名による信用力あり)
財務基盤・資金力	低(自己資金のみ)	低(自己資金のみ)	高(行政による補助金等のバックアップあり)
対象者	中資産	高資産	低資産(福祉目的とする側面が強い)
料金	やや安い	高い	安い
強み	身上監護面に強いことが多い。時間の調整がつきやすい	法律業務に強いことが多い	公費の投入により困窮者や生活保護者等の後見をする側面が強い
弱み	法律業務は強くないことが多い。複雑な案件への対処能力が高くない	繁忙で身上監護面の対処が弱くなることが多い	担当者が当事者意識を持たず予算内でしか動かない等、いわゆるお役所仕事となってしまうこともある

出典：国立大学法人東京大学政策ビジョン研究センター（2012）『後見・信託事業に関する検討調査研究報告書』p.105

（6）法人後見のメリットとデメリット

上田（2015）は法人後見のメリットを ①後見事務の継続性、②組織的対応力、③活動の柔軟性をあげ、マイナス面は①財政・採算性の確保、②人材の確保、③意思決定が遅いことを挙げている。

後見人が個人の場合は、後見人の死亡等の場合、交代となるものの同じ法人内の人事となるので、後見業務は比較的スムーズに引き継ぐことができる。また、後見事務に困難が生じても担当者個人で抱え込むリスクは少なく、組織的な対応ができる。また、必要に応じて担当者を増やすなど柔軟な体制が組めるので、ニーズに対して柔軟に対応できる。

さらに加えるなら、個人後見とは違い、組織内で事例検討ができ、担当者がそれぞれの経験以上のものを相互に学ぶ機会が得られるし、ノウハウの蓄積も期待できる。また、組織内チェックがしっかりしていれば、また組織ぐるみでない限り不正事件は起こり得ないと言える。

デメリットは事務所の賃料や運営経費がかかるのでコストが高くつくことである。法人が財政的な問題で破綻する可能性もある。また、法人後見の場合、担当者の報酬は個人受任と比較して低くならざるを得ず、法人の運営形態によるが、担当者は法人後見業務を生業とするわけにはいかない。法人の理念にかなった人材育成が常に必要となる。

障がい者の場合、後見人の受任期間が高齢者とは異なり、多くの場合 10 年以上になることが想定される。法人内の担当者の交代があったとしても、基本的な支援体制が継続される法人後見は、本人の安定的な生活を優先した場合、受任者として適正があるのではないか。家族は、申立の段階で法人がどのような後見をしてくれるのか等の情報を得やすいのも個人後見とは異なる

点である。

（7）今後に向けて

成年後見制度利用促進計画案の「法人後見の活用が有用である」では次のようなことが提起されている。

> ○ 法人後見の担い手の育成・活動支援
> 若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場合もあり、後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に、その活用を図っていくことが考えられる。
> ○ 権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わる形で「チーム」としてかかわる体制づくりを進め、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的にフォローする仕組みとする。

これに対して日本社会福祉士会のＩ臨時委員は、

> 第５回成年後見制度利用促進委員会[10]の場で、「ただし、この場でも、とにかく本人にとってどうなのかというところで、個人で後見してくれる人がいないからということで、安易に法人後見ということではデメリットというところで幾つも挙げることができ、そのために海外では本来的には法人後見がないという前提をしっかり押さえて、そういう事実を知っていただいてのことなのか。決して私は法人後見ではだめだとは申し上げません。しかし、有用であると考えられるとしてしまいますと、市民後見人や個人での後見を受けにくくなってしまう可能性があるのではないかと考えたときに、その書きぶりについては改めて考えていただければと思います。」

と発言している。

2015 年の法人後見の割合は全体の約 5.7%に過ぎず、法人後見が普及しない理由はここにあると考える。職業後見か親族後見か市民後見か法人後見かは、利用者が選択するものである。また、リーガルサポートのように法人後見は個人後見の補完的存在に位置付けるなどと言うのは論外である。本来個人後見と法人後見は上下関係ではなく、並列である。後見サービスの提供の仕方の違いである。本質的なことは、利用者がどのような主体を選ぶかである。

チームで取り組む法人後見は、身上監護と財産管理の確保で個人後見に比して優位性が数々ある。今後の成年後見制度の課題である「利用促進策」及び「不正防止対策」には、未だ社会的認知の遅れている法人後見普及が一番適っているし、緊急にできる施策と考える。ただし、法人後見であってもその質は千差万別である。それは個人後見であっても同様である。利用者に選ばれるよう各主体は切磋琢磨して、後見サービスの質を向上させることが重要である。

提言としては、①国は、法人後見の普及・啓発に取り組むこと、②市町村は、成年後見制度法人後見支援事業を完全実施することである。新しい成年後見制度においても、後見人は個人が原

---

[10] 内閣府（2016）「成年後見制度利用促進委員会第 5 回議事録」
http://www.cao.go.jp/seinenkouken/iinkai/pdf/gijiroku_5.pdf

則とされ、例外的に法人が選任されるとされてきた。しかし、法人後見の優位性にも目を向けるべきである。厚生労働省も 2013 年度（平成 25 年）から、成年後見制度法人後見支援事業を地方自治体の必須事業と定めているからには、完全実施されることが急がれよう。

参考文献

荒川区自治総合研究所（2014）『親なき後の支援に関する研究プロジェクト報告書』
http://rilac.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2015/08/Rilac_oyanakiato_report.pdf
http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shogai/kouken/koubosiryou22/siryou2.pdf
地域福祉権利擁護に関する検討委員会（2014）「地域における権利擁護体制の構築の推進に向けて」『「権利擁護センター等」の具体化に向けて』全国社会福祉協議会
http://www.shakyo.or.jp/research/20140415_Area.html
傅力（2008）「自閉症者の親亡き後の生活に対する親の不安に関する研究」『生活科学研究誌』Vol. 7 181-190.
一般社団法人日本自閉症協会(2016)「知的障害者・発達障害者による補助類型・保佐類型の利用が進んでいない理由」内閣府、第 1 回利用促進ワーキング・グループ会議資料より
http://www.cao.go.jp/seinenkouken/iinkai/wg/riyousokusin/1_20161012/siryo_1.html
一般社団法人リーガルサポート（2017）「成年後見制度利用促進基本計画の案に盛り込むべき事項に関する当法人の意見 」
https://www.legal-support.or.jp/akamon_regal_support/static/page/main/pdf/ikensyo/kihon.pdf
国立大学法人東京大学政策ビジョン研究センター（2012）『後見・信託事業に関する検討調査研究報告書』http://www.shimin-kouken.jp/materials/pdf/meti_23.pdf
神奈川県社会福祉協議会（2016）『かながわの市民後見人養成の現状と課題～権利擁護人材のさらなる展開に向けて～（市民後見人養成課題検討会報告書中間まとめ）』
厚生労働省「平成 27 年度平均工賃（賃金）月額実績について」
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/service/shurou.html
神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会（2013）『精神障害者のアドボケイトを担う人材及び精神障害者における成年後見制度のあり方について』厚生労働省平成 24 年度障害者総合福祉推進事業
久保厚子（2016）「1 回利用促進策 WG におけるヒアリングでの意見表明」第一回利用促進策ワーキンググループ会議資料
http://www.cao.go.jp/seinenkouken/iinkai/wg/riyousokusin/1_20161012/pdf/siryo_9.pdf
内閣府『平成 28 年度版高齢者白書』http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2016/html/gaiyou/index.html
日本社会福祉士会（2011）『成年後見実務マニュアル』中央法規
西森利樹（2013）「 立法過程からみた法人後見の制度趣旨―成年後見小委員会審議を中心として―」『横浜法学舎 22(2)』231-255.
西村 愛（2009）「「親役割を降りる支援の必要性を考える -「親亡き後」問題から一歩踏み出すために- 」『青森保健大雑誌 10(2)』155-164.
成年後見制度利用促進検討委員会事務局「成年後見制度の現状」第 1 回検討委員会資料 6
http://www.cao.go.jp/seinenkouken/iinkai/1_20160923/pdf/siryo_8.pdf

障害者関係団体連絡協議会障害者の高齢化に関する課題検討委員会(2014)『障害者の高齢化に関する課題検討報告書』全国社会福祉協議会
http://www.shakyo.or.jp/research/2015_pdf/20150529_koureika.txt
障害者施策推進協議会専門委員会（2010）「後見的支援推進プロジェクト報告書–将来にわたるあんしん施策」http://www.yokohamashakyo.jp/siencenter/koukensien/data/houkokusho.pdf
菅野敦（2005）「退行を示した青年期・成人期知的障害者に対する地域生活支援と社会参加の促進に関する研究」『発達障害支援システム学研究 4』35-46.
上田晴男（2015）「法人後見の機能と役割」全国権利擁護支援ネットワーク『権利擁護支援と法人後見』ミネルヴァ書房、181-191.
上山泰（2015）『専門職後見人と身上監護（第 3 版）』民事法研究会
全日本手をつなぐ育成会（2014）『意思決定支援の在り方並びに成年後見制度の利用促進の在り方に関する基礎的調査研究について』平成 25 年度障害者総合福祉推進事業

第２章

成年後見制度の理解促進に向けた研修プログラム開発に関する調査

第２章　成年後見制度の理解促進に向けた研修プログラム開発に関する調査

第１項　成年後見制度について、障がい者の利用状況と現状

社会福祉基礎構造改革により福祉が措置制度から契約制度に大きく転換し、高齢者の介護保険と同時に新しい成年後見制度がスタートした。介護保険と両輪と謳われた成年後見制度ではあるが、施行から 16 年経過した現在、その利用は高齢者でも想定よりはるかに少ない。障がい者の分野では契約制度への転換は 3 年遅れて 2003 年の支援費制度からとなるが、障がい者に至っては更に利用が進んでいないのが現状である。

今回、厚生労働省指定課題である「成年後見制度の理解促進及び適切な後見類型の選択につなげることを目的とした研修プログラムの開発」において、先ず既存の調査研究（平成 26 年 3 月社会福祉法人全国手をつなぐ育成会及び平成 28 年横浜市社会福祉協議会アンケート調査等）からその現状を把握し、それを基に知的障がい者、精神障がい者の親、及び支援者向けヒアリング調査の質問項目を検討した。そして、障がいのある方やその家族にとって共通の大きな不安要素である「親なき後問題」を少しでも解消できる内容を盛り込んだ研修プログラム開発を目指すものとする。

全国手をつなぐ育成会の調査は、育成会を中心とする親・会員向けとするアンケート調査で有効回答数 1,353 人のデータである。一方、横浜市社会福祉協議会による調査は、横浜市の障がい者当事者及び家族を中心とした団体向け調査による 275 人のデータ（有効回答率 44.5%）によるものである。

前掲調査で、実際に成年後見制度を利用している方からお聞きした制度利用に至った理由の多くは、以下によるものであった。

・福祉サービスの契約（ホームヘルパーは施設利用のため）
・預貯金の管理・解約
・相続の手続き
・親なき後の不安から

成年後見制度の利用は具体的に必要に迫られたことによる理由がほとんどで、後見人は親が大半を占め、兄弟姉妹・親族を合わせると 9 割近くが親族という結果であった。また、類型については、後見類型がほとんどであった。

また親族が後見人になったメリットとしては、金銭管理が明確になったことを挙げている方が少数いるが、良かったことは何もないと感じている方やデメリットの方が多く、その理由としては事務手続きの煩雑さを挙げている方が多かった。また、自身が高齢になってきたことで次は誰に引き継ぐかという問題に直面し、第三者後見人は報酬がかかることが不安と負担感として強く感じていた。

一方、成年後見制度を利用していない方からの回答によると、障がい者にとって成年後見制度利用の阻害要因となっていることは、以下のようなことであることが明らかになっている。

・必要を感じない（親が元気なうちは自分でやりたい）
・誰が後見人等に選任されるか不安
・制度についてよく分からない
・手続きが煩雑（申立てが大変）

・報酬に対する負担感（第三者）
・制度や後見人等に対する不信感
・第三者は本人理解・障がい理解をしてもらえるか
・具体的に相談するところがない
・身近な支援者の制度理解が低い
・後見人等に医療同意がないことの不安
・欠格事項に対する不安

親が元気なうちは必要を感じない方が多いが、その場合でも将来的には必要と考えている方がほとんどであった。特に親の年齢が 60 代を過ぎ 70 代になるにつれて将来への不安が現実化してくるようである。本人に兄弟姉妹がおらず、第三者に託す場合は報酬への負担感や後見人に対する不信感も大きな阻害要因になっていることが分かる。

また、現行の成年後見制度には多くの課題があると言われているが、それ以前に基本的な制度自体が分からない方も多い。また、制度の概要はほぼ理解しているが具体的な内容の理解が必要という方も多い。まずは、制度の周知が課題である。

一方では、制度が難しく馴染めないことも利用につながらない要因である。福祉制度を利用してきた本人や家族にとって、家庭裁判所（以下、家裁と略す。）や民法制度に対するハードルは予想以上に高く、使用される言葉自体が難しく、申立ての手続きが大きな壁になっている。ごく身近な支援者から適切なアドバイスを受けられる環境が必要であるが、成年後見制度について相談できるような支援者は身近にはいない、相談機関も十分ではないことが明らかである。地域の中にワンストップで相談から申立て、後見受任や親族後見人等を支援できる機関が期待されるところである。

第 2 項　調査の目的と方法

（1）調査の目的

研修プログラムの開発にあたって、主に①誰を対象とするのか、②何を伝えなければならないか、③どのような形式で、どのくらいの時間配分で行うかを決めていかなければならなか、そのためには、研修対象となる人の成年後見制度に対する意識、実際の相談実態等いくつかの視点から必要な要素を探っていくことを目的にした。

（2）調査の方法と内容

プログラム開発にあたり、2 種類の調査と、これまで実施した 2 つのプロジェクトを再考した。

①親と支援者の意識調査を実施した。

まず、親のニーズ等を明確にするため、知的障がい者の親向けグループインタビュー、精神障がい者の親向け個別インタビューを通して、親なき後の心配事と成年後見制度に関する知識等についてヒアリング調査を行った。

加えて、知的障がい者及び精神障がい者施設等の職員に対してもインタビューを行った。これは普段から、身近な支援者が制度利用の後押しになっている事例が多いことから、職員の意識調査から何かヒントが得られると考えたからである。その方法と結果は第 3 項、第 4 項にまとめた。

②あんしんノートを書く時の留意点等について整理し、第 5 項にまとめた。
③真理さんプロジェクトの経過報告をまとめた。真理さんプロジェクトとは、障がいのある女性と取組んだ成年後見制度申立てまでの約 3 年間の支援で、支援することにより適切な類型につなげられた事例である。
④認定 NPO 法人よこはま成年後見つばさで、これまで受任した事例分析を行った。これは成年後見の利用により、実際どのような効果が得られるかを検証することが目的である。制度利用の阻害要因として後見人が何をしてくれる人なのか、本人はもちろん親もなかなかイメージがつきにくいため、多数の事例を通して実際の業務を分析することで、より具体的に説明できる。また、相談だけに終わった事例分析を通して、制度利用に結びつかなかった理由の整理を行う。

第 3 項　成年後見制度利用に関する親の意識調査

（1）調査項目

障がいのある子どもを持つ親向けヒアリング調査を実施した。

知的障がいのある子どもを持つ親向けヒアリング調査は、65 歳以上の成年後見制度に対して関心や意識の高い 5 名の方に依頼しグループインタビューを実施した。成年後見制度を利用している方と利用していない方の両方からヒアリングできるように人選した。

精神障がいのある子どもを持つ親向けヒアリング調査も 65 歳以上の成年後見制度に関心の高い方に依頼し個別にインタビューを実施した。65 歳以上の親を対象としたのは、成年後制度の利用が切実な課題となっている世代の意見を集めたかったからである。項目は表 2-3-1 のとおりである。

表 2-3-1 調査項目

1．基本属性
・親の年齢、続柄
・子どもの年齢、性別、障がい程度（療育手帳、身体障がい者手帳、支援区分）
・子どもの住まい（同居・別居）
・同居の場合の家族構成
2．成年後見制度の利用について
①成年後見制度を利用しているか、利用に至った理由、利用していない理由
成年後見制度を利用している方へ
②後見人等はどなたか
③後見類型は
④利用のメリットとデメリットについて
3．報酬について
4．研修について望むこと
5．身近な支援者から制度の話はあったか
6．あんしんノートの利用状況
7．その他

（2）調査結果

親向けのインタビューの結果を調査項目である「基本属性」「成年後見制度の利用について」「報酬について」「研修について望むこと」「身近な支援者から制度の話はあったか」「あんしんノートの利用状況」について、調査対象者の発言を整理したものが表 2-3-2 である。そのうえで質問ごとに回答を整理した。

表 2-3-2　親向けインタビュー

・A~E の方は知的障がいのある子をもつ親御さんによるグループインタビュー

・F と G の方は精神障がいのある子をもつ親御さんによる個別インタビュー

	A	B	C	D	E	F	G
1．基本属性 ・年齢、続柄 ・年齢、障がいの程度等 ・住まい（同・別） ・同居の家族構成	・70 歳、母 ・42 歳、男性 自閉症、A2 区分 3 ・自宅同居 ・両親と本人	・69 歳、母 ・43 歳、女性 ダウン症、A2 心臓 4 級、肺 1 級、区分 3 ・自宅同居 ・母と本人	・73 歳、母 ・47 歳、女性 重症心身障害、Ⅰ種 1 級 区分 6 ・施設入所	・75 歳、母 ・49 歳、女性 重症心身障害、Ⅰ種 1 級、 区分 6 ・施設入所	・65 歳、母 ・39 歳、女性 重度知的障がい 自閉症、A1 区分 6 ・施設入所	・80 歳、父 ・43 歳、女性 統合失調症 精神 1 級 区分　利用無 ・自宅同居 ・両親と本人	・73 歳、母 ・45 歳、女性 統合失調症 精神 2 級 区分は？ ・グループホーム
2．成年後見制度の利用について ①利用の有無とその理由	利用していない 今のところ必要ない	利用有 親子二人暮らしで親なき後に向けて利用した。法人後見なので利用した	利用している 先ずは自分たちが勉強する意味で申立てた	利用している 父親が亡くなって相続のため（娘婿が特別代理人で）	利用していない 今のところ必要がない。ギリギリまで利用しない	利用していない 今まで必要なかった	利用していない 今のところ何とかなっているが、準備は必要と思っている
②利用有の方は誰が後見人等か		法人後見（NPO）	父親	母親			
③類型は		保佐	後見	後見			
④実際に成年後見制度を利用されている方に メリット、デメリットについて		メリットは親の代わりにチームで支えてもらっている。法人はみんなで相談して決めるという体制がある デメリットは第三者後見人には報酬がかかる	メリットは後見人の欄に父親の名前を書くと相手が安心する程度。 デメリットは報告書が面倒	メリットはない。 デメリットは毎年の報告が面倒			

	A	B	C	D	E	F	G
３．報酬について		特別障害者手当をもらっているので、それを当てることにしたが、年金だけしかない障がい者には厳しいと思う	今でもお金がないのに第三者に 2 万円を払ってまで後見人にする意味は何だろうと思う	親族だからもらっていないが		第三者後見人には報酬が必要なことは理解している。本人の収入から支払うのは無理だが、自分たちが思っている身上監護中心だとすると安いと思う	自分たちにも認知症になるかもしれないので必要になるかもしれず、二重に報酬がかかるのは年金暮らしでは大変と思う。今は利用していないが娘の GH 暮らしに 5 万円仕送りしている
４．研修について	後見人をつけてどうなったかを伝えるといい。制度の説明だけでなく事例があるといい		法人後見でやった研修は、いつ、だれが、どういう人に頼んだらいいかという内容で分かりやすかった	NPO 法人でもどこでやっているのかが分からない。どこに相談したらいいか分からない。支援センターの一般的な研修しかない	いつも一般的な話を聞くが、個々に即した話が聞きたい。小さいグループで個別相談ができたらいい	家族会に 3 回ほど社協や弁護士を依頼し説明してもらったが、何回きいてもずれていた。財産管理中心ですという感じだった。一般的ではなく障がい者の事例が聞きたい。親なき後の実際が見えないので、どうなるのかを知りたい	4 回ほど聞いたが、基本的な事で同じだった。聞きたいのは費用はいくらか、タイミングはいつかである。個別の時は少し聞けたが書類のことは大変と思った。あんしんノートのことは分かりやすかった。精神も高齢者も一緒になっているので分かれている方がいいと思う。つばさは事例もあって分かりやすかった

		A	B	C	D	E	F	G
５．身近な支援者から制度の話はあったか		担当する利用者に後見人がついても支援者は制度を知らなかった。支援者は研修に行ったことがない。支援者が後見人を紹介する例はあまりないが、身近に法人後見があると繋げてくれる。施設長が知っていると繋がる。トップを教育する必要がある	言葉は知っているというレベル。基本的な研修に一度行って、その後に事例を聞けるようなシリーズになっていいるとよい。支援者はお金を置いていくだけの人と思っている。良い実例があまりにも少なすぎる		ない	施設からはない	身近な支援者は、私の知っている限り制度についてあまり知っている人はいない。毎日のことが忙しくて難しいと思う	GH や作業所の職員は若いし忙しそうで聞けない感じがする。決まった時に報告するのかなあと思う

	A	B	C	D	E	F	G
6．あんしんノートの利用状況		買ったら安心して書いていない。定期的に集まって少しずつ小出しにして出してもらうと良い	書けば書く程心配になり「あんしんノート」じゃないという人もいる。エコマップは必要だと思う。日中活動と家の往復しかない人が友人を見守りに加えた。字が小さいし書くのは嫌だがサポーターとの話の中で気楽に書いてもらえたら作りやすいかもしれない。厚いものをポンと出されるのは嫌	成育歴、病歴は自分で作った。生活面のプラスアルファは支援者に伝えるために書くが、丁寧に書けば書くほど、その中で納まってしまう。親が気付かないことを気付いてほしい。だからあえて詳しく書かない。最低限のマニュアルくらいはと言われてがっかりする	一通り書いた。毎週一回親の会があるので進む	半分くらい書いている。成育歴は書いたが、今後のことは書いていない。どう書いていいか分からない	書こうかと思っているが、まだ書いていない
7．その他	親なき後を気にしてくれる人が欲しい	今ある制度を使いながら問題点を発信することが大切	親族後見人なので、次の段階をどうしたらいいかと考えている。誰でも利用できて安心できる方法はないかと思う コーヒーを飲みながらワイワイする成年後見カフェがあるとよい	障がい者専門の後見を考えてほしい。自分で財産を築いた高齢者と、親が頑張った障がい者は違う	NPO 法人は作りたいが、人材がいない。気軽に立ち寄れて成年後見制度の相談ができるところがあればよい。一軒家を持っていると必ず成年後見制度は必要になる。社会運動として成年後見制度は使いにくいと訴えていくことも必要では	実際の制度に対しては、入口に入ったばかりで言えないが、色々な方々と連携しているが親なき後に誰がやってくれるのかということが心配である	成年後見制度は、先ず言葉が難しいので躓く。障がい者の実際の事例があると分かりやすいと思う。家族会で相談を受けることがあるが各区に 1 か所とか身近に相談するところがあるといい

基本属性

- 親の年齢は 65 歳～80 歳で、お子さんの年齢は 39 歳～49 歳であった。
- 障がいの状態は重度～最重度で、居所は施設入所が 3 名、グループホームが 1 名、同居が 3 名であった。
- 成年後見制度利用者は 3 名で（法人後見が 1 名、親族（親）後見人が 2 名）

成年後見制度の利用について

- 利用に至った理由は、親が高齢になってきたため、自分が制度を理解するため、相続のためであった。一方、制度を利用していない理由は、今のところ必要ないということであるが、高齢になっていよいよ不安になっている方、ギリギリまで自分が頑張るという方も最終的には利用しなければと考えていた。
- 制度を利用している方は法人後見で保佐類型の方が 1 名、親族後見の方はいずれも後見類型であった。
- 法人後見は NPO 法人による法人受任であるが、チームで相談して対応できることにメリットを感じており、制度を利用した理由も法人後見だからということであった。一方、親族後見の方はほとんどメリットを感じておらず、デメリットとしては報告書が大変という結果であった。また、共通のデメリットとしては第三者後見人の場合は、報酬が負担となることをあげていた。

報酬について

- 制度のデメリットでもあげていたが、障がい者の収入は年金がほとんどで後見期間も長いので第三者後見人の場合は報酬についての負担感は大きい。
- 親が高齢になり年金生活になっていることから、自分もいつかは制度を利用するようになるとしたら二重に負担するようになるとの不安感も訴えていた。
- 第三者に 2 万円払ってまで後見人になってもらう意味は何だろうと思う方がいる一方で、本人が支払うことは無理だが、自分たちが思っている身上監護が中心だとすれば安いと思うという意見があった。親が望む後見人の理想像と現実のギャップも感じられた。

研修について

- 基本的な概要だけではなく、障がい者に特化した説明を入れてほしい。いつ、誰が、費用についての内容を入れると分かりやすい。
- 認知症の高齢者とは違うので障がい者用の研修が必要である。
- 後見人をつけるとどうなるか、親なき後の様子が見えるように事例があるといい。
- 個別的な事が聞きやすいように、少人数や個別相談があるといい。
- あんしんノートのことは分かりやすかった。

身近な支援者について

- 身近な支援者は制度について知っている人はあまりいない。毎日忙しそうにしているので相談することも難しいようである。
- 身近に法人後見があると繋げてくれる。施設長が知っていると繋がるとの意見もあった。

あんしんノートについて

- あんしんノートについては全員が知っていて、既に書いている方や書こうと思っている

が、まだ書いていない方など夫々であるが、親としての様々な思いを感じることができた。

- 必要性については共通しているので、親なき後の準備の導入には有効であると思われる。
- あると便利なあんしんノートであるが、書くことの大変さを考えると少人数で集まって「書く会」を実施する、小出しにしていくなどの工夫が必要との意見もあった。

その他の意見

- 親なき後を気にしてくれる人が欲しい。
- 今ある制度を使いながら問題点を発信することが大切
- 身近で気軽に相談できる「後見カフェ」のようなところがあるといい
- NPO 法人を作りたいが人材がいない。成年後見制度はいつか必要になるが使いにくいことを社会運動として訴えていくことが必要ではないか。
- 色々な方々と連携しているが、親なき後に誰がやってくれるのかということが心配。
- 成年後見制度は、先ず言葉が難しいので躓く。各区に 1 か所くらい身近に相談するところがあるといい。

（3）考察

今回の調査は、対象を 65 歳以上と成年後見制度を意識する年齢の方で、且つ意識の高い方に依頼したこともあり、積極的な発言が多かった。その中で成年後見制度自体の課題と親なき後の心配に尽きるということであった。

成年後見制度がスタートして以来、障がい者の間では必要に迫られて利用することがほとんどだった。親なき後の備えとして制度利用に至った場合も親族後見では次の引継ぎ手が課題となっていた。唯一、チーム対応が可能な法人後見利用の場合に、権利擁護を視野に入れた期待を込めた利用であると思われた。

障がい者の場合は親が一定の年齢になると、いやが応でも親なき後のことを考えなければない。それまで親が担ってきた機能の一部を後見人に引き継いでいく必要が生じる。成年後見制度は、財産管理と身上監護という本人の人生に大きく関わってくる部分の機能であるがゆえに、慎重にならざるを得ない心情も察することができる。しかし、ギリギリまで自分で障がいのある子どもの面倒を見るという選択はあるが、いざ必要になった時の心配も増幅しているのが現状だと思われる。

調査結果を踏まえて、研修プログラムに盛り込む事項には、次のようなことが必要と思われる。

①後見人がついたことのイメージをもてるように実際の事例を提示する

②「いつ（利用のタイミング）」「誰に」「費用は」を盛り込む

③あんしんノートを制度利用の導入として利用する

第 4 項　成年後見制度利用に関する障害者施設支援者の意識調査

（1）調査項目

知的障がい者施設 5 名、精神障がい者施設 2 名の管理職の方を選びヒアリング調査に協力をお願いした。障がい者施設の職員でも、成年後見制度のことをよく知らない人や施設に制度利用者がいても、そのことを意識していない人も多いため、制度に関して一定の知識のある管理職を対

象にした。質問子項目は表 2-4-1 のとおりである。

表 2-4-1　質問項目

1．基本属性
・年齢、性別
・役職名
・勤続年数（現在の施設）
・資格
2．成年後見制度の研修について
①親向け研修の実施
②職員向け研修の実施
③実施における課題
3．利用者・家族への対応
①家族も後見人もいない方への対応
②制度を勧めた経験の有無と理由
③申立てについての相談先の有無
4．施設にとって後見人がいるメリットとデメリット
5．希望する後見活動とは、理想の候補者とは
6．法人後見について
①個人後見との違いは
②法人後見の必要性
③法人や親の会で法人後見を行う動きについて
7．親以外の第三者後見人との連携は取れているか
8．その他

（2）調査結果

支援者向けインタビューを調査項目の「基本属性」「成年後見制度の研修について」「利用者・家族への対応」「施設にとって後見人がいるメリットとデメリット」「希望する後見活動とは、理想の候補者とは」「法人後見について」「親以外の第三者後見人との連携はとれているか」「その他」に関する調査対象者別の回答を整理したものが表 2-4-2 である。また、それぞれの項目ごとに回答を整理した。

表 2-4-2　支援者インタビュー

・A~E の支援者は知的障がい者対象

・F と G の支援者は精神障がい者対象

	A	B	C	D	E	F	G
1．基本属性 ・年齢、性別 ・役職 ・勤続年数 ・資格	40 代、男性 施設長（通所） 約 20 年 社会福祉士、介護支援専門員	60 代、女性 施設長 25 年位 社会福祉士、介護支援専門員	50 代、男性 所長（入所） 3 年半 精神保健福祉士	50 代、女性 所長〈入所、通所〉 12 年 社会福祉士、介護福祉士	50 代、男性 施設長（入所） 31 年 社会福祉士	60 代、男性 施設長 4 年 社会福祉士、介護支援専門員	60 代、女性 施設管理者 3 年（精神 40 年） 精神保健福祉士、精神保健参与員
2．成年後見制度の研修実施について ①親向け ②職員向け ③実施上の課題	①要望に合わせて実施 ②一部の関係職員には月 1 回 ③制度のイメージが悪く説明に苦慮している。制度の内容の部分はどの切り口で話したらいいか悩む	①連携している法人後見実施団体の情報提供 ②法人として人権研修はあるが成年後見制度はしていない ③職員が忙しい。親向けは平日、休日、午前、午後と色々考える	①今年 1 回実施 ②保護者向け研修と合わせて実施（一部の相談業務に関わっている職員に） ③特にない	①実施していない ②実施していない	①過去 2 回位 ②実施していない ③導入のところで法律の話が職員、親とも説明が難しい。全体の研修だと勘違いすることもあり、一人ひとり丁寧に伝えなければならない 日程の設定が難しい	①実施していない ②実施していない	①ここでは実施していない ②実施していない

	A	B	C	D	E	F	G
３．利用者・家族への対応 ①家族も後見人等もいない方への対応 ②制度を勧めた経験の有無と理由 ③申立てについて相談先の有無	①家族で対応できている ②GH 利用者、親の高齢化、お金が溜まってきている人が使えるように区長申立で進めている方がいる ③あり。基幹相談支援センター、行政書士	①家族で対応できている ②GH 利用者、親の高齢化 ③あり。連携している法人後見を実施している NPO 法人	①家族で対応できている ②基本的に勧めてはいない。家族の判断にお任せしている ③基本的には入所施設の相談員。最近は法人後見を実施している NPO 法人	①一部家族や後見人がいない方はいる。自署できない方は施設長、所属長が代行している ②数件勧めた ・母親が亡くなって折合いの悪い兄弟間で不利益にならないように ・一人っ子で母親が高齢 ・ご本人が高齢になりお金の使い方を知らない方の支援に。等 ③法人後見を実施している NPO。施設職員もご家族の書類作成を手伝っている	①身内がいない方は比較的本人の意思がはっきりしている。CW と連絡や契約も自署できる ②行政から言われたことや、親族との関係が薄い方が多いので必要に応じ勧めている。金銭管理のトラブルを防ぐためにも勧めている ③自分で対応することもあるし、ぱあとなあに相談したり、場合によっては家裁に直接相談するように勧めている	①家族、後見人どちらかがいる ②お金の管理や施設を出た後の契約が必要で勧めた ③法人後見実施の NPO やぱあとなあ	①いるが施設が対応している ②身元引受人や後見人がいなくても受け入れている 精神障がいの方はそんなもんだと思っている。後見人は、身元保証も医療同意もしてくれないので
４．施設にとって制度を利用しているメリットとデメリット	何気なく行っている契約行為、金銭管理や業務に説明責任が生じる中で、本人にとって様々な人が関わることがメリット。デメリットは特にない	ご本人の立場の方と施設がしっかり相談できることがメリット。今の制度が本人の自己決定支援が中心に据えていないことがデメリット	メリットは支払や財産とか施設じゃない人が管理しているので安心。何かあった時に後見人と話し合うことができる。デメリットは今のシステムは権利擁護まではできていない事	メリットは、ご本人と施設側の考えが折合わない時、本人の立場で後見人が代弁する デメリットは、家族側につく後見人だとご本人の意思が反映されにくい	メリットはご本人の預貯金を親が勝手に下してしまうことを防げる デメリットは親が高齢なので家裁報告ができない	家族がいない場合はお金のことや相談する時に心強いことがメリット デメリットはそれほどない	後見人がついていてのメリットは今まではない デメリットは面倒なだけで、訪問もしてくれない。本人のためにお金が使えない

	A	B	C	D	E	F	G
５．希望する後見活動、理想の候補者とは	相談できる人 身上監護を重視してくれる人 知的障がいを理解し支援者の動きと連携できる人	計画相談、個別支援計画等に出てもらって本人の気持ちを伝えてほしい 自己決定支援のできる人	財産管理は公的な任務としてきちんとできる人 身上監護は人権を守れる人	月に１回は訪問して本人の状況を把握し、成育歴や生きづらさに関心を払ってほしい 申立ての前からご本人のサポートについてしっかり考えてくれるような方	ご本人の意思を代弁すること。大人の利用者なので言葉のあり方、ない方にいかに寄り添うか。月に１回は訪問し、ご本人のことを施設と一緒に話し合いができること	連携できる人 障がいの特性を理解して本人と上手くコミュニケーションを取れる人	後見人はその人のお金を上手に使っていかなければならないと思う そのためには、本人を知らなければならないし、事情や健康状態を知るために入り込まなければならないと思う
６．法人後見について ①個人後見との違いは ②法人後見の必要性 ③法人や親の会で法人後見を行う動きについて	①法人はコンプライアンスがあり、体制的に整備されているイメージがある ②個人の活動は限界がある。法人は家族の意思を引き継げる。人材の活用・育成の面からも必要になってくる ③ない	①法人後見は色々な価値観が入り、チェック機能もある ②知的障がい者は後見期間が長いので永続性という面からも必要 ③すでに施設の後援会（親の会）が法人を立上げ実施	①法人後見の方が組織的な対応ができ、継続性があるので安心 今のところ法人後見の事例がないので比較はできないが、後見人が高齢になったらどうするのかと思う ②必要性はある ③親の会で動きが出てきたところ	①法人後見は内部に相談体制が整っていて安心できる ②必要だと強く感じている ③施設の側から法人後見の必要性は出てくると思う 親の会に相談するのが実現可能性の高い方法だと思う	①個人だと一人の考え方だが、法人は複数のかかわりになるので安全だと思う 金銭管理も個人よりもチェック機能が期待できる ②必要性はある 費用の面でもいいのではないか ③ない	①個人の後見よりも法人の方が本人にとっても後見人の立場でも気持ちの上で安心 ②必要性は大いに感じる 個人で受任するのは重たい ③わからない	①よく分かっていないが、法人という組織で対応するのは良いと思う ②みんなで考えたり支援していくことは一番望ましい ③ない 家族は自分たちで作ろうというのはないと思う

	A	B	C	D	E	F	G
7．親以外の第三者後見人との連携は取れているか	連携できている	ケース検討会に入ってもらっている	第三者後見人との連携はほとんどない 面会もほとんど来ない	取れている人とそうでない方が半々くらい	連携というほどのことはない	特に困ったことはない	訪問する後見人は一人だけ。自分の用事がない時は来ない
8．その他	グループホームだけの支援では地域生活は支えられない。負担軽減とチェック機能があり、本人のお金を消費するためにも後見人は必要	大きな法人は丸抱えになっている 本人に寄り添う後見人がいないと法人のデメリットが出る	報酬のあり方はパブリックな制度にしてお金が介在しないようにすると良いと思う 高齢と障がいは全然違うので窓口を分けてほしい 財産管理と身上監護、この二つを一つのパッケージに入れるのか。前者は後見人、後者はオンブズマンのような障がいを理解して親サイドの立場で物が言える人が望ましい。後見人で賄うのは無理。オンブズマンのような QOL を考える人が必要	まだまだ仕組みとしては不十分 あんしんセンターが機能していない 区長申立もなかなか進まない 基本相談の部分できちんと相談ができ、後見制度だけではなく地域の理解や色々なところが充実しないと権利擁護にはならない	後見期間が長いので報酬の負担が大きい 一人ひとりのニーズに合わせていくことは難しいが色々な人の目が入ることが必要 個人後見だと最後までみられないと思うので法人後見は安心だと思う	本人に対して制度を理解してもらうのは難しい 会うたびに話しをして実際に必要な場面で説明するのが分かりやすい 繰り返しが必要	制度が活字で示しているのは財産管理だけど、その人のことを知らずして行うのはないと思う 法律がダメなのか、解釈がダメなのか

基本属性

- 知的障がい施設管理者 5 名、精神障がい者施設管理者 2 名による個別インタビュー
- 年齢は 40 代～60 代、男性 4 名、女性 3 名で社会福祉士、精神保健福祉士資格を有する。
- 勤続年数は、3 年から 30 年以上と幅広いが福祉関係での経歴は全ての方は長期間であった。

研修について

- 成年後見制度についての研修の実施状況は、一部の関係職員に月 1 回実施している施設が 1 か所あったが、それ以外は親向け、職員向けとも定期的に実施している施設はほとんどなく、必要に応じて実施しているところがある程度であった。
- 親に対しては、制度のイメージが悪い、法律の説明が難しいなど苦慮していた。
- 職員が忙しく時間を合わせて実施することが難しいなど、日程の設定も困難な状況があった。

利用者・家族への対応

- 施設との契約や支払いについては、後見人が就いていなくても概ね家族で対応ができており、一部家族のいない方は本人の意思表示や自署が可能ということであった。
- 自署が難しい方には施設長や所属長が代行することもあった。
- 制度の利用については、GH 利用者で親が高齢になったため勧めるケースがあった。
- 行政からの指導もあり、金銭トラブルを防ぐために制度利用を勧めることがあった。
- 後見人の印象が悪いと感じている施設は、あえて制度利用を勧めていなかった。
- 申立てについての相談先は NPO 法人、あるいは施設や個人的なつながりから専門職に相談するケースがあった。
- 施設管理者自身が相談にのる場合や直接家裁に相談するように勧める場合もあった。

制度利用のメリット・デメリット

- 本人にとって様々な人が関わることがメリットであり、本人の立場の人がいることで施設も相談ができる。
- 施設は管理や業務に説明責任が生じることや親が勝手に本人の預貯金を使ってしまうことを防げることがメリットとしてあげられている。
- デメリットとしては、今の制度は自己決定支援を中心に据えていない、権利擁護まではできていないこと。
- デメリットは親族後見人の場合は家裁に報告ができない方がいる。
- 後見人がついてもメリットはない、デメリットは面倒なだけで訪問もしてくれない、本人のためにお金が使えないとの厳しい意見もあった。

理想の後見活動や候補者

- 障がいを理解し身上監護を重視する人や自己決定支援のできる人など権利擁護の視

点をあげる意見が多かった。

- 本人を理解し本人の立場で相談できる人、定期的に訪問し施設とも連携できる人を望んでいる。
- 本人のお金を本人のために上手に使える人。

法人後見について

- 法人後見は色々な価値観が入り、チェック機能があるので安心であるとの意見が多くあった。
- 障がい者は後見期間が長期になるので永続性のある法人後見は必要である。
- 個人で受任するのは重たいと思うので必要性を大いに感じているとの意見もあった。
- 法人後見は必要と感じながらもまだよく分かっていない方もいた。

第三者後見人との連携

- 連携については、できている人とできていない人は半々くらいであった。
- 第三者後見人は後見業務や訪問に個人差が大きく、全然訪問にも来ない後見人から定期的に訪問し連携できている人までいて、どのような後見人が施設に関わっているかで後見人に対する印象が分かれていた。
- 法人後見と連携している施設は、ケース検討会にも毎回入っていて、情報共有も上手くできているようだった。
- 法人後見を行う動きについては、1 か所は既に親の会で NPO 法人を設立し受任しているが、その他は親の会の中から必要であるという声が上がっているという段階が 1 か所あるだけであった。

その他の意見

- 本人のお金を有効に消費するためにも後見人は必要である。
- 高齢者とは全然違うので、窓口をわけてほしい。財産管理と身上監護を切り離して本人の QOL を考えるオンブズマンのような人が必要である。
- 報酬のあり方についてもパブリックな制度にしてお金を介在させない仕組みが必要。
- 報酬負担が大きいので法人後見であれば解決できるのではとの意見があった。
- まだまだ仕組みが不完全であり、地域の中でも相談がきちんとでき、地域の理解などが充実していかないと成年後見制度だけでは権利擁護にはならない。
  本人に対して制度を理解してもらうのは難しい。時間をかけて繰り返し分かりやすく説明していく必要がある。

（3）考察

本人や家族だけで成年後見制度の申立てに至るのは難しいという現状を踏まえ、身近な支援者である施設がどのような関わりをしているかを調査した。ヒアリング調査には、意識

の高い施設管理者に調査依頼をした。

その結果、施設として成年後見制度の研修を職員向けに実施しているところは少なく、従って成年後見制度に対する知識も利用者や家族にアドバイスするには至らないことが明らかになった。これは、親向けヒアリング調査とも一致するところである。身寄りのない方や親から権利侵害を受けている場合、または親が高齢になって支援に支障が出てきている場合は、本人の意思決定支援や権利擁護のために制度利用を勧める必要ある。成年後見制度のもつ課題はあるが、施設に関わっている後見人の印象が悪いと制度利用を勧めることに抵抗を感じ消極的にならざるを得ないことは理解できるが、何らかの解決策は必要である。

施設が望む後見人像は、親と一致するところであるが、残念ながらなかなか理想の後見人が関わっている話を聞くことができなかった。法人後見に対しては、多くの視点が入ることや質の担保とチェック機能があるなど安心感があり、必要であるという考えは全員一致するところであった。

第５項　あんしんノートの普及啓発に関する調査

親向けヒアリング調査からはあんしんノートの必要性が明らかになった。親なき後の問題や成年後見制度利用の導入として、いつでも取り組むことが可能なあんしんノートは有効である。

支援を必要とする障がいのある子どものために情報を記録する「あんしんノート」は全国に広がってきている。あんしんノートは、本人の自立や親なき後の引継ぎに有効なツールとして関心が高い。障がいのある子どものために親がしていることは多岐にわたる。そして、その親しか知らない情報が予想以上に多いのである。あんしんノートを記録することで親しか知らない本人の情報を支援者間で共有することができる。さらに成年後見制度の申立時の書類作成や後見人等が本人を知る上でも重要な資料となる。あんしんノートの活用を進めていくことが、少しでも親なき後の不安を解消するための一歩であり、成年後見制度の利用へと繋げていくための準備になるであろう。

（1）引継書「将来のためのあんしんノート」とは　※参考資料添付

あんしんノートは、今では全国各地で様々な親の会等で作成されている。障がい種別や障がい特性により必要な項目や伝えたい情報が違うことから、本人の使い勝手の良いものを選んで利用することが望ましい。それぞれのあんしんノートの必要と思われる箇所を本人用にカスタマイズするのも良いと思う。

ここでは、横浜市鶴見区三人会作成の引継書「将来のためのあんしんノート」（2010 年 9 月作成）を例に、その活用方法を説明するものとする。

内容は、①基本情報（基本情報、本人歴、エコマップ、連絡先一覧、医療情報、年金・手当・預貯金等、福祉サービス利用等、各種福祉制度利用等）②健康管理（通院・治療等、薬について、誕生～現在までの病気、特に伝えたいこと）③本人情報（本人情報、生活、日常

的な過ごし方、健康）④社会活動・余暇活動⑤金銭管理（年間収支、お小遣いの使い方、本人財産）⑥家系図⑦その他⑧相談機関である。

（2）あんしんノートの記入の手引・ファイリング法について

あんしんノートは更新が容易にできるようにコピーや原本が簡単に出し入れできるリング式のファイルを利用することを推奨している。そうすることで、障がい特性に合わせて項目の追加や削除も簡単に行える。また、あんしんノートを記入していく際には、予め用意しておくと便利なものとして、（障害者手帳、障害者福祉サービス受給者証、母子手帳、健康保険証、重度障害者医療証、自立支援医療証、医療機関の診察券、お薬手帳や薬の説明書、健康診断結果報告書、年金証書、預貯金通帳、保険証書、住所録、福祉サービス事業所のパンフレット、など）を記入の手引に書いてある。

（3）あんしんノートを書くための動機づけ

あんしんノートを書く動機づけとしては、第一に主な介助者（母親）しか知らなかった情報を家族間で共有することで緊急時に対応ができることがあげられる。既にあんしんノートを書かれた方から、ご自身の急な入院時にとても役に立ったとの報告がある。また、母親自身が本人の手続き等に利用する場合も前回の書類を基にできるのでスムーズな更新が可能となる。

第二に福祉サービス等利用計画において、あんしんノートは計画相談時に必要な項目が網羅されている。次のステップとして相談時には大いに役立つ記録となり、個別計画を立てる場合においても支援者との情報共有が可能となる。

第三に成年後見制度の申立時に活用ができる。申立書類に必要な財産目録の作成に⑤の金銭管理の項目が利用できる。その他本人歴や親族の家系図等が利用できる。第四に後見人として活動するために、先ず本人を知る手がかりとしては大いに役立ち、関係性を築き本人の今後の暮らしを組み立てていく上でも有効な情報が記録されているはずである。

（4）あんしんノートを書く会

あんしんノートの有効性については前述したとおりであるが、勉強会では関心も高く必要性を感じたにもかかわらず、なかなか手が付けられず先延ばしにしている親が少なくないことが明らかになっている。そうした状況を踏まえて、少人数で「あんしんノートを書く会」を実施することを提案している。定期的にあんしんノートを持ち寄って「書く会」を開くことで情報交換しながら作業を進めることができる。

また、コピーを利用すると簡単に更新ができるが、自宅にコピーする環境がない、高齢のためコンビニ等でコピーしたことがない場合はそれも難しいので、通所先等で便宜を図っていただく必要がある。あんしんノートの作成自体に支援者の協力があれば、より書くことが容易になると思われる。

（5）申立時の活用

成年後見制度を利用する場合、入口である申立て段階で書類が煩雑で難しいとの意見が多い。あんしんノートには申立時に必要な情報を記録する欄を設けている。それは、あんしんノートを書く際の動機づけにもなり、実際の申立時にも利用できる。具体的には、本人の状況は①基本情報の成育歴などを参考に、財産目録作成時には⑤金銭管理のページ、申立人を考える際や推定相続人の同意書は⑥の家系図を参考にすることができる。

第６項　適切な後見類型の選択に関する実践と考察～真理さんプロジェクトの実践を通して～

本調査における「適切な後見類型の選択」については課題が多い。成年後見制度の理解が進んでいない障がい者にとって、適切な類型を考える以前に制度利用に至るか否かで留まっているのが現状である。

ここでは、認定 NPO 法人よこはま成年後見つばさにおいて 3 年間に渡り実施したプロジェクトを紹介し、本人の意思による申立てと適切な後見類型に繋げることが可能となった実践を通し考察していく。

（1）真理さんプロジェクトの目的

障がい者が将来にわたり地域の中で普通の暮らしをしていくためには、法人後見が重要な役割を果たしす。しかし、法人後見があるからといってすぐに成年後見制度の利用には繋がりにくいと思われる。そこで、障がい者が安心して成年後見制度（法人後見）の利用ができるように、モデルケースとして実際に障がいのある岡本真理さんの支援をしながら一人一人に寄り添った法人後見のあり方を模索していきたいと考え、2012 年 4 月にプロジェクトをスタートした。

このプロジェクトに協力して頂いた、岡本真理さんとお母さんの了解のうえ、ここでは実名で報告させていただく。まずは、岡本真理さんとお母さんに、プロジェクトのモデルになっていただくにあたって、多くの方々の参考になるように報告書のみならず、研修会等で発表することについて了承していただいたことに感謝したい。

（2）概要・経過報告

本プロジェクトは 2012 年 4 月から 2015 年 5 月にわたるもので、原則として月 1 回、本人と母親、支援者として三人会（親の会）のメンバーを中心に、全 31 回の会合を重ねた。オブザーバーとして、横浜市障害者後見的支援室の方に参加してもらった。

概要は下記のとおりである。

・実施頻度　　原則 1 回／月

・メンバー

岡本真理（本人）、岡本美知子（母、三人会）、宮本豊子（三人会）、渡部恵子（つばさ）、根

岸満恵（つばさ、三人会）、N さん（親の立場）、K さん（ボランティア）

・ｽﾎﾟｯﾄ参加　横浜市障害者後見的支援室（マネージャー、サポーター2 名）

・実施場所　つばさ事務所、岡本真理さん宅、横浜家庭裁判所

・経過　1 年目・・・ご本人を理解し関係性を築く

生活状況や支援内容の確認、支援の役割分担表、母親が担っていることを誰かに代わってもらうとしたらを考える

2 年目・・・成年後見制度について説明する

ご本人支援の役割分担表から後見人等が担える事は何か明確になったところで、本人の生活に合わせたパワーポイントを利用、成年後見制度に関する DVD を一部利用して制度の説明をする。実際に横浜家裁に行ってみる等

3 年目・・・申立てに向けて

申立書類の確認をしていく中でご本人が制度利用を希望し、本人申立による申立てをしていくこととなり準備を開始する。

類型については、一般的な手帳の等級による判定にならないように、ご本人やプロジェクトについて医師に積極的に情報を提供する。

現　在・・・2015 年 6 月申立て 7 月審判。保佐業務開始

(3) プロジェクトのまとめ

プロジェクトは、本人のペースに合わせて繰り返しや振り返りを多くし、成年後見制度も理解してもらえるように様々な工夫をした。プロジェクトのスタート時は申立てすることを目的とはしていなかったが、結果的に本人から制度を利用したいとの意思表明があり申立てに繋がった。類型については、プロジェクトを実施していく経過の中で本人を含めたプロジェクトメンバーが保佐類型であろうという点で一致していた。診断書作成を依頼する医師にもご本人やプロジェクトの情報提供を行った。その結果、本人による保佐類型の申立てが可能となり大きな成果を得ることができた。3 年間のプロジェクトを通して、障がいのある方々の権利擁護のために、関係機関等が連携して本人の将来に備えて準備をしていくこと、さらにエンパワメントの視点をもって関わっていくことが重要であることが明らかになった。また、申立てに至る前の関わりが本人、家族の安心に繋がるだけではなく、第三者後見人等の立場からもスムーズな業務が開始できた。

参考：真理さんプロジェクト報告書≪ダイジェスト版≫

http://www.ne.jp/asahi/hama/tubasa/mariphoukoku.pdf

(4) プロジェクトから見えてきたもの

①申立て前に予め関係性を築くことの重要性

本人や家族との関係性を築くことが重要であることは説明するまでもないが本人自身のことのみならず生活状況を予め知っておくことは、どの類型に当てはまるかを考えていく上でも重要である。さらに、今後どのような支援が必要か把握でき、そうした期間におおよその相性の見極めが可能となる。それが良い後見等の業務に繋がることになる。

②本人、家族への成年後見制度の説明

本人や家族への制度説明は必須である。ヒアリング調査からも制度自体の難しさを訴える家族が多いことが明らかであった。必要に迫られて十分に制度を理解しないまま申立てに至った家族からは、デメリットを多く感じている場合が少なくない。

本人に対する説明は、制度利用をするかどうかの意思確認においても重要である。特に、保佐・補助類型では、代理権、同意権・取消権設定時に本人の同意が必要なので、本人への説明や確認が前提となる。ここが不十分であるために本人と保佐人、補助人の関係において、特にお金の管理方法で意思疎通が上手くいかないことも少なくない。

後見類型は本人の同意を必要としていないが、それでも後見人がどういう役割の人なのかを分かりやすく伝えることは当然である。権利制限を最小限にするためには、丁寧に説明することが望まれる。

プロジェクト開始時、真理さんは後見人についてヘルパーさんのような存在と理解されていた。最初から成年後見制度の説明は難しいと考え、本人の生活や支援状況を把握することから開始した。支援の内容を整理できたところで、実際に必要な支援で母親に代わって後見人等ができるところをピックアップし、イラスト入りの分かりやすいパワーポイント（参考資料 3）を用いて最初の説明をした。次に成年後見研修のためのＤＶＤ～あるお母さんの「遺言」ビデオの実際に保佐人が本人と活動している場面のみを編集して見て頂いた。具体的には、一緒に手続きに行く場面やお金を払戻しする、お小遣い帳を確認する場面である。さらに、福祉制度とは違うということを感じて頂くために家裁に一緒に行き、申立書類を貰ってきた。裁判所では書類の説明を受けた。一つ一つの行為を実際にやってみることで、本人は制度のイメージを実感し、本人から制度利用への意思を確認するに至った。本人に対し丁寧に説明したことが、母親にとっても十分な理解につながった。理解していたつもりが詳細までは理解していなかったことが分かった。本人の制度利用の意思と母親が制度について理解を深めたこと、申立書類についても一緒に確認したことで申立てにつながった。

③類型の選択について

プロジェクトを実施せずに成年後見制度を申立てたとしたら、恐らく母親申立の後見類型だったであろうと推測される。しかし、本人は計算こそ苦手であるが自分の考えや意思表示といったところはしっかりと伝える力がある。療育手帳は内部障がい（肺、心臓）を合併しているため A 判定となっていたが、元々は B 判定であった。本人はもちろんのことプロジェクトとしては保佐類型で申立てすることで一致していた。診断書を依頼する主治医の先生には、母親が本人を知っていただくための情報提供やプロジェクトを実施していることを伝えたところ保佐類型の判定を頂いた。

代理権の設定については、一つ一つ分かりやすいことば使いに言い換えて説明する必要があった。実際の申立ての場面においても調査官の質問する言葉は難しいようだったので、補足説明を加えて本人に分かるように配慮した。

④法人後見のメリット

NPO 法人による法人後見だからこそ柔軟に実施することができたプロジェクトであった。モデルとなった真理さん親子が親なき後を考える上でも法人後見であることが制度の利用を考える上で前提であった。継続性とチーム対応ができ、チェック機能や質の担保ができるなど法人後見のメリットは想像以上に多い。障がい者にとって法人後見を望む声が多いことは周知の事実である。全国的に法人後見実施団体が増加傾向にあるが、そのニーズに比してまだまだ少ないのが現状である。障がい者について理解・知識のある法人後見実施団体が増えていくことを期待したい。

（5）適切な類型を選択するために

岡本真理さんは約 3 年間のプロジェクトを通して、適切な類型を選択することができた。しかし、第 1 章第 2 項で述べたように、現状では多くの知的障がい者が類型を十分に検討することなく後見類型で審判が出るのが現状である。ひとつに家庭裁判所が示す診断基準の問題があるが、その他代理権の範囲がより広く、後見人候補者が後見事務の容易な後見類型を望むこと等があるといわれている。成年後見人等を必要とするすべての障がい者にこのようなプロジェクトを実施することはできないが、まずは支援者が、本人は何ができて何ができないかを正確にアセスメントすることが大切である。また、詳細にアセスメントするには、なにより本人が理解できる言葉で成年後見制度のことを伝え、成年後見人が何をする人なのか説明することが必要であろう。さらに、家庭裁判所での申立て時もポイントで、調査官が何を質問しているのかわかりやすく伝えていくことで、調査官にも本人の意思能力の程度を理解してもらえる。

第 7 項　認定 NPO よこはま成年後見つばさにおける受任事例・相談事例からの考察

（1）調査方法

障がい者の親や支援者のヒアリング調査から、後見人の中には訪問もしない人もいるなど悪いイメージが少なからずあることが分かった。後見人は家裁に選任権限があり、誰が選ばれるか分からないので不安との声もある。親族後見人からは家裁報告など面倒でメリットが感じられないという声もあった。法人後見については専門職団体からは限定的にとらえる意見、補完的役割としてとらえる意見などが出されている。一方障がい者の親からは法人後見を望む声は多い。法人後見はまだ第三者後見人の中で占める割合も少なく、実態も知られていないと思われる。当法人、特定非営利活動法人よこはま成年後見つばさ（以下、つばさと略す）が取り組んできた受任事例、相談事例の実態から見えてくるものを明らかにし、理解促進のための研修プログラム開発に求められるものを考察することとした。

つばさは、2011 年 10 月 12 日にＮＰＯ法人として認可され、2012 年 2 月 15 日に最初の事例（区長申立）を受任した。家裁の方針で、監督人の下、1 年間 1 件の試用期間を経て、2 年目からは監督人が辞任し本格稼働に入った。それ以降、2017 年 2 月 15 日現在までに延 43 件受任できている。その内訳は、認知症高齢者 23 件、知的障がい者 14 件、精神障がい者 6 件である。この障がい者の全受任事例を対象に、相談・申立時の状況や制度利用後の状況を把握した。

また、つばさは相談も多く受けてきた。相談方法は電話、メール、来所、出張、インターネット福祉相談室などがある。制度利用に向け、概要を聞く、当事者の記録を求める、当事者に会う、制度利用が真に必要か、支援関係者や親族の意見は、申立者は誰が適切かなどの専門的な判断を行う。場合によっては本人との関係性を築くためプロジェクトチームを作ることもある。このため、つばさではこれに適切に対応できる「相談・申立支援専門員」を法人のカリキュラムで養成している。相談は同一人に対し繰り返して行われる。単純回数の集計で 2015 年度は 248 回であった。法人設立後の相談の中で、法人としての受任可否を検討した件数は 166 件（2017 年 2 月 13 日現在）であった。その中で相談のみに終わった知的障がい者 26 件、精神障がい者 16 件を取り上げ相談内容や相談結果を把握した。

（2）受任事例に見る障がい者の成年後見制度利用実態

＜調査項目＞

① 相談経路

② 類型

③ 本人の所在

④ 申立理由

⑤ 申立者と支援内容

⑥ 制度利用後の効果と権利擁護

＜受任事例の概要＞

相談経路

	支援者 (施設職員)	親族	区職員	合計
知的	6	2	6	14
精神	0	0	6	6

類型別

	後見	保佐	補助	合計
知的	9	4	1	14
精神	6	0	0	6

所在

	在宅	グループホーム	入所	入院	合計
知的	3	5	5	1	14
精神	1	0	0	5	6

申立者　(　)内つばさ支援

	本人	親族	市町村長	合計
知的	5(5)	6(5)	3	14
精神	0	1(1)	5	6

＜個別事例の概要＞

受任事例 20 件を個別に整理したものが表 2-7-1 事例の概要 1 および表 2-7-2 事例の概要 2 である。そして、全事例について、「制度利用の理由」「財産管理の要因」「身上監護への期待」の項目で整理したものが表 2-7-3 集計結果 1 および表 2-7-4 集計結果 2 である。

また、一部の用語は下記のように略している。

グループホーム：GH

プロジェクトチーム：PT(申立て支援のチームをつばさでは PT と呼んでいる)

スーパーバイザー：SV（担当者一人につき実務の管理・支援のために SV をつけている）

生活保護：生保

療育手帳：B1、B2、A1、A2

自立生活支援アシスタント：自アシ（横浜市のサービス）

表 2-7-1 事例の概要 1　知的障がい者

氏　名	相談経路	申立理由	申立者	申立て支援内容	制度利用後の効果と権利擁護
① （後見）	入所施設 （施設研修後）	20 代 親のネグレクト 20 歳で児童施設から成人施設に入所 通帳を施設が管理 財産管理と身上監護	母親	施設職員が母に働きかけ 1 年で申立 母が後見人を誰に頼んで良いか分からないとの相談があり、施設職員からの依頼で母につばさの法人後見説明（他に司法書士からも説明） 書類作成は施設職員が支援	・毎月の面会で後見人の顔を覚え嬉しそうな笑顔が見られる。訪問時好きな絵入りの T シャツやファッション誌を購入し持参し喜ばれている ・面会時に後見人と屋外散歩し気分転換 ・重度棟の中で比較的自立度高く後回しにされるため職員に対するフラストレーションを溜めている ・面会することでその解消とリラックスができる ・後見人が就き職員も費用のかかる外出計画可能に
② （後見）	グループホーム	50 代 姉の関わり困難 GH が財産管理 市の監査で毎年指摘 財産管理と身上監護	姉	GH 職員へ申立方法を説明 GH 職員とつばさで書類作成支援	・身障手帳等級を 3 級から 2 級に等級変更 ・手帳の等級変更で生保加算増額、週末にガイドヘルパーと外出、お小遣いを増やせた ・室内の状況を把握し、衣類が整理されていない事、カビ発生を発見、ヘルパーに改善要望 ・GH 職員が行っていた生活保護の収入申告、おむつ代申請等区役所提出書類を後見人が代替、職員はその時間を入所者に関わることが可能になった ・希望の 1 泊旅行を実現しとても喜ばれた
③ （B 1） 後見	区役所 保護課	70 代 脳幹出血で約 10 年前から入院 年金累積、医療単給 年金・預貯金管理、病院への支払いを引継ぐため	親族	妹が申立人を引き受けてくれるが、遠方のため 1 回で書類作成する必要があり、妹と病院で待ち合わせて、申立書類作成支援	・毎月面会実施　本人は話ができないが後見人の話は理解できている ・医療費自己負担金、おむつ代、小遣いを病院窓口払 ・パジャマの購入、散髪の依頼 ・死後のことを妹と相談 ・永代供養の契約 ・死亡時、葬儀店に依頼、納骨実施

氏　名	相談経路	申立理由	申立者	申立て支援内容	制度利用後の効果と権利擁護
④ （後見）	入所施設 （施設研修後）	50 代 母が高齢となり面会が困難に	母	施設が母に対し後見人について説明 施設で母と面談 2 回目に妹同席し申立てをすることになり、施設職員と申立書類作成支援	・毎月 1 回面会実施 ・施設の行事に参加 ・後見人との関係も作れ、近隣の散歩が可能に ・母が面会に来られない時も、後見人から報告をするので母も安心できている
⑤ （B２） （保佐）	区役所 障害担当	30 代 在宅 祖母と二人暮らし 祖母の認知力低下 交際中の男性に経済的搾取が窺われ第三者による財産管理が必要なため	本人	関係者でプロジェクト立上げ 本人に後見制度、つばさを説明 つばさを候補者とし、区役所が本人申立を支援	・対応困難事例とされ候補者がなく、法人での対応が望まれた 受任時には 1,000 万円消失、障害基礎年金を本人管理、残った財産をつばさが管理 ・障害担当者、児相、自アシ、祖母の任意後見人が関わっており、障害担当者がキーパーソンとなって関係者会議を持ち、連携して支援 ・祖母の認知能力低下、任意後見人候補者に任意後見監督人の家裁申立てを助言 ・祖母死後は相続財産が多額な事が判明 ・父親も男性と結託し、保佐人を牽制、紛争が懸念されるため保佐人辞任、弁護士に引き継ぐ
⑥ （A2） （後見）	グループホーム	60 代 身寄り無 預金 1,000 万円程を施設で管理 今後介護サービスの契約が見込まれる 財産管理と身上監護	本人	GH 職員と本人が相談来所 本人申立の意思表明可能、本人申立支援本人と信頼関係作りのため、本人、GH 職員、つばさ担当予定者、SV で家裁に同行し、帰りに食事 GH 職員とつばさが役割分担、書類作成支援	・毎月 1 回面会実施 ・本人のメモ「私の願い」実現に向け支援中 ・ガイドヘルパーと契約し外出支援 ・介護サービスのデイサービス契約 ・カラオケができることを喜んでいる ・法人企画の外出支援にも毎回参加

氏　名	相談経路	申立理由	申立者	申立て支援内容	制度利用後の効果と権利擁護
⑦ （B２） （補助）	母が包括支援センターに相談 母とつばさ理事長は旧知	40 代 GH 入所し日中作業所に通所 週末母宅に帰宅 身寄りは母のみ 母末期がん判明 親なき後に備える為	母	つばさが弁護士紹介　弁護士が代理申立	・家族としての支援が必要なため関係者で情報共有のネットワークを作る ・毎月１回面会実施 ・週末帰宅するため自宅に訪問 ・母にはつばさ会員が任意契約で支援。遺言作成 ・母死亡、遺言執行者の弁護士相続手続き ・遺産相続　市営住宅使用継続、帰宅時のヘルパー、配食サービス利用契約と支払 ・公共料金の請求書など通知先変更 ・週末や祝日、年末年始の GH 利用できない日の対応
⑧ （A1） （後見）	区役所 障害担当	50 代 施設入所 母が認知症進行、面会や支援困難になった為（父は元から非協力）	区長	候補者として非協力的な父に面会し、つばさの法人後見について説明 父申立に非協力、困難で、区長申立とつばさを候補者とする了解を得る	・月１回面会実施 ・本人は後見人の面会を楽しみにしている ・親族の代理人と思われている ・施設の行事を一緒に楽しむ人が増えた ・介護事業者と契約 ・好きなスポーツ観戦等の外出支援を実現 ・途絶えていた母親との面会を調整し実現
⑨ （B1） （保佐）	グループホーム	70 代 唯一親族の兄の支援受けられず 通帳は施設管理 今後介護サービスの利用契約・生活保護申請必要	本人	GH 職員と本人が来所相談、本人申立の意思表明確認、本人申立を支援 信頼関係を築くため本人と GH 職員と担当予定者、SV が家裁や地方法務局に同行し帰りにお茶 つばさと GH 職員が役割分担をして書類作成 申立時も担当予定者、SV 同席、帰りにお茶	・毎月１回の面会実施 ・本人は自分のために来てくれる後見人を喜んでいる ・生きていく上で助けが無いと困ると感じていたが、安心したと言っている ・生活保護申請同行 ・厚生年金・厚生年金基金の請求 ・市民公開講座に当事者として登壇し自信に繋がった

氏　名	相談経路	申立理由	申立者	申立て支援内容	制度利用後の効果と権利擁護
⑩ （A1） （後見）	入所施設	50 代 弟が通帳を管理 弟が通帳を施設に預け行方不明 通帳は施設管理 金銭管理と身上監護	姉	入所施設職員が姉につばさを紹介 姉につばさの法人後見を説明 姉は第三者後見人を候補者とすることに難色、姉の相談に乗り了解を得る 申立支援は施設職員とつばさが行う	・毎月 1 回面会実施 ・重度障害があり車椅子生活のため、施設職員がより本人に相応しい施設に申し込んでいたことが判明 ・現入所施設は動きの激しい人が多く危険であり、後見人も申込み先の施設が本人により適切と判断 ・申込み施設が入所可となり姉に施設の説明をする ・姉が入所施設の変更に反対、施設に対する不信感を募らせていたので、姉と施設との間に入り調整 ・姉も了承　得施設入所の契約　施設替え対応
⑪ （A2） （保佐）	母	40 代 在宅生活 母子二人の生活 母が元気な内に第三者へ引継ぐため	本人	本人、母、支援者によるプロジェクトを 3 年間 31 回実施し本人との関係性深める 本人の希望を聞き、母の支援内容・後見制度の説明を本人にも理解できるよう繰り返し丁寧に行い、本人も保佐申立を希望するに至る 家裁に申立書類をもらいに同行、診断書は医師と話し合い、手帳 A2 だが保佐類型に、家裁申立てに同席	・3 年間のプロジェクトで信頼関係ができた為、本人は保佐人をとても頼りにしている ・家計負担の按分 ・母に相談できないことを保佐人に相談できている ・将来への安心感を持った ・支援関係者を広げネットワーク作り ・母が担っていた送迎サービス調整を引継ぐ

氏　名	相談経路	申立理由	申立者	申立て支援内容	制度利用後の効果と権利擁護
⑫ （B1） （後見）	区役所 障害担当	40 代 施設入所 母の介護力低下 母（高齢）弟（知的障がい）と生活 家出を繰り返す 財産が 1,000 万円程 4 年前の入所時から施設が区に相談 財産管理と身上監護 GH 入所契約のため	本人	区障害担当と施設職員及び本人が来所 本人申立の意思表明可能　本人申立支援 本人との信頼関係を築くため家裁と横浜地方法務局に本人と施設職員、担当予定者、SV が同行 家裁で一緒に申立相談を受ける 施設職員とつばさで役割分担 申立書類作成	・毎月 1 回面会実施、職員より状況把握 ・本人の希望を丁寧に聴取 ・GH 入所契約 ・日中生活介護事業所、作業所と利用契約 ・ガイドヘルパーと契約　利用回数増の相談 ・希望の買い物や少し遠方の外出実現 ・かねて「いらっしゃいませ」がしたいという希望あったが、通所先の喫茶部で実現 ・後見人とは外出、買い物同行などで信頼関係を構築関係者と連携、安心して生活ができるよう支援 ・心配された浪費はなく落ち着いた生活維持 ・母との面会調整
⑬ （B1） （保佐）	区役所 障害担当	40 代 在宅　母死亡 遺産相続で保護廃止になるがすぐ消費 生活費の計画的消費困難のため	区長	本人は姉（後見類型）とは違うと後見人選任の申立てに反対のため、申立以前に、本人、区障害担当者、生活保護担当者、自アシ職員、作業所職員、つばさ担当予定者、SV とで話し合いを重ねた	・関係者会議を開催し情報共有 ・生保担当者と密に連携 ・生活安定のため家賃の代理納付を保護担当、家主と協議 ・生活保護障害加算の認定を申請 ・住宅扶助の特別基準認定要望
⑭ （A２） （後見）	区役所 障害担当	60 代 身寄り無　GH 入所 今後介護サービス利用契約が必要に 金銭管理と身上監護 将来生活保護申請	区長	区担当者、本人、GH 職員が相談に来所 本人申立を試みて、家裁に相談同行するが家裁で本人申立は不適切とされ、区長申立となった、この間一年経過	・毎月 1 回面会実施 ・面会時手を振って出迎え、帰る時は「また来てね」「今度いつ？」と面会を待っている ・職員、世話人より健康状況、生活状況把握

表 2-7-2 事例の概要２　精神障がい者

氏　名	相談経路	申立理由	申立者	申立支援内容	制度利用の効果と権利擁護
① 入院 (統合) 後見	病院から区役所に相談 区役所 障害担当	40 代 身障手帳 1 級 障害基礎年金 1 級受給し保護廃止 通帳病院管理 父死亡が判明	区長		・毎月 1 回面会実施 ・妄想あり会話が成立しないことも ・病院に小口現金の預け入れ ・病院管理の出納帳確認、不明瞭な記載を改善 ・内科病院転院手術、主治医より病状説明、精神科薬届け
② 入院 (統合) 後見	区役所 生保担当	40 代 父高齢で面会困難に あんしんセンターに相談するが契約困難と 病院より成年後見制度利用を勧められた	父	父と生保担当者が来所 生保担当とつばさが役割分担し書類作成支援	・毎月 1 回面会実施 ・年 1 回主治医に本人と共に面談し病状把握 ・障害基礎年金 2 級から 1 級に等級変更申請、収入増となり生活保護廃止に ・外出や退院への働きかけ、１～２年は外出の誘い拒否 ・面会時は病棟入口で後見人を待つようになる ・表情が硬かったが明るくなり笑顔がみられるように ・後見就任３年目に退院希望が出され、手始めに外出
③ 入院 (統合) 後見	区役所 保護担当が高齢担当に相談	60 代 S57～任意入院 半年毎に 3 カ所の病院転々していた 年金遡及受給で生活保護廃止となったため	区長		・毎月 1 回面会実施 ・グループホーム見学同行 ・高齢者専用住宅に退院支援、43 年振りに地域生活復帰 ・デイサービスの契約 ・当初病院に戻りたいとの訴えがあったが、地域生活定着を励ます ・生活の安定見られたので住民票異動 ・生活保護申請

氏　名	相談経路	申立理由	申立者	申立支援内容	制度利用の効果と権利擁護
④ 入院 (統合) 後見	区役所 保護担当が区高齢担当に相談しつばさに相談	70代 S58～入院 娘と二人世帯で生保年金の遡及受給で保護廃止に 娘（精神2級）医療費の支払い困難 保護費の返還があり	区長		・娘と二人世帯で生活保護、娘も保護廃止となったが、娘は別世帯と扱うよう交渉、娘のみ保護再開となった ・生活保護廃止に伴う医療費未納分清算 ・保護費返還分清算 ・毎月1回面会実施 ・母娘の面会働きかけ ・GHに入所申込、2年後入所できた。35年振りの退院 ・減薬により、歩く、歌うなど本人らしさを出せている
⑤ 入院 (統合) 後見	区役所 生保担当が障害担当に相談しつばさに相談	50代 H9～入院 身寄り無 生活保護受給	区長		・毎月1回面会実施 ・後見人の面会を待っている ・入院費の現金支払い ・主治医面談 ・訪問時看護師より病状把握 ・衣類の購入
⑥ 在宅 (統合) 後見	区役所 障害担当	40代　単身者 障害基礎年金と生活保護で生活 母死亡後生活支援センター自アシ、ヘルパーが支援 金銭管理困難で生活支援センターがやむなく通帳管理	区長		・亡父の未支給年金受給により生活保護廃止 ・行政の地域移行、地域定着事業の一環 ・法人事務所で通帳管理しヘルパーと事務所に来所、お金を下ろしたあと通帳預かる対応をしている ・お金を自己管理できる日数が伸び、週1から週2に1回へ ・自宅訪問実施 ・引きこもりがちで区の生活教室も通所困難であるが、つばさ独自の外出支援は楽しいと毎回参加。自発性、積極性が生まれている

表 2-7-3 集計結果 1　知的障がい者

＜制度利用の理由＞
親族の要因
すでに親族が居ないか支援を受けられなくなっているため（１３人）
親が元気なうちに第三者に引継ぐため（１人）
・親からのネグレクト　①
・親族が全くいない　⑥⑭
・母の高齢化　面会困難に　④
・母の高齢化　要介護状態　⑫
・母が死亡　⑬
・同居祖母の認知度低下し財産管理困難に　⑤
・母が認知症　面会困難に　⑧
・母が深刻な病気　死後の備えのため　⑦
・兄弟いるが支援受けられない　②③⑨⑩
・母が元気なうちに第三者に引き継ぎたい　⑪

(2)財産管理の要因（１４人）
・施設が通帳を管理　適切な消費のため　①②⑥⑨⑩⑫⑭
・母が年金や通帳の管理困難に　④⑦⑧
・区保護課が年金や通帳管理　③
・自己管理しているが計画的に消費できない　⑬
・経済的搾取を受けている　⑤
・母が年金管理しているが母亡き後に備えて　⑪
(3)身上監護への期待（１７人）
・障害者福祉制度や入所契約、介護サービスの利用契約⑥⑨⑩⑫
・本人の QOL を高める身上監護に期待　①②④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭

＜成年後見制度利用による効果と権利擁護＞
（本人の心理・精神的側面への効果）
・毎月面会にいくと笑顔が見られるようになった
・本人から「私の願い」が出され実現に向けた支援を始めている
・ガイドヘルパーの契約で外出支援ができた
・介護事業所と契約をし、好きなスポーツ観戦を実現、また母との面会を実現
・毎月面会に来てくれる人が居ることは嬉しいと言われた
・つばさの市民公開講座に当事者として登壇する機会があり、自信に繋がった
・母に相談できないことを保佐人に相談ができる
・保佐人を頼りに思っている
・かねてからの夢「いらっしゃいませ」の実現

（経済的側面への効果）
・身体障害者手帳等級を 3 級から 2 級に変更手続き、生活保護障害加算が増額
・未請求の厚生年金や企業年金があり、請求できた
・生活保護申請同行（横浜市は後見人による代理申請を認めていない）
・生活保護の家賃代理納付を申請
・生活保護の障害加算認定を申請

（福祉サービス利用にあたっての権利擁護の実現）
・グループホームの生活状況を第三者の目で見て、気付いた点を改善要望
・グループホーム入所しているが、生活に必要な物を購入
・高齢となり通所先（作業所）の作業がきつくなっており、介護保険サービスのデイサービス利用契約を行った。カラオケ等を楽しみにしている
・重度障害があり車椅子生活で、より本人に相応しい施設に入所

・在宅生活を支える支援関係者を広げネットワーク作りを行っている
・施設職員が後見人の行う業務を代行（生活保護に関わる書類作成など）していたが、後見人に引継ぎその分入所者に関わる業務ができるようになった

（家族の負担感への効果）
・母が認知症の為父の負担が大きくなっていることを発見、後見人申立を支援
・兄弟と連絡取れずにいたが、保佐人が付いたことで安心できると言われた
・同居の母が通所先への送迎をしていたが送迎サービスを調整した

（その他）
・永代供養

表 2-7-4 集計結果 2　精神障がい者

精神障がい者
＜制度利用の理由＞
（１）親族の要因
すでに親族が居ないか支援を受けられなくなっている　6 人
・父母死亡　または身寄り無　①③⑤⑥
・高齢や病気で面会困難　②④

（２）財産管理の要因
・年金遡及支給で生活保護廃止　③④
・生活保護費の日用品費の累積のため生活保護廃止　⑤
・通帳病院管理　①
・支援機関が管理　⑥
・父が管理困難に　②

（３）身上監護の要因
・本人の QOL を高めるための身上監護に期待　⑥
＜成年後見制度利用による効果と権利擁護＞
（本人の心理・精神的側面への効果）
・長期入院している人に月１回面会を継続、外出や退院の働きかけには応じないが面会時に後見人を病棟入口で待つようになり表情が明るく笑顔が見られるようになった
・月１回の面会を待っている
・衣類の購入
・引きこもりがちであるが、つばさの外出支援を通し自発性、積極性が生まれている

（経済的側面への効果）
・障害基礎年金 2 級を 1 級に変更申請し収入増になった（生活保護廃止に）
・年金遡及受給で本人と娘が生活保護廃止になったが、娘は別世帯として生活保護再開始させた
・通帳管理をし、毎週 1 回生活費を降ろす支援を継続、自己管理できる期間が 2 週に 1 回と延びた

（福祉サービス利用にあたっての権利擁護の実現）
・年１回、本人と共に主治医と面談し病状を把握
・43 年間精神科病院を転々としていたが、高齢者専用住宅に退院しデイサービス利用し地域生活が定着
・35 年間精神科病院に入院していたがグループホームに入所できた
・毎月入院費の現金支払いを実施

＜受任事例のまとめ＞

① 受任事例を見ると、すでに親族はいないか、いても高齢や認知症で本人への支援がすでにできなくなっているという事例が多かった。

② 親なき後の理由で受任は 2 人で、2 人はつばさの法人後見を知った上での依頼であった。

③ 本人の居所は知的障がい者の場合は在宅 3 人、施設入所者 10 人と施設入所者が多い。
精神障がい者の場合は在宅 1 人、入院 5 人と、精神科病院入院が多い。

④ 知的障がい者の相談経路は本人の居所とも関係があるが、区役所からと施設やグループホームの職員からの相談で、支援者が制度利用に繋ぐ役割を果たしているといえる。ある施設で成年後見制度とつばさが行っている法人後見の研修を行ったところ、その施設職員からの相談が複数あった。支援者が制度を理解し後見人の役割を理解できると、潜在的ニーズを持つ人の発見と制度に繋ぐ役割を果たせるのではないか。小規模の研修も効果がある。

⑤ 精神障がい者の相談経路は全て区役所からの相談であった。病院の相談員から区役所へ相談があった 1 人を除き、生活保護受給者か年金遡及支給等により生活保護廃止をきっかけにした相談で生活保護担当者が制度利用に繋ぐ役割を果たしていた。精神障がい者の受任は入院が多いことから精神科病院には潜在的ニーズが多いと思われる。病院の相談員が制度に繋ぐ支援者になれることが期待される。

⑥ 申立者を見ると、知的障がい者の場合は本人申立 5 人、親族申立 6 人、区長申立 3 人となっている。高齢者を含めるとつばさ受任の約半数が区長申立であるが、知的障がい者についての区長申立は極端に少ない。申立時のハードルが高いと感じられる。

⑦ 申立支援を期待してつばさに相談する場合が多い。申立に対しての支援まで受けられる相談機関があると制度利用に繋がりやすいと思われる。

⑧ つばさは本人申立が可能と思われる人には、本人と会う機会を意図的に作り、信頼関係を作ることや、場合によってはプロジェクトを作り、関係者と共に支援している。その結果本人申立も多くなっている。もちろん無償で行っている。相談から担当予定者とのマッチング、信頼関係の構築、申立支援、法人受任を一体的に行うことが本人の安心感につながっているように思われる。その際、本人に後見人の役割を分かり易く丁寧な説明が欠かせない。

⑨ 申立理由は、知的障がい者の場合は、財産管理と後見人に生活の質を重視した身上監護を期待している人がほとんどであった。精神障がい者で長期入院している場合は金銭管理を理由としていた。

⑩ 制度利用による効果と権利擁護については事例概要を見て分かるように、知的障がい者の場合も、精神障がい者の場合もそれぞれに多くの成果が得られている。定期的・継続的面会で心理・精神的側面の効果も大きいことが分かった。30 年～40 年も精神科病院に長期入院していた人が継続的な働きかけで２人が退院できている。まだ退院には至っていないが、受任当初は買い物やちょっとした外出もできなかった人が、毎月 1 回定期的に面会を継続することで、後見人の面会を待つようになり、後見人に心を開き、3 年目で本人から退院の希望が出されている。一人一人の状況に合わせて生活の質を高める支援が行われていると言えるのではないか。

⑪ 担当者が違っても一定水準の後見業務が実現できているのではないか。つばさでは担当者にスーパーバイザーを配置し、定期的な業務検討会を実施することや年 2 回担当者会議でお互いの情報交換が行われている。チーム対応やネットワークの力で担当者に一定水準の後見業務が実現できていると言えるのではないか。

（3）相談のみで終わった事例の実態

＜調査項目＞

① 相談経路

② 本人の所在

③ 相談内容

④ 相談結果

＜相談の概況＞

相談経路

	区職員	施設	相談機関	MSW	親族	知人	合計
知的障がい者	10	9	3		4		26
精神障がい者	11	1	1	1	1	1	16

所在

	在宅	施設	入院	その他	合計
知的障がい者	11	12	2	1（刑務所）	26
精神障がい者	5		11		16

＜相談事例の内容＞

相談事例の内容は次の表に整理した。表 2-7-5、表 2-7-6 のとおりである。集計結果は表 2-7-7、表 2-7-8 である。

表 2-7-5　相談のみで終わった事例の概要１　知的障がい者

№.	相談年月	相談者	申立者	相　談　内　容	相　談　結　果
①	12.07	GH	本人	20 代　身寄りなし　触法行為あり 幼少時から DV 受け、施設で育つ GH にて金銭管理中	PT 設置　就労開始で利用支援事業対象外 報酬で申立拒否 再相談 ホーム飛出し時々戻る 通帳要求　騙されトラブル 候補者弁護士に依頼　本人申立 PT で支援
②	12.12	区役所生保 区役所障害	区長	40 代 A2　GH 入所中　身寄りなし 交通事故被害者で、損保会社と示談が必要	損害保険時効期限せまり早急な申立必要　役割分担提示 施設職員と書類作成支援するも区からの連絡なし
③	12.10	GH	区長	60 代　GH 入所中　運営法人 市監査にて指摘あり	GH 職員が再三区障害担当者に問い合わせるが数年進まず （担当者が替わり、申立となる　市民後見人）
④	13.06	父 №.6 の弟	父	40 代　　GH 入所中　両親は高齢である 姉精神科病院入院中　親なき後のために	もう一人兄弟がいるので同意など相談してからとなる
⑤	13.07	入所施設	母	30 代　重度障害あり　母と二人暮らし 施設通所中 GH 入所希望　10 月母と姉が来所相談	GH 入所時に相談を受けることになる
⑥	13.12	区役所 障害担当	親族 叔父	20 代　B2　適応障害あり 祖父母兄と 4 人世帯　区内精神科病院入退院歴あり　現在入院中 ケアホームを検討中　叔父 I 県在住	担当者を決めたが、申立に至らず
⑦	14.06	施設	親族	30 代　A1　施設入所中　親なき後の相談 7 月両親に面談	相続（後見・申立・あんしんノート等全般的な説明）のみ

No.	相談年月	相談者	申立者	相　談　内　容	相　談　結　果
⑧	14.08	区役所 障害担当	区長	30 代　B2　触法行為あり（放火等） 9 月に出所して県定着促進センターへ	障害者支援に熱心な弁護士を紹介した
⑨	14.09	区役所 障害担当	区長	40 代　統合失調症(精神保健手帳所持) 知的障害　独居　生活保護受給中（生保） ヘルパー派遣　自アシ　あんしんセンター 利用中　家の名義(父)変更の必要あり	社協の法人後見を勧める
⑩	14.09	施設		母子世帯　息子 18 歳　B2　母の理解力に 問題あり　財産の問題　息子の消費者被害	問題が具体化した時に相談を受けることとする 後見的支援制度の活用を案内
⑪	14.10	施設	現後見人	50 代　A2　GH 入所中 後見人の父高齢（80）により辞任交替希望	別の候補者に
⑫	14.12	GH 職員	親族 ⇒区長	60 代　透析必要となり、GH 対応困難に 透析対応特養か療養型病院へ転移先探す	親族申立を勧めたが親族拒否⇒区長申立相談
⑬	15.01	母親		30 代　B1　てんかん　作業所通所中 将来 GH を視野に入れている 兄弟は協力的	他都市の NPO 法人に引き継ぐ
⑭	15.01	区役所 障害担当		50 代　知的障害 B と精神保健手帳 2 級 長男就職すると生保廃止になる見込み	生保廃止になるか不明で様子見とする

No.	相談年月	相談者	申立者	相　談　内　容	相　談　結　果
⑮	15.02	母	弁護士	30 代　A1　視覚障害 1 級　GH 入所中 土日は自宅に帰る　父末期がん 親族後見人支援	親族継続支援　弁護士代理申立　書類チェックを行った
⑯	15.03	GH 施設長	児相	10 代　軽度障害　母急死のため GH 入所 身寄りなし　生保受給中 未成年後見人の相談	GH 施設長からつばさ候補者にと　児相に相談を助言 児相からも相談　本人の負債が判明し、結果弁護士を候補者とする
⑰	15.03	区役所 障害担当		50 代　B1　在宅　授産所通所中 母死亡し、遺産・負債あり	カンファ　負債整理（弁護士）　区役所より相談 代理申請か区長か　法テラス利用　弁護士変更か
⑱	15.03	区地活		30 代　A2　自閉症　活動ホーム利用中 母子世帯　母肺がん　自地自家	母来所　候補者の一つとしてつばさを説明 その後の連絡はなし
⑲	15.08	生活介護事業所		身体障害と知的障害あり　兄と関係悪い 資産有り　父に任意後見人いる（弁護士）	弁護士による代理申立助言
⑳	15.09	施設	父	40 歳　B1　GH に入所予定 両親 A 区在住 触法行為あり、施設を転々としている	受任困難　弁護士相談を助言
㉑	15.10	父	親族	30 代 GH 入所　父末期がん　財産管理を妹が担当　身上監護つばさの複数後見希望	申立相談中に取りやめることになった 父死亡
㉒	15.11	区役所 障害担当	区長	50 代　精神障害と知的障害 B1　長男同居 生保受給中　不要な契約をしてしまう	法テラス相談後に再相談を

No.	相談年月	相談者	申立者	相　談　内　容	相　談　結　果
㉓	16.05	施設		40 代　A2　施設通所中　生保受給中 母子世帯　母うつ状態	障害基礎年金を含めて生活維持しており、母が消極的 GH 入所を働きかけ、入所を機に申立勧める 長期的に関わりが必要と判断
㉔	16.05	区役所 障害担当	母親	30 代　A1　自閉症あり　施設通所中 (父)脳梗塞後遺症　(母)統合失調症 世帯全体への目配りが必要	母、申立取りやめる
㉕	16.06	区役所 障害担当		B1　非行　触法行為あり（無銭乗車、刃物沙汰等）	法テラス（弁護士）に相談のこと助言
㉖	16.09	区役所 障害担当	区長	40 代　A2　両親は離婚している　GH でトラブルを起こし、興奮退所　単身生活は不安強く入退院を繰り返す　母と同居間もなく入院　施設見つからず	担当者なく対応困難　社協の法人後見　公的な法人後見が必要

表 2-7-6 相談のみに終わった事例の概要２　精神障がい者

＜精神障がい＞

No.	相談年月	相談者	申立者	相　談　内　容	相　談　結　果
①	12.12	区役所 生保担当	父	40 代　在宅　父と二人世帯 父亡き後の不安（在宅生活困難）あり	つばさ候補予定であったが、以降連絡が無い
②	13.08	区役所 生保担当	区長	60 代　精神手帳２級　要介護５ 入院中　年金 15 万	申立予約するが、本人死亡
③	13.10	区役所 障害担当	区長	20 代　B2　反社会性人格障害　区内精神病院から他都市病院転院予定	市外対応不可のため対応困難
④	14.02	区役所 障害担当	区長 又は姉	50 代　統合失調症　入院中　生保受給中 地域移行を検討　アパート設定予定　金銭管理をしてほしい	つばさのような地域拠点があれば可だが 他区で毎週１回の対応は困難のため対応困難
⑤	14.05	区役所 障害担当	区長	60 代　他市で社会的入院中　区内に家あり　従兄弟が面倒をみている	社協の法人後見へ
⑥	14.06	区役所 障害担当	区長	60 代　統合失調症　認知症　生保受給中 保護施設で問題行動あり　入院中特養申込	特養で落ち着いたら受任検討　連絡待ち
⑦	14.06	NGO 職員	親族	入院中　改築転院　生保受給中 対人トラブルあり　NGO 職員が個人的に支援している　兄、申立のみ可の意向	候補者みつからず申立支援のみ可 ぱあとなあ紹介
⑧	15.03	区 障害担当	父	入院中　父に怪我　母避難　4 月来所相談 1 年後 GH 入所検討している	担当者なく対応困難

No.	相談年月	相談者	申立者	相　談　内　容	相　談　結　果
⑨	15.08	GH 施設長		息子長期入院中　統合失調症あり 母物取られ妄想　頻繁に電話あり ビル所有あり　弁護士に相談中	話を聴くのみ
⑩	16.01	区役所 障害担当	区長	30 代　B1　てんかん性精神障害　入院中 看護師首掴む 保護施設無断外泊 無銭乗車	担当者なく対応困難
⑪	16.02	精神科病院	区長	50 代　統合失調症　軽度知的障害あり S52 年から入院中　母も精神障害あり⇒ 施設入所　住民登録地病院	区に相談を助言　候補者になれると回答する 区障害担当より問合せあるも、以降連絡なし
⑫	16.02	区役所 障害担当	親族	30 代　女性　知的障害あり　統合失調症 生保受給中　売春　GH を退所し簡易宿泊所へ　精神科病院より市社協に相談　支援チーム強化の必要あり	法テラス支援で親族申立 候補者家裁相談を助言
⑬	16.05	区役所 障害担当		40 代　統合失調症　シンナー　アパートに独居　精神科病院入退院　自アシ撤退	担当者なく対応困難
⑭	16.06	父	親族	40 代　統合失調症　精神保健手帳 1 級 両親高齢　兄弟なし　親なき後の心配	申立に向け PT で支援

No.	相談年月	相談者	申立者	相　談　内　容	相　談　結　果
⑮	16.06	後見的支援室		30代　統合失調症　生保受給中　浪費癖 区あんしんセンター利用中	自アシ利用助言
⑯	16.06	区役所 障害担当		60代　統合失調症　新車購入 亡父名義土地家屋相続　運転し事故起こす	法テラスに代理申立　複数後見提案

表 2-7-7 集計結果 1 知的障がい者

知的障がい	
（組織の現状から受任困難と判断した事例）	
・　触法行為、資産有、負債問題で弁護士や法テラスを紹介	①⑧⑰⑲㉒㉕
・　支援困難事例、市社協法人後見勧める	⑨㉖
・　他の NPO 法人に繋ぐ	⑫
（申立支援が中断した、つばさ以外の支援により申立した事例）	
・　区長申立予定が中断	②③
（申立前の段階の相談事例）	
・　区からの相談中断	⑥
・　母子で生活、GH 入所を機に申立勧める	⑤㉓
・　親なき後の相談、全般的制度説明	⑦
・　候補者選定のためつばさを説明	⑱
・　ＰＴなど長期間の相談対応	①㉔
（他の制度利用を勧めた事例）	
・　他の制度紹介	⑩
（申立のみ支援した事例）	
・　候補者でないが書類作成支援や書類チェック	①⑮

表 2-7-8 集計結果 2　精神障がい者

精神障がい	
（申立支援が中断した、つばさ以外の支援により申立した事例）	
・　区からの相談、申立予定が中断	①⑪
（組織の現状から受任困難と判断した事例）	
・　反社会的人格障害、対人トラブル、シンナー、問題行動など困難事例	③⑥⑦⑧⑩⑫⑬⑯
（申立前の段階の相談事例）	
・　長期入院から地域移行の相談	④
・　親なき後の相談	①⑭
・　法テラス相談助言	⑫⑯
・　申立に向け PT で時間をかけた支援	⑭

《相談事例のまとめ》

① 本人の居所は知的障がい者の場合、在宅 11 件と施設 12 件が多くその他は病院、刑務所であった。精神障がい者の場合は在宅 5 件、入院 11 件と入院が多かった。

② 相談経路は知的障がい者の場合は 26 件中 10 件が区職員、施設 9 件と区職員と施設からの相談が多かった。精神障がい者の場合は 16 件中、区職員からの相談が 11 件といずれも区職員からの相談が多かった。

③ 相談結果は利用者側が制度の説明とつばさの組織体制を聞いただけで終わる場合とつばさ側の組織の現状から判断して受任が困難であるとした場合、また担当者を予定したが区長申立が中断した場合もあった。また、管轄外の家裁の為当該地域の NPO 法人に引き継いだ例もあった。

④ 受任が困難であるとした理由は、触法行為、紛争性、込み入った負債整理、資産について当法人が対応できる範囲を越えているなどがある。

⑤ 区職員から持ち込まれる事例は比較的困難な事例が多かった。

⑥ 親なき後、将来に備えた相談には、本人が将来相続人になる立場から　親の相談も必要な場合がある。任意後見、家族信託、後見信託の知識が必要であった。

⑦ 親族後見人が毎年 1 回家裁への報告書類の作成の為に来所される例もある。親族後見人への支援ができるところが身近にあることが望まれる。

（4） 研修プログラム開発に向けた考察

① チーム対応ができる法人後見のメリットは大きいことが分かった。法人後見を選択肢として考えられるよう、法人後見について理解が深まる内容を盛り込むべきではないか。

② 後見制度は馴染みがなく、後見人が何をしてくれるのかわからない人が多い。具体的なイメージが持てるよう、事例紹介や制度利用の効果や権利擁護を具体的に示すと分かり易いのではないか。

③ 相談にとどまらず、本人の状況に合わせた申立支援のニーズは大きい。また地域には親族後見人への支援のニーズもある。地域にはどのような相談窓口があるのか、どのような支援が受けられるのかを盛り込むと良いのではないか。

④ 制度利用に当たっては、本人に後見人の役割を伝えることが重要。特に生活の維持・向上にどのようなことをするのか、在宅か施設入所かによっても違うので、本人の生活状況に合わせて分かり易く説明した、本人向けのプログラムがあると良い。

⑤ 親なき後のための研修では、後見制度の他に、親の任意後見、親なき後の備えに家族信託などにも触れたものが必要ではないか。

⑥ 制度利用促進には、費用負担の不安解消が必要である。成年後見制度利用支援事業はあまり知られていない。自治体によっても助成基準が違う。当該自治体が行っている助成制度を研修プログラムに盛り込むことが必要と思われる。

第８項　成年後見制度研修プログラムの提案

（1）研修プログラムの内容と活用方法

本事業の目的である「成年後見制度の理解促進及び適切な後見類型を選択することに繋がる研修プログラム開発」について、調査結果を踏まえ、表 2-8-1 のプログラムを提案する。本研修プログラムは障がい者とその親、および施設職員等支援者を対象としたものである。成年後見制度の概要説明は高齢者と変わらないが、高齢者と障がい者では経験値や判断能力の経過が違うことから高齢者と障がい者の研修は分けることが望ましい。つまり、高齢者は自身で選択し生きてきた過程があり、その人生の価値観をいかに継続するかという視点が必要であるのに対し、障がい者は今後も体験や経験を重ねて長期に渡る「親なき後」の支援を考えていく視点が重要でることが決定的に違い、一般的な成年後見制度の説明では理解に繋がりにくいということがヒアリング調査からも明らかになったからである。

知的障がい者と精神障がい者のプログラムは特に分けなかった。先行調査、第 1 章第 2 項(1)において成年後見制度の利用にあたっての阻害要因として、知的障がい者と異なる要因は「類型が固定的で障害特性と相容れない」ことのみで、他はほぼ同様の結果であった。ただし、障がいの種類により、事例は差し替えた方が理解促進につながる。また、本人への説明は本人の理解力によって内容を簡易なものから詳細なものまでに工夫していく必要がある。ここで示したパワーポイント資料の内容は一例である。

本研修プログラムは連続講座を想定したものではなく、それぞれの単元の組み合わせによる、ニーズに合わせた研修を前提にしたものである。もちろん連続講座で集中的に学ぶことは効果的だが、２回以上の講座を組む場合は早目の日程調整と周知が必要である。

また、成年後見制度の理解促進の対象は、親だけではなく障がい者関係施設職員等に対しても必要である。制度利用の阻害要因のひとつに「どこに相談してよいかわからない」ことがあり、一番身近にいる支援者が成年後見制度利用の道標となる得るからである。研修開催にあたっては、それぞれの対象者が集まりやすい曜日や時間も配慮し、実施することが望ましい。

時間配分について、親向けの研修は、1 日に 2 時間程度が適切である。それ以上になると高齢の親にとっては集中力と体力面で厳しくなる。また、通所施設等からの帰宅時間にも配慮すべきである。

また、講義形式だとわからないことを気軽に質問できないため、少人数で気楽に会話できる形式が情報として頭に入りやすいようである。目安として 10 名前後だと質疑応答の内容を深めやすい。

成年後見制度は、一度聞いただけで理解することは難しい。調査から親なき後が具体的にイメージできる事例を入れて欲しいというニーズがあったが、自分の問題にぴったりあてはまらない場合は理解が難しいため、何度か受講する必要がある。

あんしんノートについても、その場では意義を十分に理解し、作成の必要性を感じているが、家に帰ると結局、記入できないままになる。調査でも週に 1 回親の会があったので記入

できたと回答があったように、研修後、あんしんノートを「書く会」等を開催すると記入が進む。

繰り返し述べたように、研修は同じようなテーマでも定期的に実施することが望ましい。親や支援者が、成年後見制度は権利擁護を目的とした制度であることを理解すれば、結果的に適切な類型につながっていくものである。

表 2-8-1　成年後見制度理解促進プログラム

成年後見制度の理解促進及び適切な後見類型の選択につなげることを目的とした研修プログラム			
	テーマ	内容	時間配分
総論	障がい者がその人らしく地域で生活を続けていくために	・権利擁護全般の説明 ［キーワード］ 権利擁護、親なき後、意思決定支援、福祉制度・サービス利用、相談、コーディネート、あんしんノート、成年後見制度	60 分～120 分 ・概要を説明するだけで 60 分 ・詳細に説明する場合は 120 分
各論１	あんしんノート	・あんしんノートを中心に説明 ［キーワード］ 障がい者の情報の記録、必要性、気づき（振り返り）、引継ぎ、書き方、活用方法	60 分～120 分 ・演習を入れた場合は 120 分程度必要 ・1 回の勉強会で記入作成することは困難であるため、別途「書く会」等を実施することが望ましい
各論２	障がい者の成年後見制度	・法定後見制度と任意後見制度を説明する。 ［キーワード］ 法定後見制度（いつ、誰に、費用）、任意後見制度、後見制度支援信託	60 分～180 分 ・概要の説明だけで 60 分 ・事例を入れると 120 分程度 ・第三者後見人（法人後見）の特徴等の説明を加えると 180 分程度 ・制度の運用状況についても概説する
各論３	周辺制度	・成年後見制度以外の権利擁護制度について概説する。 ［キーワード］ 日常生活自立支援事業、事務委任契約（死後事務など）、家族信託、横浜市障害者後見的支援制度、自立生活アシスタント派遣事業（横浜）、その他	60 分～180 分 ・概要の説明だけで 60 分 ・遺言や家族信託等については制度に精通する専門家を講師にお願いすることが望ましい。
各論４	本人への制度利用支援	本人に合わせた成年後見制度の説明	30 分（集中力を配慮）

（2）パワーポイント資料の内容

次に示すのは研修プログラム実施の際に使用するパワーポイント資料の目次である。(1) 総論「あんしんノートから成年後見制度まで」、(2) 各論 1 あんしんノートを中心に、(3) 各論 2 成年後見制度について、(4) 各論 3 周辺制度、(5) 各論 4 本人説明用の順に作成した。

（1）総論　あんしんノートから成年後見制度まで（P87～P102）

1. 障がい者がその人らしく地域で生活を続けていくために
2. 障がい者の情報と記録
3. あんしんノートとは
4. 全国に様々なあんしんノート
5. 引継書「将来のためのあんしんノート」は
6. あんしんノートを効率よく書くために
7. 仲間に声を掛け「あんしんノートを書く会」を
8. 事前に用意する物チェックリスト
9. あんしんノートの効果
10. 実際の活用場面
11. あんしんノートは誰に引き継ぐか
12. 成年後見制度の背景
13. 成年後見制度は「その人らしく生きる」ためのツール
14. 成年後見制度（民法）
15. 成年後見制度は「法定後見」と「任意後見」の 2 種類
16. 障がい者の後見人等として求められる支援・ポイント
17. 相談から始まる成年後見制度
18. 誰が後見人になったらいいか
19. 親族後見人を候補者とする場合の注意点
20. 第三者後見人の特徴
21. 成年後見制度を利用する時期
22. 費用はどのくらいかかるのか
23. 成年後見制度利用支援事業とは
24. 後見制度支援信託とは
25. その他、親なき後に備えて（遺言）
26. その他、親なき後に備えて（家族信託）
27. その他、親なき後に備えて（死後事務委任契約）
28. 国の動向
29. 意思決定支援
30. ネットワークによる支援　イメージ図

31.　相談機関

（２）　各論１　あんしんノートを中心に（P105～P112）

1.　引継書「将来のためのあんしんノート」
2.　障がい者の情報と記録
3.　あんしんノートとは
4.　全国に様々なあんしんノート
5.　引継書「将来のためのあんしんノート」は
6.　あんしんノートを効率よく書くために
7.　仲間に声を掛け「あんしんノートを書く会」を
8.　事前に用意する物チェックリスト
9.　あんしんノートの効果
10.　実際の活用場面
11.　あんしんノートは誰に引き継ぐか
12.　成年後見制度の背景
13.　成年後見制度は「その人らしく生きる」ためのツール
14.　国の動向
15.　意思決定支援
16.　ネットワークによる支援　イメージ図

（３）　各論２　成年後見制度について（P115～P131）

1.　障がい者の成年後見制度
2.　成年後見制度の背景
3.　成年後見制度は「その人らしく生きる」ためのツール
4.　成年後見制度（民法）
5.　成年後見制度は「法定後見」と「任意後見」の２種類
6.　成年後見制度利用の流れ
7.　申立てについて
8.　類型（補助、保佐、後見）と権限について
9.　障がい者の後見人等として求められる支援・ポイント
10.　相談から始まる成年後見制度
11.　誰が後見人になったらいいか
12.　親族後見人を候補者とする場合の注意点
13.　第三者後見人の特徴
14.　成年後見制度を利用する時期
15.　費用はどのくらいかかるのか

16. 成年後見制度利用支援事業とは
17. 後見制度支援信託とは
18. 任意後見制度
19. 任意後見制度のメリットとデメリット
20. 任意後見制度利用例（障がい者の親）
21. その他、親なき後に備えて（遺言）
22. その他、親なき後に備えて（家族信託）
23. その他、親なき後に備えて（死後事務委任契約）
24. 国の動向
25. 意思決定支援
26. ネットワークによる支援　イメージ図
27. 相談機関
28. 事例１（知的障がい者）
29. 事例２（知的障がい者）
30. 事例３（精神障がい者）
31. 事例４（精神障がい者）
32. 権利擁護につながった事例（知的障がい者）
33. 権利擁護につながった事例（精神障がい者）

（４）　各論３　周辺制度（パワーポイント資料なし）

親なき後を支える仕組みとして、成年後見制度だけでは不十分な場合も少なくない。障がいの状況によっては、日常生活自立支援事業、横浜市障害者後見的支援事業（横浜市独自事業）、自立生活アシスタント派遣事業（横浜市独自事業）、遺言、死後事務委任契約、家族信託等を合わせて研修していくことが望ましい。（資料は「障がいのある人を支援する制度等の比較」のみ）

（５）　各論４　本人への説明用（本人用サンプルのパワーポイント資料）（P135～P138）

本人への説明は、障がいの状況も考慮し工夫した説明が必要な場合も多い。分かりやすく説明するために、本人の名前や利用している施設の固有名詞等を入れて、生活に合わせた内容と具体的に何をするかを示すことが重要である。真理さんプロジェクトで使用した資料も参考に添付する。

第９項　結論

ヒアリング調査を実施し、様々な実態や状況を把握することができたが、成年後見制度についての理解はまだまだ進んでいないことが明らかになった。障がい者の親や支援者においては、個人差はあるが制度自体の難しさもあり、十分理解している方は少なかった。

また、申立てに本人の同意が必要な補助類型や代理権付与等について本人の同意が必要な保佐類型については、当事者に対して分かりやすい説明や研修の必要性を感じた。制度をよく理解しないままに、あるいは保佐人、補助人との関係性ができていないうちに本人のお金を管理されることに抵抗を示す方も多い。もちろん後見類型においても、後見人が本人にとってどのような立場の人かを伝えることは当然である。関係性は次第にできてくるものではあるが、申立前にできるだけの配慮は必要である。

成年後見制度については、現在利用していなくても将来的には「親なき後」の問題として必要と考えている親が多いことから準備を進めていくことは有効である。「親なき後」の準備としては、あんしんノートの作成が比較的第一歩を踏み出しやすいと思われる。親（一番身近な支援者）しか知らない本人の情報をまとめておくことは、本人のみならず家族や支援者にとって有効である。成育歴や既往歴、介助における様々な注意点を予め知ることができれば本人や家族にとっても支援者にとっても安心なことである。本人や障がい特性を知る手がかりは、少しでもスムーズな引き継ぎのためには必要である。

あんしんノートの情報は、サービス等利用計画の作成時に必要な情報が網羅されているので、アセスメント時にも活用ができる。その先の成年後見制度の申立て時、最終的には後見人に引き継いていく場合にも有効である。しかし、便利なあんしんノートではあるが、高齢の親にとっては、あんしんノートを書くことは思いのほか大変で先延ばしにされがちである。「親なき後」を繋いでいくツールとしてあんしんノートを十分に活用するためには、「あんしんノートを書く会」の実施や高齢化した親に対しては支援者が関わりながら作成していくことも必要である。あんしんノートを媒体に本人、家族、福祉施設の支援者、さらには後見人がネットワークを作りチームで支える仕組みができたら本人のより良い地域生活の実現へ向かうことが可能になる

成年後見制度の研修については、どこで聞いてもピンとこない、身近に感じられない等の意見が多かった。認知症の高齢者とは特性も違うことから障がい者に特化した研修が必要なことは明らかである。知りたい内容は、①利用のタイミング、②誰が後見人になったらいいか、③費用についてであった。また、④事例をあげて後見人がついたらどうなるのか、どこまでやってもらえるか知りたいと具体的にイメージできる内容を盛り込むことが求められている。そして、制度利用については、個別性が高いので少人数で気軽に質問できることや個別相談の場も必要と思われる。日頃から身近な支援者等に相談できる環境も重要である。客観的に見て制度利用が必要な場合も本人や家族は分からずに生活のしづらさを抱えている場合もあるので、早い段階で周囲が気付くことも必要である。そのためには、支援者も成年後見制度について理解を深め、制度利用等に関する相談をする場の提供と活用が望

まれる。

「親なき後」は喫緊の課題であるが、今回、ヒアリング調査を通して明らかになったことや印象的だったことは、以下の通りであった。

① 想像以上に制度や後見人に対するイメージが悪い
② 成年後見制度について認知症高齢者と障がい者は分けて考えるべきとの意見
③ 本人情報の記録の活用（あんしんノート）
④ 法人後見の必要性
⑤ 連携とチームで支える仕組み
⑥ 報酬について負担
⑦ 横領対策の運用についての説明（後見支援信託について、本人や家族に対する説明が不十分で不満が多い）
⑧ 身近に相談できる環境の必要性
⑨ 親族後見人に対する支援
⑩ 資力の乏しい方への申立て支援

あんしんノートから成年後見制度までを一連の研修会の中で取り入れ将来をイメージできるように、また「親なき後」の問題に対して少しでも安心への方向性を示すことができたらと考えている。

研修用資料

総論

1

障がい者がその人らしく

地域で生活をつづけていくために

厚生労働省　平成28年度障害者総合福祉推進事業
成年後見制度理解促進研修プログラム（総論）
作成 ： 認定NPO法人 よこはま成年後見 つばさ

2

障がい者の情報と記録

- 子どもに障がいがあると、他者に情報を伝える場面は多い
  （子どもが小さい時から親は毎年様々な場面で子どもの情報を伝え、
  書類を書き続けている）⇒相談時、ライフステージが変わる時、余暇活動等）
- 医療や福祉サービスに関する情報も関係者に伝えることは重要
- 情報は更新することが必要
- 家族であっても、本人のことはよく知っているが、現在どのような福祉制度やサービスを利用して、薬は何をどれだけ服用しているかなど詳しいことは知らない
- 一番深く関わっている母親等にもしものことがあったら、
  障がいのある子どもは…

⇩

本人の情報を記録した**あんしんノート**が必要

3

あんしんノートとは

- 障がいのある方の情報を記録する
  母親等（主な支援者）しか知らない情報は重要
  - 成育歴、医療に関すること、既往歴など
  - 利用している福祉制度・サービスや関係機関
  - 本人の好きな事、苦手な事
  - 介助する上の注意点など
- 情報を共有する
  - 先ずは家族間、次に関係機関の支援者へと
- 親なき後の安心へ繋げるツール

4

全国に様々なあんしんノート

- あんしんノートは様々な団体が障がい特性に合わせて作成
  （知的障がい者、重症心身障がい者、精神障がい者など）
- それぞれ障がい特性に合わせた項目や工夫
- インターネットから無料でダウンロードできるものから有料配布のものまで
- 本人の障がい特性に合わせたあんしんノートを選んで書く
- 幾つかのあんしんノートの必要な項目を組み合わせて作ることも可能
- あんしんノート、サポートブックをキーワードにインターネット検索

5 引継書「将来のためのあんしんノート」は

横浜市鶴見区「三人会」作成
ttp://www.ne.jp/asahi/hama/tubasa/note.html

- 本人に視点を！（本人の意思を大切に）
  本人の希望と親の安心は必ずしも一致しない
- できるだけ簡単に書けるように工夫する
  手帳や保険証はコピー、薬は「お薬の説明書」利用
- 更新しやすく（一生涯使えるように）
- 追加・削除ができる（様々なニーズに対応できる）

⇩

リング式のクリアファイルを利用

6 あんしんノートを効率よく書くために

- 小グループであんしんノートを書く機会を作る
  「書く会」を実施することで、お互いに情報交換することもできる
- 必要な書類を用意する（障害者手帳、保険証等）…記入の手引を参照
  コピーする書類、そのまま入れる書類（薬の説明書）
- リング式のクリアファイルを用意する
  …名前を書いてコピー等を入れるだけ次第に1か所に集められる
- 鉛筆書きでも大丈夫（変更があったときに消すことができて便利）
  …ご自身のやり方で
- 全部、うめなくても大丈夫！できるところから
- ノートを用意し1年経つと必要な書類や更新する書類が集まってくる

7 仲間に声を掛け「あんしんノートを書く会」をもちましょう

① 持ち物（記入の手引参照）を記入して「書く会」のお知らせをする
② 人数が多い場合は障がいのある方の年齢で小グループ（5～6人くらい）に分ける
③ 名前を記入、重要な書類をコピーし、薬の説明書などはそのまま入れる
④ 他の人のノートを見せてもらい情報交換
⑤ 次回の日程を決めましょう ⇒ 書いた人も更新できているか確認

- 年に一度は見直す習慣 ⇒ 例えば本人の誕生日など
- 必要だと気づいたものは後からでも追加する
- 高齢になり書くことが難しい方には支援者の援助が必要

8 事前に用意するものチェックリスト

（引継書「将来のためのあんしんノート」記入の手引）より

- □ 障害者手帳
- □ 母子手帳
- □ 重度障害者医療証
- □ お薬手帳や薬の説明書
- □ 自立支援医療証
- □ 預貯金通帳
- □ 駐車禁止除外指定車標章
- □ 住所録
- □ 利用施設のパンフレット
- □ 障害福祉サービス受給者証
- □ 健康保険証
- □ 医療機関の診察券
- □ 健康診断結果報告書
- □ 年金証書
- □ 保険証書
- □ ETC利用登録関係書類
- □ サービス利用事業所との契約書
- □ 福祉特別乗車券
- □ その他必要と思われるもの　など

9

書いてみると･･･（あんしんノートの効果）

- 大切な書類の整理ができる
- 自分しか知らないことが多いことに気付く
  ⇒　伝えなければ（家族や支援者など）
- 現状を把握することができる（支援の輪）
  ⇒　必要なものに気づく　⇒　サービス利用等へ
- 自立の準備ができる
- もしもの時の備えができる
  （本人の意思や家族の考え方は重要な判断の指針となることも）
- 成年後見制度を利用するときも便利　等

そして･･･すぐにとても便利に活用できる！！

10

実際の活用場面

- サービス等利用計画作成時（必要な情報が網羅されている）
- 個別支援計画作成や障害支援区分認定等の面接時
  （支援者にあんしんノートの存在を知ってもらう）
- 各種福祉サービス更新時
  （必要な書類、記入例を見ながら手続きできる）
- 障害者基礎年金の申請時
- 本人の入院時等、正確な情報が必要な場面
  （薬の種類や量、既往歴の記録）
- 母親が急な入院をした時
- 成年後見制度の申立時や利用時

11

あんしんノート　は誰に引継ぐか？

- 先ず、家族間で共有
  - •あんしんノートを家族に見てもらう
  - •緊急時には利用
- 次に、関係機関の支援者
  - •本人の状況を把握する
  - •支援計画を立てる時の情報として利用
- 最終的に、後見人等へ
  - •親なき後を考えるきっかけに

12

成年後見制度の背景

- 福祉制度が契約になりました　→　自分で選ぶ•決める
- 契約が難しい人や生活上の様々な判断が難しい人はどうすればいいか？

本人の意思を尊重し心身の状態や生活の状況を配慮しながら、財産管理や生活していく上で必要な契約や手続きを援助してくれる人が必要

民法の成年後見制度がスタート（2000年～）

13

成年後見制度は「その人らしく生きる」ためのツール

- 本人の財産（年金等）をその人らしく生活するために**いかに使うか**
  - 本人の状況を把握し、福祉制度・サービス等様々な生活支援を組み合わせる

- **権利擁護**の機能をもつ
  - 不利益な処遇改善や法律的に護ることが期待される
  - 意思決定支援（本人のニーズをつかみ難い）

※　知的障がい者、精神障がい者は福祉的な関わりが重要

14

成年後見制度（民法）

- 対　象　••••判断能力の不十分な方
  （知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者など）
- 目　的　••••財産管理、身上監護（生活に必要な契約手続き等）
- 利用方法••••家庭裁判所に申立て
- 費　用　••••申立費用、第三者が後見人等になる場合は報酬
- 後見人等ができないこと•••••医療同意、保証人等になることなど

15 成年後見制度には大きく分けて「法定後見」と「任意後見」の2種類

○　法定後見　⇒　すでに判断能力が不十分な方

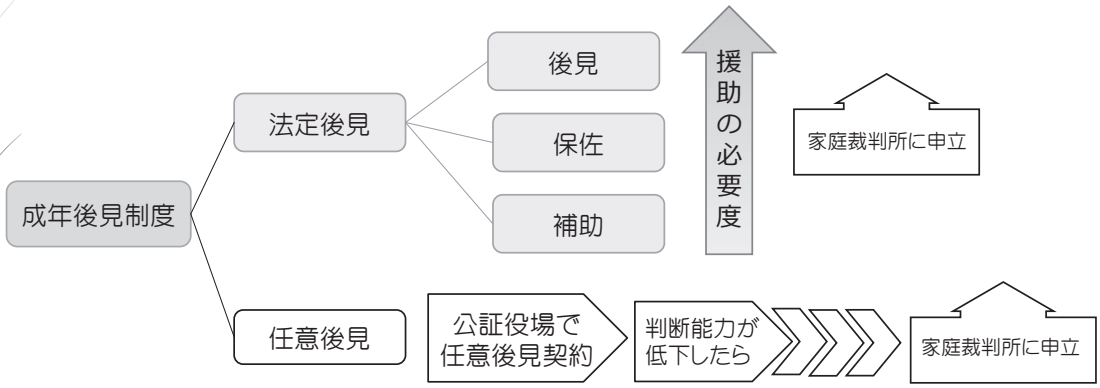

○　任意後見　⇒　今は大丈夫だけれども将来に備えて

16 障がい者の後見人等として求められる支援・ポイント

- 障がいの理解、本人の理解
- 後見人等との相性（関係性は築けるか）
- 後見期間が長い
- 福祉制度・サービス等をいかに利用するか
  （本人のお金をいかに使ってその人らしく生きるか）
- ライフステージにより支援内容が変化していくことへの対応
- 権利擁護の意識（意思決定支援）
- 第3者が後見人等の場合、長期間にわたる後見報酬が必要
- 本人の収入が少ない場合が多い（障害者年金が主）　⇒
  成年後見制度利用支援事業の必須化（H24.4～）要件あり

17

相談から始まる成年後見制度

- 理想的な成年後見制度の利用は相談から始められること
- 相談しながら、必要な支援を確認し関係性を築くこと
- 後見人等だけで本人を十分に支えることはできない
- 本人を中心に家族、支援機関等が後見人等と連携を取りながら支援していくことが重要
- 情報共有できる機会や場の設定（サービス等利用計画、個別支援計画、　障害支援区分調査面接　等）

↓

チームで支える仕組み

- また、親族後見人には気軽に相談できる支援機関が必要

18

だれが後見人等になったらいいか？

- 親族、第三者（弁護士、司法書士、社会福祉士、法人後見、複数後見など本人の状況に応じて検討
- 申立書には候補者を書くことができる
- 決めるのは家庭裁判所
（候補者が後見人等に選ばれない場合もある）
- 家事事件手続法により、一旦申立てをした以上、家庭裁判所の許可を得なければ取り下げることはできない（平成25年1月1日～）
- 後見人は、簡単に代えることができない

19

親族後見人を候補者とする場合の注意点

- 成年後見人等を選任するのは家裁なので不適切とみなされた場合は選任されないこともある。
- 本人と親族の間に利益相反や争い事がないこと
- 家庭裁判所への報告（年1回）は遅滞なく実施する必要がある
- 特に金銭管理は金銭出納帳をつけ、領収書を保管するなど、キッチリと自分のものとは分ける。
- 生活費に流用したり、勝手に借用や贈与もしてはいけないことを理解する。（解任されることもある）
- 最近は、本人の資産が多い場合は後見制度支援信託の運用を勧められることもある。

20

第三者後見人の特徴

- 個人後見人
  - 弁護士　…　親族内紛争、遺産相続、損害賠償、法的処理の専門性をもつ
  - 司法書士…　登記関係、不動産取引、財産管理に専門性をもつ
  - 社会福祉士…福祉に関する専門性をもつ
- 法人後見
  - 社会福祉協議会…　困難事例に対応できる
  - NPO法人　…　継続性・永続性、チーム対応、複数による判断、チェック機能、担当者の交代ができる
- 複数後見　…　役割分担ができる、引継ぐことができる（弁護士と社会福祉士、法人後見と親族など）

21

成年後見制度を利用する時期

- 20歳を過ぎると障がいがあってもなくても親は親権がなくなる
  本人が契約することが難しい場合　→　相続や大きな契約の時等…
- 福祉制度は契約に変わったが今のところ親ができる場合が多いが…
- 金融機関では、本人確認が厳しくなり解約する時などは…
- 親が高齢、病気、亡くなる（親ができなくなった時）…
- 一人ひとり状況も違うので、まずは相談しましょう

↓

すぐに必要ない場合も

「親なき後は親あるうちに」準備は必要

22

費用はどの位かかるのか？

- 申立て費用
  申立書等約1万円＋診断書料＋鑑定書（必要な場合）5～10万

- 後見報酬
  第三者が後見人等になった場合は必要
  （親族も報酬付与の申し立てはできる）
  本人の資産と後見業務から家庭裁判所が決める
  （基本報酬の目安は月額2万円）（おおよそ管理財産1000万円未満）
  資力の少ない方:成年後見制度利用支援事業の活用

23

成年後見制度利用支援事業とは

- 内容
  成年後見制度の利用にかかる費用のうち、申立てに関する費用及び後見人等の報酬の全部または一部を補助する。
- 対象
  成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者で経費について補助を受けなければ制度利用が困難であると認められたもの
- 平成18年度に事業が創設され、平成24年度から市町村地域生活支援事業の必須事業化
- 自治体により要件が異なるので各自治体に問い合わせが必要

24

後見制度支援信託とは

- 後見制度支援信託とは、成年被後見人又は未成年被後見人のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託するしくみ。
- 後見制度支援信託を利用すると、信託財産を払い戻したり、信託契約を解約したりするには予め家庭裁判所が発行する指示書が必要となる。
- なお、後見制度支援信託の対象となるのは、成年後見及び未成年後見のみであり、保佐、補助及び任意後見では利用できない。

【参考】新規開始事案と管理継続中事案の推移（成年後見）

	H24.2~12	H25.1~12	H26.1~12	H27.1~12
新規開始	94人	262人	723人	1,487人
管理継続中	0人	191人	1,984人	4,934人
合計	94人	453人	2,707人	6,421人

最高裁判所事務総局家庭局より

25

その他、親なき後に備えて　≪遺言≫

- 遺言　（公正証書遺言が望ましい）
  遺言者（親）の考え（思い）を残す

≪例≫

親（AとB）、長男C、長女D（障がい者）の場合～

AとBは各自、次のような遺言を残す

「自分（A）が死んだら、全てをBに。もしBが既に死亡していた時はBから相続を受けたものも含めその中から不動産をCに、現金・預貯金のうち4分の3をDに、4分の1をCに相続させる。CはDの日常生活の支援をすること。この遺言の執行者にCを指定する。」

26

その他、親なき後に備えて　≪家族信託≫

- 家族信託とは～委託者（例:親）が自分の有する一定の財産を信頼できる人（受託者）に託して名義を移しこの受託者においてその財産を一定の目的に従って管理・活用・処分し、託された財産や運用益を特定の人＝受益者（例:子）に給付あるいは引渡しその目的を達成する制度である。
- 後見制度や遺言だけでは補いきれない部分を信託により補うことが可能といわれ、今後、期待される分野。
- 「自由設計」なのが本旨であるからケースやニーズに合わせ創意工夫し創造力を生かしたスキーム造り、そして蓄積したノウハウを将来に活用していくことが期待される。ただし報酬が増えるマイナス点はある。
- 参考文献　公証人・遠藤英嗣著「新しい家族信託」（日本加除出版）
- 一般社団法人信託協会　HP参照（家族信託）

  http://www.shintaku-kyokai.or.jp/trust/trust03_11_04.html
- 日常的支出は後見人が管理し、それ以外の（高額な）資金を信託銀行に預け必要があれば家裁に報告し家裁より指示書をもらい信託銀行から支出する「後見制度支援信託」とは区別を

27

その他、親なき後に備えて　≪死後事務委任契約≫

- 死後事務委任契約とは　（葬儀を行う親族がいない場合など）
  親族が障がいのある子どもだけで、他にいない場合や遠方で葬儀等に関することをお願いできない場合は、死後事務委任契約で亡くなった後の諸手続、葬儀、納骨等に関する事務等について死後事務委任契約を締結する（公正証書にすることが望ましい）

- 任意後見契約の場合は、あらかじめ公正証書による死後事務委任契約を盛り込むことが多い

28

国の動向　…　障害者権利条約批准

- 成年後見制度利用支援事業（障害分野）の必須事業への格上げ（2012年4月施行）
- 市民後見推進事業
- 障害者虐待防止法（2012年）
- 障害者総合支援法施行（2013年）
  事業者に「意思決定支援」努力義務
- 障害者差別解消法（2016年）
- 総合支援法検討事項（3年を目途に意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方を検討（2016年）
- 成年後見制度利用促進法（2016年）

29

意思決定支援

- どんなに障がいが重くても意思は存在する
- 意思が伝わりにくくても根気よく関わることが重要
- 経験の積み重ねや選択することの体験により意思を表出する
  （親や社会の意識改革が必要？）安全を考えブレーキになることも
- 言葉によらないコミュニケーションをどう汲みとるか？
- 色々な角度から意思表示を確認する
  （ことばを話す方でも誘導されたり迎合することもある）

意思の尊重と保護のバランスは難しいが･･･

- 愚行権もありではないか

30

ネットワークによる支援　イメージ図

障がいのある方の地域生活を支えるためには、本人を中心とした
後見人等と関係機関等が連携しチームで支える仕組みが重要

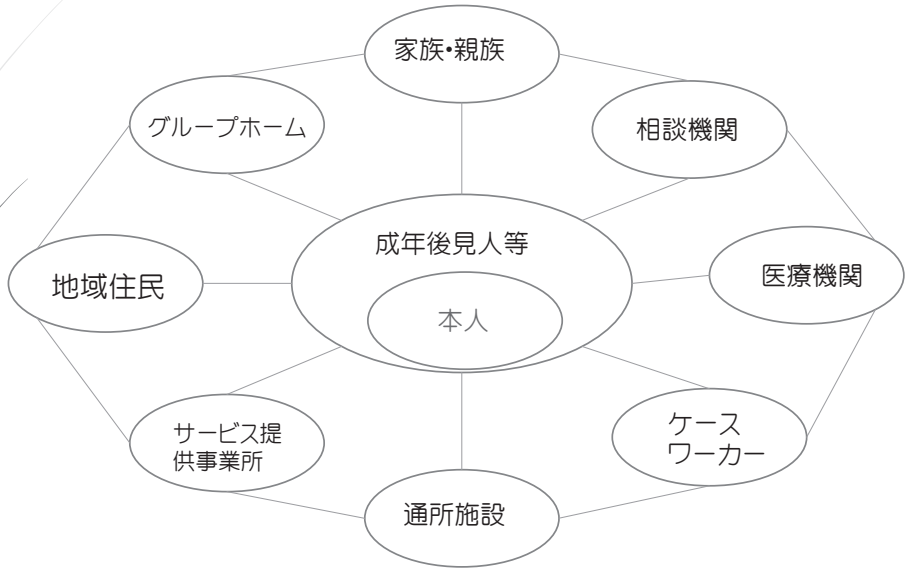

31

相談機関

- 基幹相談支援センター
- 市町村の障害担当窓口
- 社会福祉協議会
- 弁護士会
- 司法書士会（リーガルサポート）
- 社会福祉士会（ぱあとなあ）
- その他NPO法人等法人後見実施団体
- 法テラス

32

お疲れ様でした

研修用資料

各論 1

引継書

「将来のためのあんしんノート」

1

厚生労働省　平成28年度障害者総合福祉推進事業
成年後見制度理解促進研修プログラム（各論1）
作成 ： 認定NPO法人 よこはま成年後見 つばさ

2

障がい者の情報と記録

- 子どもに障がいがあると、他者に情報を伝える場面は多い
  （子どもが小さい時から親は毎年様々な場面で子どもの情報を伝え、
  書類を書き続けている）⇒相談時、ライフステージが変わる時、余暇活動等）
- 医療や福祉サービスに関する情報も関係者に伝えることは重要
- 情報は更新することが必要
- 家族であっても、本人のことはよく知っているが、現在どのような福祉制度やサービスを利用して、薬は何をどれだけ服用しているかなど詳しいことは知らない
- 一番深く関わっている母親等にもしものことがあったら、
  障がいのある子どもは…

⇩

本人の情報を記録した**あんしんノート**が必要

3

あんしんノートとは

- 障がいのある方の情報を記録する
  母親等（主な支援者）しか知らない情報は重要
  - 成育歴、医療に関すること、既往歴など
  - 利用している福祉制度・サービスや関係機関
  - 本人の好きな事、苦手な事
  - 介助する上の注意点など
- 情報を共有する
  - 先ずは家族間、次に関係機関の支援者へと
- 親なき後の安心へ繋げるツール

4

全国に様々なあんしんノート

- あんしんノートは様々な団体が障がい特性に合わせて作成
  （知的障がい者、重症心身障がい者、精神障がい者など）
- それぞれ障がい特性に合わせた項目や工夫
- インターネットから無料でダウンロードできるものから有料配布のものまで
- 本人の障がい特性に合わせたあんしんノートを選んで書く
- 幾つかのあんしんノートの必要な項目を組み合わせて作ることも可能
- あんしんノート、サポートブックをキーワードにインターネット検索

5

引継書「将来のためのあんしんノート」は

横浜市鶴見区「三人会」作成
ttp://www.ne.jp/asahi/hama/tubasa/note.html

- 本人に視点を！（本人の意思を大切に）
  本人の希望と親の安心は必ずしも一致しない
- できるだけ簡単に書けるように工夫する
  手帳や保険証はコピー、薬は「お薬の説明書」利用
- 更新しやすく（一生涯使えるように）
- 追加・削除ができる（様々なニーズに対応できる）

⇩

リング式のクリアファイルを利用

6

あんしんノートを効率よく書くために

- 小グループであんしんノートを書く機会を作る
  「書く会」を実施することで、お互いに情報交換することもできる
- 必要な書類を用意する（障害者手帳、保険証等）…記入の手引を参照
  コピーする書類、そのまま入れる書類（薬の説明書）
- リング式のクリアファイルを用意する
  …名前を書いてコピー等を入れるだけ次第に1か所に集められる
- 鉛筆書きでも大丈夫（変更があったときに消すことができて便利）
  …ご自身のやり方で
- 全部、うめなくても大丈夫！できるところから
- ノートを用意し1年経つと必要な書類や更新する書類が集まってくる

7 仲間に声を掛け「あんしんノートを書く会」をもちましょう

① 持ち物（記入の手引参照）を記入して「書く会」のお知らせをする
② 人数が多い場合は障がいのある方の年齢で小グループ（5～6人くらい）に分ける
③ 名前を記入、重要な書類をコピーし、薬の説明書などはそのまま入れる
④ 他の人のノートを見せてもらい情報交換
⑤ 次回の日程を決めましょう ⇒ 書いた人も更新できているか確認

- 年に一度は見直す習慣 ⇒ 例えば本人の誕生日など
- 必要だと気づいたものは後からでも追加する
- 高齢になり書くことが難しい方には支援者の援助が必要

8 事前に用意するものチェックリスト

（引継書「将来のためのあんしんノート」記入の手引）より

- □ 障害者手帳
- □ 母子手帳
- □ 重度障害者医療証
- □ お薬手帳や薬の説明書
- □ 自立支援医療証
- □ 預貯金通帳
- □ 駐車禁止除外指定車標章
- □ 住所録
- □ 利用施設のパンフレット
- □ 障害福祉サービス受給者証
- □ 健康保険証
- □ 医療機関の診察券
- □ 健康診断結果報告書
- □ 年金証書
- □ 保険証書
- □ ETC利用登録関係書類
- □ サービス利用事業所との契約書
- □ 福祉特別乗車券
- □ その他必要と思われるもの　など

9

書いてみると…（あんしんノートの効果）

- 大切な書類の整理ができる
- 自分しか知らないことが多いことに気付く
  ⇒　伝えなければ（家族や支援者など）
- 現状を把握することができる（支援の輪）
  ⇒　必要なものに気づく　⇒　サービス利用等へ
- 自立の準備ができる
- もしもの時の備えができる
  （本人の意思や家族の考え方は重要な判断の指針となることも）
- 成年後見制度を利用するときも便利　等

そして…すぐにとても便利に活用できる！！

10

実際の活用場面

- サービス等利用計画作成時（必要な情報が網羅されている）
- 個別支援計画作成や障害支援区分認定等の面接時
  （支援者にあんしんノートの存在を知ってもらう）
- 各種福祉サービス更新時
  （必要な書類、記入例を見ながら手続きできる）
- 障害者基礎年金の申請時
- 本人の入院時等、正確な情報が必要な場面
  （薬の種類や量、既往歴の記録）
- 母親が急な入院をした時
- 成年後見制度の申立時や利用時

11

あんしんノート　は誰に引継ぐか？

- 先ず、家族間で共有
  - ・あんしんノートを家族に見てもらう
  - ・緊急時には利用
- 次に、関係機関の支援者
  - ・本人の状況を把握する
  - ・支援計画を立てる時の情報として利用
- 最終的に、後見人等へ
  - ・親なき後を考えるきっかけに

12

成年後見制度の背景

- 福祉制度が契約になりました　→　自分で選ぶ・決める
- 契約が難しい人や生活上の様々な判断が難しい人はどうすればいいか？

本人の意思を尊重し心身の状態や生活の状況を配慮しながら、財産管理や生活していく上で必要な契約や手続きを援助してくれる人が必要

民法の成年後見制度がスタート（2000年～）

13

成年後見制度は「その人らしく生きる」ためのツール

- 本人の財産（年金等）をその人らしく生活するために**いかに使うか**
  - 本人の状況を把握し、福祉制度・サービス等様々な生活支援を組み合わせる

- **権利擁護**の機能をもつ
  - 不利益な処遇改善や法律的に護ることが期待される
  - 意思決定支援（本人のニーズをつかみ難い）

※　知的障がい者、精神障がい者は福祉的な関わりが重要

14

国の動向　•••　障害者権利条約批准

- 成年後見制度利用支援事業（障害分野）の必須事業への格上げ（2012年4月施行）
- 市民後見推進事業
- 障害者虐待防止法（2012年）
- 障害者総合支援法施行（2013年）
  事業者に「意思決定支援」努力義務
- 障害者差別解消法（2016年）
- 総合支援法検討事項（3年を目途に意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方を検討（2016年）
- 成年後見制度利用促進法（2016年）

15

意思決定支援

- どんなに障がいが重くても意思は存在する
- 意思が伝わりにくくても根気よく関わることが重要
- 経験の積み重ねや選択することの体験により意思を表出する
  （親や社会の意識改革が必要？）安全を考えブレーキになることも
- 言葉によらないコミュニケーションをどう汲みとるか？
- 色々な角度から意思表示を確認する
  （ことばを話す方でも誘導されたり迎合することもある）

意思の尊重と保護のバランスは難しい

- 愚行権もありではないか

16

ネットワークによる支援　イメージ図

障がいのある方の地域生活を支えるためには、本人を中心とした
後見人等と関係機関等が連携しチームで支える仕組みが重要

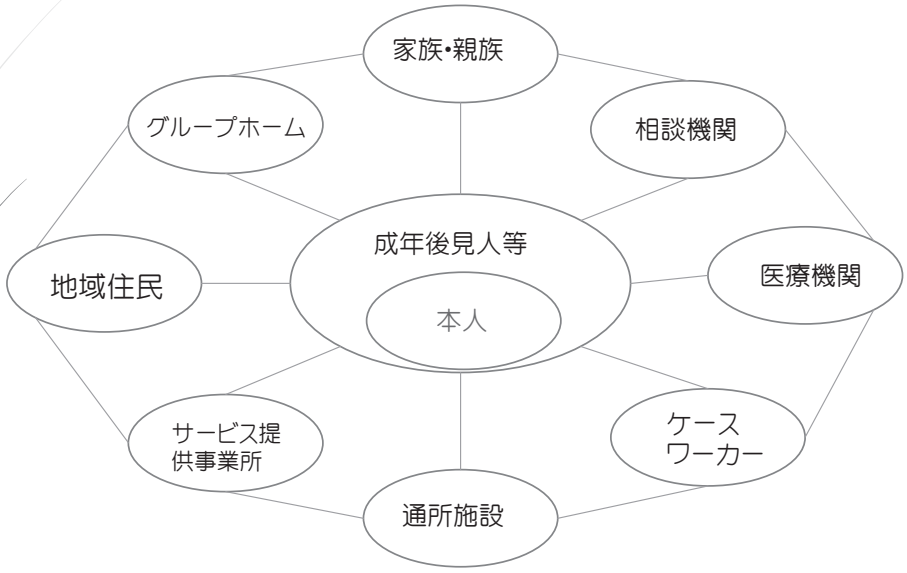

研修用資料

各論 2

障がい者の成年後見制度

1

厚生労働省　平成28年度障害者総合福祉推進事業
成年後見制度理解促進研修プログラム（各論2）
作成 ： 認定NPO法人 よこはま成年後見 つばさ

2

成年後見制度の背景

- 福祉制度が契約になりました　→　自分で選ぶ・決める
- 契約が難しい人や生活上の様々な判断が難しい人はどうすればいいか？

本人の意思を尊重し心身の状態や生活の状況を配慮しながら、財産管理や生活していく上で必要な契約や手続きを援助してくれる人が必要

民法の成年後見制度がスタート（2000年～）

3 成年後見制度は「その人らしく生きる」ためのツール

- 本人の財産（年金等）をその人らしく生活するために**いかに使うか**
  - 本人の状況を把握し、福祉制度・サービス等様々な生活支援を組み合わせる

- **権利擁護**の機能をもつ
  - 不利益な処遇改善や法律的に護ることが期待される
  - 意思決定支援（本人のニーズをつかみ難い）

※　知的障がい者、精神障がい者は福祉的な関わりが重要

4 成年後見制度（民法）

- 対　象　••••判断能力の不十分な方
  （知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者など）
- 目　的　••••財産管理、身上監護（生活に必要な契約手続き等）
- 利用方法••••家庭裁判所に申立て
- 費　用　••••申立費用、第三者が後見人等になる場合は報酬
- 後見人等ができないこと•••••医療同意、保証人等になることなど

5

成年後見制度には大きく分けて「法定後見」と「任意後見」の2種類

○　法定後見　⇒　すでに判断能力が不十分な方

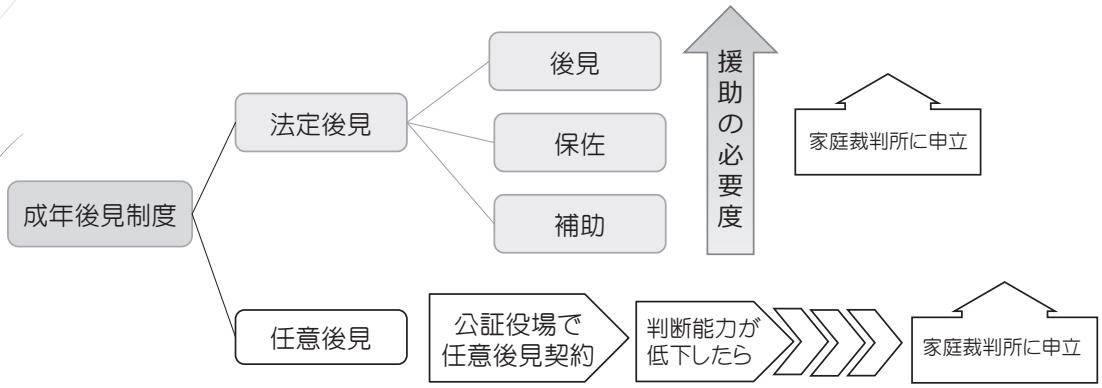

○　任意後見　⇒　今は大丈夫だけれども将来に備えて

6

成年後見制度利用の流れ

事前に検討

- どの類型（補助・保佐・後見）になるか（医師の診断書をもとに）
- 診断書はどこで書いてもらうか（主治医）
- 誰が申立人になるか（本人、4親等内の親族など）
- 誰を後見人等候補者にするか

手続きの流れ

- 申立書類をもらう（家庭裁判所で手続きの説明あり）
- 書類を揃えて、申立日を予約する⇒申立て（家庭裁判所）
- 調査　⇒　審理　⇒　審判　⇒　審判確定　⇒　登記

後見等業務開始は審判が確定してから

- 定期的に後見等事務報告を家庭裁判所にする

7

申立てについて

- 家庭裁判所に申立書類をもらいに行く
- 医師の診断書を取り寄せる（類型について確認）
- 戸籍謄本等を取寄せ、記入する書類を作成する
- 準備ができたら家庭裁判所に申立面接の予約をする
- 申立ての面接に行く

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

- 代理申立は弁護士に依頼できる（有料）
- 書類の作成等は司法書士に依頼できる（有料）
- 申立ての相談は基幹相談支援センターや法人後見実施団体等へ

8

類型（補助、保佐、後見）と権限について

- 後見類型…申立時に本人の同意は必要ない。包括的な代理権あり

  制限　→　公務員や会社の役員になれない。印鑑証明がとれない
- 保佐類型…申立時に本人の同意は必要ないが、代理権を付ける場合は本人の同意が必要。大きな法律行為の同意権、取消権あり

  制限　→　公務員や会社の役員になれない。
- 補助類型…申立時に本人の同意が必要。

  必要に応じて代理権や同意権を申し立てる

診断書が類型を決める目安になるので、医師に本人の状況をよく説明しましょう

- 代理権…財産管理や契約など本人に代わって行う）
- 同意権…本人がした契約に同意すると効力が生じる
- 取消権…同意を得ないで行った不利益な行為を取り消すことができる

9 障がい者の後見人等として求められる支援・ポイント

- 障がいの理解、本人の理解
- 後見人等との相性（関係性は築けるか）
- 後見期間が長い
- 福祉制度・サービス等をいかに利用するか
  （本人のお金をいかに使ってその人らしく生きるか）
- ライフステージにより支援内容が変化していくことへの対応
- 権利擁護の意識（意思決定支援）
- 第3者が後見人等の場合、長期間にわたる後見報酬が必要
- 本人の収入が少ない場合が多い（障害者年金が主）　⇒
  成年後見制度利用支援事業の必須化（H24.4～）要件あり

10 相談から始まる成年後見制度

- 理想的な成年後見制度の利用は相談から始められること
- 相談しながら、必要な支援を確認し関係性を築くこと
- 後見人等だけで本人を十分に支えることはできない
- 本人を中心に家族、支援機関等が後見人等と連携を取りながら支援していくことが重要
- 情報共有できる機会や場の設定（サービス等利用計画、個別支援計画、　障害支援区分調査面接　等）

⇩

チームで支える仕組み

- また、親族後見人には気軽に相談できる支援機関が必要

11

だれが後見人等になったらいいか？

- 親族、第三者（弁護士、司法書士、社会福祉士、法人後見、複数後見など本人の状況に応じて検討
- 申立書には候補者を書くことができる
- 決めるのは家庭裁判所
（候補者が後見人等に選ばれない場合もある）
- 家事事件手続法により、一旦申立てをした以上、家庭裁判所の許可を得なければ取り下げることはできない（平成25年1月1日～）
- 後見人は、簡単に代えることができない

12

親族後見人を候補者とする場合の注意点

- 成年後見人等を選任するのは家裁なので不適切とみなされた場合は選任されないこともある。
- 本人と親族の間に利益相反や争い事がないこと
- 家庭裁判所への報告（年1回）は遅滞なく実施する必要がある
- 特に金銭管理は金銭出納帳をつけ、領収書を保管するなど、キッチリと自分のものとは分ける。
- 生活費に流用したり、勝手に借用や贈与もしてはいけないことを理解する。（解任されることもある）
- 最近は、本人の資産が多い場合は後見制度支援信託の運用を勧められることもある。

13

第三者後見人の特徴

- 個人後見人
  - 弁護士　…　親族内紛争、遺産相続、損害賠償、法的処理の専門性をもつ
  - 司法書士…　登記関係、不動産取引、財産管理に専門性をもつ
  - 社会福祉士…福祉に関する専門性をもつ
- 法人後見
  - 社会福祉協議会…　困難事例に対応できる
  - NPO法人　…　継続性・永続性、チーム対応、複数による判断、チェック機能、担当者の交代ができる
- 複数後見　…　役割分担ができる、引継ぐことができる（弁護士と社会福祉士、法人後見と親族など）

14

成年後見制度を利用する時期

- 20歳を過ぎると障がいがあってもなくても親は親権がなくなる
  本人が契約することが難しい場合　→　相続や大きな契約の時等…
- 福祉制度は契約に変わったが今のところ親ができる場合が多いが…
- 金融機関では、本人確認が厳しくなり解約する時などは…
- 親が高齢、病気、亡くなる（親ができなくなった時）…
- 一人ひとり状況も違うので、まずは相談しましょう

⇩

すぐに必要ない場合も

「親なき後は親あるうちに」準備は必要

15

費用はどの位かかるのか？

- 申立て費用
  申立書等約1万円＋診断書料＋鑑定書（必要な場合）5～10万

- 後見報酬
  第三者が後見人等になった場合は必要
  （親族も報酬付与の申し立てはできる）
  本人の資産と後見業務から家庭裁判所が決める
  （基本報酬の目安は月額2万円）（おおよそ管理財産1000万円未満）
  資力の少ない方:成年後見制度利用支援事業の活用

16

成年後見制度利用支援事業とは

- 内容
  成年後見制度の利用にかかる費用のうち、申立てに関する
  費用及び後見人等の報酬の全部または一部を補助する。
- 対象
  成年後見制度を利用することが有用であると認められる
  障がい者で経費について補助を受けなければ制度利用が
  困難であると認められたもの
- 平成18年度に事業が創設され、平成24年度から市町村地域生活支援事業の必須事業化
- 自治体により要件が異なるので各自治体に問い合わせが必要

17

後見制度支援信託とは

- 後見制度支援信託とは、成年被後見人又は未成年被後見人のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託するしくみ。
- 後見制度支援信託を利用すると、信託財産を払い戻したり、信託契約を解約したりするには予め家庭裁判所が発行する指示書が必要となる。
- なお、後見制度支援信託の対象となるのは、成年後見及び未成年後見のみであり、保佐、補助及び任意後見では利用できない。

【参考】新規開始事案と管理継続中事案の推移（成年後見）

	H24.2~12	H25.1~12	H26.1~12	H27.1~12
新規開始	94人	262人	723人	1,487人
管理継続中	0人	191人	1,984人	4,934人
合計	94人	453人	2,707人	6,421人

最高裁判所事務総局家庭局より

18

任意後見制度

- 任意後見制度は、今は大丈夫だけれど将来的に判断能力が不十分になった時のための制度
- 障がいのある子どもを持つ親が認知症になってしまうと生活が成り立たなくなってしまう
- 予め公証役場で公正証書により契約をする
  （自分で任意後見人を決めることができる）
- 判断能力が低下したら任意後見監督人の選任を家庭裁判所に申立てる　監督人が付いたら発効
- 任意後見人の権限は契約により決めた内容の代理権のみ

19

任意後見制度のメリットとデメリット

- メリット
  - 自分で決めることができる（任意後見人、契約内容）
  - 判断能力のあるうちは、見守り契約（任意代理契約）により関係性を築くことができる
- デメリット
  - 監督人選任申立のタイミングの問題
    申立てをせずに任意後見契約にセットされた見守り契約を引きずる例がある
  - 経費が嵩む傾向がある（第三者後見人と後見監督人の報酬）
- ポイント
  信頼できる任意後見人に依頼すること、契約内容を十分検討することが重要

20

任意後見制度利用例（障がい者の親）

- 任意後見人をお願いしたい人と任意後見契約を結ぶ（契約内容に自分が認知症になって障がいのある子どもの面倒をみられなくなったら、子どものために法定後見の申立てをしてもらう項目を入れる）

- 発効（判断能力が低下して任意後見人に監督人が選任されるとスタートする）するまでの間は、見守り契約をする（月に1回電話で状況確認をする）…親子二人暮らしの場合などは親が認知症になってしまうと生活に支障が出てくるので事前対策ができる

21

その他、親なき後に備えて　≪遺言≫

- 遺言　（公正証書遺言が望ましい）
  遺言者（親）の考え（思い）を残す

≪例≫

親（AとB）、長男C、長女D（障がい者）の場合～

AとBは各自、次のような遺言を残す

「自分（A）が死んだら、全てをBに。もしBが既に死亡していた時はBから相続を受けたものも含めその中から不動産をCに、現金・預貯金のうち4分の3をDに、4分の1をCに相続させる。CはDの日常生活の支援をすること。この遺言の執行者にCを指定する。」

22

その他、親なき後に備えて　≪家族信託≫

- 家族信託とは～委託者（例:親）が自分の有する一定の財産を信頼できる人（受託者）に託して名義を移しこの受託者においてその財産を一定の目的に従って管理・活用・処分し、託された財産や運用益を特定の人＝受益者（例:子）に給付あるいは引渡しその目的を達成する制度である。
- 後見制度や遺言だけでは補いきれない部分を信託により補うことが可能といわれ、今後、期待される分野。
- 「自由設計」なのが本旨であるからケースやニーズに合わせ創意工夫し創造力を生かしたスキーム造り、そして蓄積したノウハウを将来に活用していくことが期待される。ただし報酬が増えるマイナス点はある。
- 参考文献　公証人・遠藤英嗣著「新しい家族信託」（日本加除出版）
- 一般社団法人信託協会　HP参照（家族信託）

  http://www.shintaku-kyokai.or.jp/trust/trust03_11_04.html
- 日常的支出は後見人が管理し、それ以外の（高額な）資金を信託銀行に預け必要があれば家裁に報告し家裁より指示書をもらい信託銀行から支出する「後見制度支援信託」とは区別を

23

その他、親なき後に備えて　≪死後事務委任契約≫

- 死後事務委任契約とは　（葬儀を行う親族がいない場合など）
  親族が障がいのある子どもだけで、他にいない場合や遠方で葬儀等に関することをお願いできない場合は、死後事務委任契約で亡くなった後の諸手続、葬儀、納骨等に関する事務等について死後事務委任契約を締結する（公正証書にすることが望ましい）

- 任意後見契約の場合は、あらかじめ公正証書による死後事務委任契約を盛り込むことが多い

24

国の動向　…　障害者権利条約批准

- 成年後見制度利用支援事業（障害分野）の必須事業への格上げ（2012年4月施行）
- 市民後見推進事業
- 障害者虐待防止法（2012年）
- 障害者総合支援法施行（2013年）
  事業者に「意思決定支援」努力義務
- 障害者差別解消法（2016年）
- 総合支援法検討事項（3年を目途に意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方を検討（2016年）
- 成年後見制度利用促進法（2016年）

25

意思決定支援

- どんなに障がいが重くても意思は存在する
- 意思が伝わりにくくても根気よく関わることが重要
- 経験の積み重ねや選択することの体験により意思を表出する
  （親や社会の意識改革が必要？）安全を考えブレーキになることも
- 言葉によらないコミュニケーションをどう汲みとるか？
- 色々な角度から意思表示を確認する
  （ことばを話す方でも誘導されたり迎合することもある）

意思の尊重と保護のバランスは難しいが･･･

- 愚行権もありではないか

26

ネットワークによる支援　イメージ図

障がいのある方の地域生活を支えるためには、本人を中心とした
後見人等と関係機関等が連携しチームで支える仕組みが重要

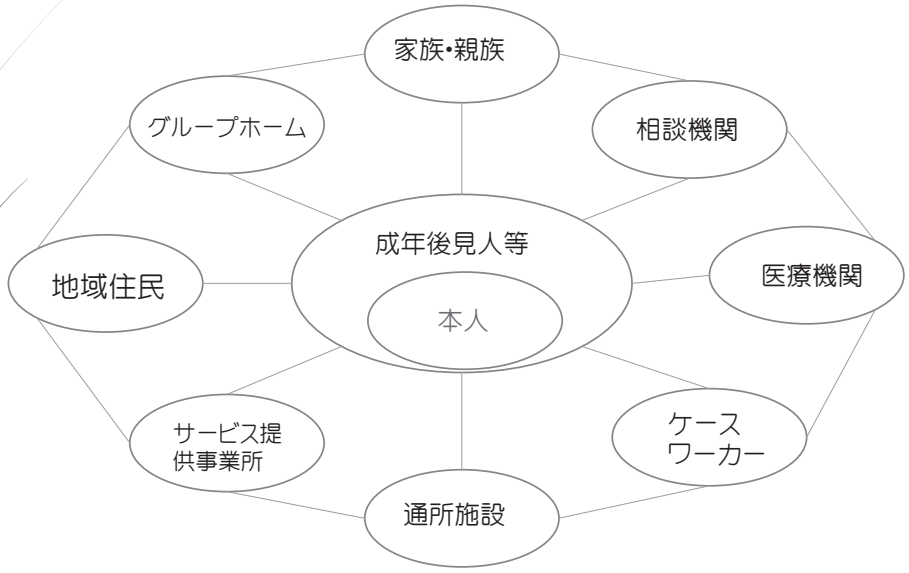

27

相談機関

- 基幹相談支援センター
- 市町村の障害担当窓口
- 社会福祉協議会
- 弁護士会
- 司法書士会（リーガルサポート）
- 社会福祉士会（ぱあとなあ）
- その他NPO法人等法人後見実施団体
- 法テラス

28

事例1（末期癌の親なき後に備えて）

- 40代男性、グループホーム入居（月～金）土～日は帰宅、
  知的障がい愛の手帳　B2
- 申立経緯　母に末期癌が判明、親なき後に備えることに
- 申立て　　弁護士を紹介し代理申請（補助申立）親族申立て
- 母親とは任意契約（個人）で支援
- 弁護士による遺言書作成
- 当初、弁護士（財産管理）とNPO法人（身上監護）の複数後見→1年後弁護士辞任
- 2年8か月後母死亡、葬儀等について支援
- 母亡き後の本人の希望を聞き、週末帰宅に備えサービス調整
- 母亡き後を心理的に支える

29

事例2（親なき後に備えて意思決定支援）

真理さんプロジェクト参照

- 40代女性、在宅（母と二人暮らし）、知的障がい　A2
- 申立経緯　3年間のプロジェクト実施後（安心して成年後見制度を利用するための検討会）本人の意思により申立に至る
- 申立て　本人申立（保佐類型）
- 母親以外の相談相手ができた
- 希望だったタブレットを購入できた
- 母親が担っていた送迎をサービス調整
- 親戚やヘルパー等支援者と顔合わせるなどネットワークづくり
- 横浜市障害者後見的支援室とメーリングリストにて情報交換・連携

30

事例3（精神科病院から地域へ）

- 60代男性、統合失調症、精神科病院入院（S48年～）
- 申立経緯　区役所から相談、年金遡及受給により生活保護廃止
  環境変更理由で精神科病院を転々
- 申立て　区長申立（後見類型）
- 未請求だった年金を申請した
- 退院に向けて本人と老健や高齢者専用住宅を見学し、高齢者専用住宅に入居
- 地域に定着と判断し住民票を移動
- 生活保護申請

31

事例4（精神科病院から地域へ）

- 70代女性、統合失調症、精神科病院入院（S56年～）
- 申立経緯　区役所から相談、年金遡及受給により生活保護廃止、医療費未払い、生活保護費返還
- 申立て　区長申立（後見類型）
- 未請求だった年金を請求した
- 医療費未払い金清算、生活保護費返還
- 生活支援課に生活保護世帯認定交渉の結果長女生活保護再開
- 退院に向けてグループホーム打診
- グループホームに入居（歩けるようになる、笑顔を見られる）

32

権利擁護につながった事例（知的障がい者）

- 心理的・精神的側面への効果
  - 毎月の面会、訪問を楽しみにしている
  - 本人から希望が出され実現に向けた支援を始めた
  - ガイドヘルパーの契約で外出支援ができた
  - 母に相談できないことを相談できる
- 経済的側面への効果
  - 手帳の等級変更手続き、生活保護の障害加算で収入増になりサービス利用が可能に
  - 未請求の厚生年金や企業年金を請求できた
  - 生活保護申請の同行、家賃代理納付、障害加算認定を申請できた
- 福祉サービス利用
  - グループホームの生活環境の改善や必要なものの購入
  - 加齢に伴う利用サービスの変更や本人に相応しい施設への入所
  - 在宅生活を支える支援関係者を拡げネットワークづくり

33

権利擁護につながった事例（精神障がい者）

- 心理的・精神的側面への効果
  - 毎月の面会を楽しみにしている（病院）
  - 衣服の購入ができた（病院）
  - 引きこもりがちであったが、外出支援を通して自発性や積極性が生まれている
- 経済的側面への効果
  - 障害者基礎年金2級から1級へ変更申請をして収入増になった
  - 未支給の年金を受給して本人と娘の生活保護は廃止となったが、娘は別世帯とし生活保護を再開させた
  - 通帳管理を支援し、自己管理できる期間が長くなった
- 福祉サービス利用
  - 43年間精神科病院入院していたが、高齢者専用住宅に移り地域生活定着
  - 35年間精神科病院入院していたが、グループホームに入居し歩けるようになった

34

お疲れ様でした

研修用資料

本人用

ご本人用サンプル

せいねんこうけんせいど

○○さんの成年後見制度

成年後見制度（せいねんこうけんせいど）

名前（なまえ）はむずかしいけれど

あなたが安心（あんしん）して暮（く）らせるように

生活（せいかつ）のいろいろなことについて

お手伝（てつだ）いします

あなたはどんなお手伝いが必要ですか？

- ふくしのサービスを利用したい

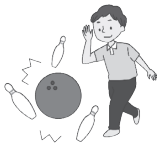

- お金の管理がうまくできない

- 一人暮らしをしたいけど、自信がない

- 相談する人がほしい

こんなふくしサービスを利用するおてつだいができます

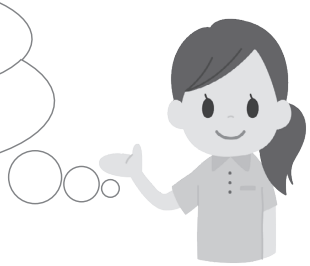

- そうじや洗濯、食事を作ってほしい
- 出かける時に誰かに一緒に行ってほしい
- グループホームで一人暮らしがしたい　など

お金の支払いはだいじょうぶですか？

- 通帳の管理が心配
- 生活費のいろいろな支払いに自信がない
- 使いすぎてしまう

あなたが必要なところをお手伝いします

- 後見人 ・・・ 日常的な買い物もむずかしい方

- 保佐人 ・・・ 日常的な買い物などは一人でできるが、むずかしいけいやくなど手伝ってほしい

- 補助人 ・・・ だいたい一人でできるが、手伝ってもらうと安心

利用するにはどうしたらいいの？

- 手続きが必要です

  いつも相談している人に聞いてみましょう

- お金がかかります

  お金があまりない人はかからないこともあります

あなたに合ったお手伝いの方法を

よく相談して決めましょう

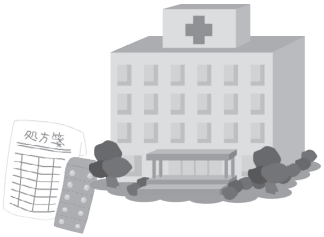

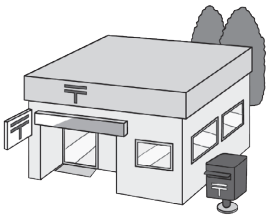

第３章

法人後見の利益相反に関する調査

第３章　法人後見の利益相反に関する調査

第１項　利益相反の定義とサービス提供法人による法人後見の実施にあたっての問題

（1）利益相反の定義等

成年後見制度を利用する場合の利益相反行為については、成年後見人等は、家庭裁判所（以下、家裁と略する。）に対して、特別代理人・臨時保佐人・臨時補助人の選任を請求しなければならない。ただし、成年後見監督人・保佐監督人・補助監督人が選任されている場合は、この限りでない（民法 860 条による 826 条の準用、民法 876 条の２第３項、民法 876 条の７第３項）。

成年後見監督人等が選任されている場合が除かれているのは、そのような場合には、成年後見人等ではなく、それぞれの監督人が当該行為を行うこととされているので（民法 851 条４号、民法 876 条の３第２項、民法 876 条の８第２項）、特別代理人等を選任する必要がないからである。

利益相反行為とは、「一方当事者の利益取得が、他方当事者の損失の発生を導くすべての行為」をいい、その規制の趣旨は被後見人等の利益を保護する点にある。成年後見関係事件においては、①成年後見人等と被後見人等、②成年後見人等が法律上又は委任契約によって代表する者（法人の代表者など）と被後見人等、③成年後見人等が複数の被後見人等の事務を行っている場合の被後見人等が、行為の当事者になる場合が考えられる。

利益相反行為は、利益を受ける一方当事者と不利益を受ける他方当事者が直接の対立当事者となる場合が典型であるが、成年後見人等が被後見人等を代理して第三者と法律行為をする場合にも拡げられている。例えば、㋐後見人の債務について、被後見人を連帯債務者とし、その所有不動産に抵当権を設定する行為、㋑後見人の債務について、被後見人を保証人とする行為、㋒第三者の債務について後見人が連帯保証人となっている場合に、被後見人が同一債務について連帯保証する行為、についても利益相反にあたるものとされている。

利益相反行為について特別代理人等の選任を要するものとされたのは、専ら被後見人等の利益を保護するというものであるから、後見人等と被後見人との利益が相反しても、前者が不利益を受けるのみで後者が利益を受ける場合には利益相反行為にはあたらないと考えるべきである。

利益相反行為の判断基準としては、専ら行為の外形から判断すべきであるとする形式（外形）判断説と、実質的に判断すべきとする実質判断説があるが、判例は形式（外形）判断説を採用し、学説は実質判断説が支配的である。形式を整えることによって規制を免れることを防ぐためには、利益相反にあたるか否かの判断も行為の全体から実質的に判断することが相当であろう。

（2）サービス提供法人による法人後見の実施にあたっての問題

サービス提供法人が法人後見人等に就任する場合には、一般的に利益相反の問題が生じやすいものといえる。

例えば、被後見人が入所している施設を運営する法人が、当該被後見人の後見人となり、被後見人の財産を預かって管理するとともに、被後見人との間でサービス提供契約を締結することは、被後見人にとって不利益な契約が締結されるおそれがあるため、形式的にも実質的にも利益相反行為にあたることとなろう。

しかし、そのようなおそれがあるからといって、施設を運営する法人が同施設に入所する本人の後見人になることが一切許されないということにはならない。前記のとおり、法は、被後見人等と成年後見人等との間において利益相反の関係が生じる場合のあることを予定しつつ、そのような場合の規制を設けているのであって、前記のようなサービス提供契約についても、成年後見監督人等や特別代理人等が法人後見人に代わって契約を締結すれば足りるからである。

ただし、仮に当該法人を本人の後見人として選任すれば、その後の後見事務において本人との間で頻繁に利益相反の関係が生じることが予想される場合には、そもそも当該法人が本人の後見人として適切であるか否かについて疑問が生じ、家裁として、はじめから当該法人を本人の後見人として選任しないという判断をすることはありうるであろう。

また逆に、当該法人を本人の後見人として選任することが、本人にとって将来の利益相反のおそれを上回る利益をもたらすような事情があり、かつ将来の利益相反のおそれが何らかの制度的工夫によって極小化されているような場合には、当該法人を本人の後見人として選択する場合もあるであろう。

第２項　調査の目的

障がいのある子を持つ親にとって、親なき後の子のケアは課題である。自分が亡くなった後も現在利用している施設（サービス提供者である法人）に面倒をみてほしいと考えていても、利益相反の関係にある場合、その候補者の選任は認められない。

2016 年 4 月に成年後見制度利用促進法が成立した。障がい者の親なき後のケアが課題となっていることから、成年後見制度の利用促進が急がれるが、単に制度につながればよいというものではない。障がい者の意思決定支援の在り方が改めて問われている今日において、本人の意思を尊重した制度利用の促進と本人の権利擁護に資する後見の在り方が問われている。

一方、永続性やチームアプローチが重視される障がい者の後見業務だからこそ、資金力があり、人材もそろっている社会福祉法人等が後見人候補者として期待されるところだが、利益相反行為が起こらないようなシステムを整備する必要がある。仮に、社会福祉法人など、総合支援法に基づくサービス事業を提供している法人が利用者の法人後見となった場合、どのような対応が必要なのか。本調査は現在法人後見を実施している団体で、障がい者の福祉サービス提供事業と関係の深い団体の調査を通して、利益相反への対応の現状と課題を明らかにすることを目的とする。

第３項　法人後見実施団体に関する調査結果

（1）対象となる法人の選定

入所・通所を問わないが、障がい者のサービス提供を行う法人で、法人内のサービス利用者を受任している法人を対象とした。なお、該当する法人がない場合は、母体となる社会福祉法人や家族会が別法人を設置し、法人後見を実施しているケースも含めた。

まずは、全国権利擁護支援ネットワークの加盟団体リストのうち、事業内容から調査対象になりそうな可能性のある法人に電話し、確認した。連絡調整した上で、ヒアリング調査可能な法人

を調査対象とした。

次に、47 都道府県社会福祉協議会（以下、社協と略す。）へ電話で問い合わせをし、都道府県下で社協も含め、法人後見の実施団体で、障がい者福祉サービスも同時に提供している法人の有無と名称を確認した。その他、神奈川県下ですでに法人後見を実施している団体について特定の障がい者施設と関わりの深い法人を選定した。

その結果、11 法人を調査対象することになった。

対象法人：11 法人（NPO 法人等 9、社協 2）

（2）調査方法と内容

方法：社協を対象とする調査とその他の法人を対象とする調査の 2 種類を行った。

①社協における利益相反については先行調査の自由記述について整理・分析を行った。また、補足的に 2 社協にヒアリング調査を行った。

②その他の法人についても調査項目について、直接担当者にヒアリング調査を実施した。

調査期間：2016 年 9 月～2017 年 2 月

調査項目：社協もその他の法人に関する調査についても、調査項目は、基本属性に加え、後見業務に関することとして①後見業務に関すること、②人材育成に関すること、③財政状況、④その他、利益相反に関する質問を項目とした。なお、法人が正確に数等を把握しておらず、正確に回答を得られない項目もあることを前提に質問事項を作成した。詳細は表 3-3-1 のとおりである。

データ分析の方法：インタビュー内容は IC レコーダーで録音し、聞き取った内容の記録を「基本属性」「後見業務について」「利益相反について」ごとに整理したうえで、法人間の比較検討を行った。

協力者には IC レコーダーに録音すること、撤回の自由、守秘義務等研究倫理の遵守を説明したうえで実施した。

表 3-3-1　法人への調査項目

質問項目
《基本属性》 ・法人名 ・法人設立年月日 ・法人が提供している他のサービス ・組織体制と全体の職員数 ・法人後見開始年月日 ・受任件数と被後見人等の類型、それぞれの療育手帳の等級 ・地域の社会資源 なお、受任者に関する療育手帳の等級や社会資源について回答は任意とした。 《後見業務について》

＊法人により該当しない項目もある。
①受任体制
・管理者の立場
・役員体制
・担当者数、担当者の属性（役職など）
・後見活動の進め方
　財産管理・身上監護の方法、報酬申し立て（誰が手続きするか）
②人材育成
・担当者の育成
・管理者の育成
・職員研修
・人材採用の方法
③財政状況
・法人の財政、会計
・担当者の報酬
・事務所の体制
・事務所維持のための経費（後見報酬 or 他からの補助）
④その他
・成年後見制度利用支援事業を申請するための要件
・保護者との関係はどのようか
・第三者機関の有無と役割、仕組み
《利益相反について》
・受任することに関して、利益相反が問題になったかどうか
・利益相反が問題になった場合、それについてどのように対応したか
・利益相反の問題について弁護士の協力があったか
・あった場合、弁護士が家裁へ働きかけた内容
・法人の利用者の後見人となることについて、家裁への説明と家裁による確認事項

第 4 項　社会福祉協議会における対応

（1）先行調査の整理

2013 年度（平成 25 年度）に実施された厚生労働省社会福祉推進事業「地域における権利擁護体制の構築の推進に向けて」『調査研究報告書第 6 章アンケート調査結果・調査票』（地域福祉権利擁護に関する検討委員会 2014）より pp.139-141 の結果を再整理した。

このアンケート結果によると、約 7 割が該当しない、あるいは同法人内のサービス利用中の該当者はいないと回答している。利益相反のおそれがあり、手当てをして受任した法人が 24.0%であった。

〈質問〉
貴社協が法人後見を受任すると、被後見人との間で利益相反になるおそれがあるようなケースがありましたか。（例:被後見人が貴社協の介護保険・障がい福祉サービス等の利用者で、法人後見を受任する）
《回答集計結果》
①介護保険・障がい福祉サービス等を実施している社協ではなく、利益相反になるおそれが

あるようなケースはない（36.8%） ②介護保険・障がい福祉サービス等を実施している社協で、利益相反になるおそれがあるので受任しなかったケースがある（32.4%） ③介護保険・障がい福祉サービス等を実施している社協で、利益相反になるおそれがあるが、手当てをして受任したケースがある（24.0%）

（2）自由記述の内容

自由記述について内容別に分類した。

《家裁と事前協議》

まず、家裁との事前協議において、受任前からの契約については問題ない(1-04、1-10)、また、同地域に代替サービスがないという地域性が考慮された(1-05、1-6)との回答がみられた。また、同地域のサービスの有無については確かではないが、ヘルパーサービス等は問題なし(1-7、1-11)との回答もみられた。さらに、サービスを使っている場合であっても、変更が本人に不利益（1-8 1-9）な場合はサービスの利用が認められたとの回答がみられ、受任前のサービス利用契約は、地域性などの理由があれば許容されているようである。

1　家裁と事前協議	
1-01	受任前に裁判所に確認し、裁判所の了解を受けた
1-02	市の担当課、家裁と相談・協議のうえ受任した
1-03	利益相反関係にあるが裁判所と協議し受任
1-04	受任前から本会の介護保険サービスを利用していたため、選任後、裁判所に上申書を提出した結果、受任前からについては問題ないと回答された
1-05	家裁へ、山間僻地にて他のサービス事業所が無い状況を伝え、考慮していただいた経過がある
1-06	地域性のため、他のサービス業者選択が困難であった。家裁にも相談し、第3者に定期的に確認をしてもらうことで対応とした
1-07	社協ヘルパーサービスを利用していた人を被保佐人として受任することになったため、家裁に相談をし、当社協サー ビスを継続させた
1-08	受任前に利用しはじめたサービスで、ようやく慣れたところでもあり、事業所を変えると本人の不利益になるとの判断で、裁判所と相談して、利用を継続している
1-09	法人後見を受任する以前から社協のケアマネ・ヘルパーを利用していた。本人の事情を考慮すると現状を継続する方が有効と考え家裁に上申書を提出している
1-10	申立て以前からサービス提供に関しては、家裁が利益相反について一定の判断を行ったうえでの審判と理解しているため、必要以上の手当てはあらぬ疑いを招くと考える
1-11	日常生活自立支援事業から法人後見に移行したケースで、元々本社協の介護サービスを利用していたので、家裁へサービス事業所を他へ移動すべきか尋ねたところ継続利用で良いとのこと

《そもそも利益相反の関係とは考えていない》

介護保険サービス、デイサービス、訪問サービス程度は利益相反とまでみなさない（2-01　2-02　2-03)、家裁は、そもそも訪問サービスなどは利益相反とまで見なさないなど、そもそも利益

相反の関係とは考えていないとの回答があった。

２ そもそも利益相反の関係とは考えない	
2-01	町には介護保険事業所(居宅、ホームヘルパー事業所)は 1 箇所しかなく、利益相反にはならない
2-02	申立以前から本市社協のデイサービスを利用してもらっているが、家裁に確認したところ、問題ないとの見解をいただいている
2-03	■■家裁に確認したところ、訪問サービス程度は利益相反とまでみなさないとの見解であったため、手当はしていない

《利益相反を考慮し、事前・事後に対処》

利益相反を考慮し、事前・事後に対応について、たとえば、サービス提供を他業者に変更した（3-01、3-02、3-05、3-06、3-07、3-08、3-15、3-16、3-17、3-18）との回答について、利益相反関係を回避するためサービス提供業務を他業者に振り替えるなどの対応が挙げられる。

法的な対処（3-03、3-09、3-11、3-12、3-13、3-14）との回答が多数あった。これに関する具体的な事例は不明であるが、おそらく、民法に基づき、監督人の選任などの対応がなされたと考えられる。同様に、複数後見など工夫した（3-04、3-10）という対応方法もある。

３ 利益相反を考慮し、事前・事後に対処	
3-01	受任予定者の障害福祉サービス新規利用に際して、他の民間事業者と契約を締結した他の居宅介護支援事業所にケアマネをお願いしている
3-02	後見監督人をつけて受任している
3-03	複数後見で受任し、社協のサービスの契約やサービス内容について管理する部分をもう一人の後見人に委ねている
3-04	受任後に、他法人の事業所と契約を交わした(事業所の変更をした)
3-05	日常生活自立支援事業契約者であったが、受任後に解約をした
3-06	困難ケースとして社協ケアマネが担当していたが、後見を受任後に、ケアマネを交代する予定
3-07	家裁との調整、受任後他法人事業所へ変更
3-08	特別代理人(臨時保佐人)選任申立
3-09	複数後見(県社協)による手当てを検討中
3-10	県社協が後見監督人として就任
3-11	監督人の選任
3-12	家裁より就任打診の際「利益相反の可能性あり」と相談。家裁から県社協へ後見等監督
3-13	人就任を依頼があり、家裁・ 県社協とも調整を図り、後見等および監督人就任の審判をいただいている
3-14	県社協が特別代理人となり利益相反関係を回避できた
3-15	同一法人内で契約していた事業(居宅介護支援事業及び訪問介護事業)の変更を行った
3-16	障害福祉サービスの相談機関の機能も法人として有しているが、他の機関で実施している
3-17	担当の介護支援専門員を社協外の居宅介護支援事業者のケアマーネージャーに依頼した
3-18	事業所を変更する。ただし、地域に社協のサービスしかない場合等、事業所を変更することで本人の利益が損なうような場合は、運営委員会での審議をいただいて継続する場合もある

《社協内で組織変更など行う》

社協内で組織変更など行うとの回答も多数みられた。具体的には、担当部署を区別した（4-01、

4-05、4-06、4-07、4-05、4-09、4-10、4-11)、第三者性確保のため外形的・客観的に組織変更（4-02、4-03、4-04、4-08）との回答があり、組織内の責任者を分けることにより利益相反の問題へ対応している。

４ 社協内で組織変更など行う	
4-01	在宅生活時に本会の訪問介護を利用していたが、他事業所がないため、家裁に許可をとった。また、介護部門と福祉事業部門を区別した
4-02	市社協内に第三者性(担当理事)を担保とした「■■市あんしんセンター」を設置して法人後見業務を実施している
4-03	介護保険サービス事業の代表権者は会長であるが、法人後見事業については、会長と別に担当理事が代表権を持っている
4-04	担当理事制として利益相反を回避
4-05	成年後見センターをサービス実施している課とは別の課に分けた
4-06	法人後見部門(センター所長)と介護部門(係長)の責任者を別職員にした
4-07	担当係や担当者を区別している
4-08	法人後見のみ、代表を常務理事で登記を行っている
4-09	サービスを行なう部門と法人後見を行なう部門が異なる点などを、申立時に家裁へ上申書として添付して業務を実施している
4-10	家裁との相談。組織内での役割分担(部署ごとの役割を明確に)
4-11	任意後見契約(移行型)監督人選任されていない委任代理の状態。司法書士から利益相反関係にならないと助言受け受任。担当者は別の部署に所属し、事務所も異なるものとしている

《緊急避難的》

緊急避難的に受任、地域の事情があり許容された（5-01、5-02、5-03、5-04、5-05）との回答もあり、サービスが地域にあっても止むを得ない事情があれば、許容される状況のようである。

５ 緊急避難的	
5-01	権利擁護利用中に意思疎通が出来なくなり、契約継続が難しく、緊急避難的に法人後見を受任した
5-02	長期入院となり、その後在宅生活をすることなく(退院することなく)施設入所となった
5-03	法人後見を受任した時点では、社協外の事業所を利用されていたが、その事業所の都合でサービス提供を中止され、替わる事業所を探されたが受入可能なところがなく、最終的に社協のサービスを利用することとなったケース
5-04	市内に受け入れられるサービスがなく、その根拠も含め運営委員会の助言や弁護士に助言をもらい対応した
5-05	施設入所の申込みは済んでおり入所までの間、利益相反になるが社協のなかでもサービス提供部署とは異なる部署であることや誰も支援する者がいないことを裁判所に訴え続け、受任となった。その後入所したため利益相反の期間は 長期にならなかった

（3）社会福祉協議会における法人後見の実際

社協の実施する法人後見について、今回事業目的から通所をはじめとする自立支援事業等、障がい者福祉サービスを提供する社協で、なおかつ法人後見を実施している社協にヒアリングを行おうと全国の都道府県社協に電話で法人後見の状況を尋ねたが、該当する社協はほとんど見つか

らなかった。

結果として、法人後見事業の経験が長い 2 法人からヒアリングができた。2 法人の調査結果は表 3-4-1、3-4-2 のとおりである（数字はすべて調査日に確認したもの）。

利益相反については、2 法人とも決裁権者を成年後見センター長とし、実質上の法人代表者と区別して対応している。A 社協では、できるだけ社協以外の後見人を担当者として選任するよう進めている。しかし、社会福祉法人制度改革に伴う見直しにおいて、社会福祉法人の代表権は理事長に集約されることになり、これまでどおり、事業責任者を分けることによる利益相反への対応方法の見直しが課題となっている。

表 3-4-1 A 社会福祉協議会（調査日 2017 年 1 月）

質問項目	A 社会福祉協議会
法人設立年月日	1963 年 3 月 14 日、法人後見開始 2002 年 6 月 3 日
後見以外のサービス提供	有償家事援助、就労継続支援 B 型など
組織体制	後見については 1 係と 2 係があり、基本的には地区で分けているが、それに加えてそれぞれの特徴として、1 係は市民後見人や NPO の監督人（家裁からの選任）を担っていて、2 係は障がい者のケースを担っている
職員数	後見センターは所長 1 名、常勤職員 17 名
受任件数	172 件（補助 8 件、保佐 28 件、後見 136 件）
担当者	後見第 1 係（係長 1 名、係員 8 名）後見第 2 係（係長 1 名、係員 6 名） 支援員登録者 92 名（非常勤） 主任（所長と係長の橋渡し役）1 係で 3 名、2 係で 3 名
財産管理	後見システムを導入し、財産管理や日々の記録をやっている システムに全財産や入出金を入力 利用者の入出金の会計をつかさどる職員を 1 名専属でおいている 1 カ月単位で出納簿のチェックをする
身上監護（報酬申立て）	身上監護は担当職員が行う 実際に利用者を訪問するのは支援員が中心 施設入所者は担当者（支援員）1 名で月 1 回ほど、在宅の方は担当者（支援員）2 名で週 1 回～月 1 回ほど
職員研修	年に一度、支援員向けの研修を実施
人材育成・採用	自分たちがやっている仕事・制度を知ってもらいたいということで、自発的な視察などを実施し自己啓発の体制をしいている。そのなかで育成につなげている
財源	後見報酬は月に 2 万円が基準で、3～6 万円の場合もある 報酬がもらえないケースは 10 件程度 監督報酬の半分はもらえていない（50 件近くはもらえている） 一番の収入は後見報酬 8,200 万円 自治体からの補助金 1,820 万円（人件費、成年後見センターとしての補助金など）
担当者の報酬	職員は社協からの給料 支援員は時給 1,000 円（Suica のシステムを導入して出退勤と交通費を管理）
事務所	社協内に設置 維持費は後見報酬と区からの補助金の両方で賄っている
保護者との関係	障がい者の家族会から要望があり勉強会を実施
第三者機関の関与等	運営委員会（学識経験者・医師等・弁護士・福祉関係者）にてケース方針決定会議で決まったものに対する最終的な意見を得て審査をする
利益相反について	利益相反について家裁から指摘を受けたことはない 就労支援継続 B 型作業所の後見については利益相反を意識しなければならないケースだと考えており、なるべく第三者後見（市民後見人）に振っていこうという意識をしている。ただし監督人は社協職員の場合もあるので気にしている

表 3-4-2 B 社会福祉協議会（調査日 2017 年 2 月）

質問項目	B 社会福祉協議会
法人設立年月日	1953 年 2 月 5 日、法人後見開始 2000 年 4 月法人後見業務取り組み開始
後見以外のサービス提供	介護保険事業（地域包括支援センターなど） 障害者福祉センターのみ（障がい者へのサービス提供はなし） 成年後見センターとしては日常生活自立支援事業
組織体制	法人としては会長を代表とし、理事会、評議会を設置 成年後見センターは業務執行理事のセンター長が責任者として事業を実施（決裁権者を法人代表と分けている）
職員数	成年後見センターは事務長 1 名、担当課長 1 名、担当職員 13 名（うち 7 名は市民後見人）
受任件数	受任件数 55 件（後見 42 件、保佐 13 件）、任意後見契約者 11 件、開始 2 件
受任要件	特になし
役員体制	社会福祉法の改正により、4 月からは会長が代表権を持つ
担当者	担当を決めるが、4 名ほどでグループを作りグループ内で把握しておくことにより、担当以外でも対応可能となるようにしている
財産管理（報酬申立て）	日常の金銭出納は、出納の根拠の書類等を出し管理職 2 名に決裁をもらい、そこで事務長の出納印をもらい金融機関で出納して本人のところへ届ける 「日常管理用の通帳は残高 200 万以下にしておく」という内部ルールがあり、日常で使わない分は社協が契約している貸金庫に預けている 報酬申立てについては、担当者が作成 チームのなかで確認し課長・事務長・事務局長を経て担当理事決裁をしてから家裁へ提出する
身上監護	月 1 回～毎週の訪問
職員研修	制度全般については市社協と自治体で共催の「後見制度の基礎と中級研修」で学んでもらう 育成方法は OJT が中心
財源	市民後見人の養成事業委託事業の支出のうち、市民後見人 7 名分の人件費が 9 割程度 養成研修をやる時は講師謝金が委託費に加わる 市民後見ではない権利擁護の方は補助金が出ているので、事務長・課長・権利擁護の関係の 6 名の職員の人件費がついている 後見報酬の申立てをしているが、補助金でもらえる自主財源分として組み込まれているため自由に使えるお金にはなっていない 日常生活利用支援事業も含めた予算
担当者の報酬	職員は社協から給与、非常勤も社協の非常勤職員として雇用
事務所	社協内に設置
第三者機関の関与等	対応に悩む場合は業務監督審査会で報告し助言を求める （業務審査会は弁護士・医師・福祉専門職・学識経験者等で構成）
利益相反について	地域包括支援センターの利用者の後見をするとなれば注意が必要だが、いまのところ問題は出ていない 決裁権者を社協会長と分けることでこれまで対応してきた
弁護士の協力	センター長が弁護士、その他業務審査会委員に弁護士等ニーズに対応して協力を得ている
課題等	社会福祉法人の改革により、代表権は法人の理事長だけ、業務執行理事を実質的な代表者とみなすことができるのか、今後の対応が課題

（4）社会福祉協議会における利益相反に関する考察

一般的に言って、後見人と被後見人との関係が利益相反関係になれば、後見人に適正な代理権の行使が期待できないし、本来果たすべき被後見人の適正な権利擁護に支障をきたすのではないか。だからこそ、家裁はそれをチェックするし、それを回避するために民法第 860 条（利益相反行為）及び第 826 条（利益相反行為）、さらに第 851 条（後見監督人の職務）の定めがあるのではないのかと考える。

2013 年全国社会福祉協議会の法人後見に関する調査結果を見ると、利益相反について全国の家裁の見解は、実に様々であった。市町村社協は、法人後見に取り組む際には、先ず、市町村及び管轄する家裁と事前協議を行っている。

多くの市町村社協は、介護保険サービス提供の事業主体で、その社協がサービス利用者の後見人に選任されれば、言うまでもなく利益相反関係であるといえる。しかし、これに対して受任前のサービス提供契約は問われない、他事業者と契約したくともその代替業者がいないなどの地域性は考慮されたなど家裁の見解は様々である。そもそもヘルパーサービス、デイサービス、訪問サービス程度は、利益相反とまでは見なさないとされたものもある。それでも、多くの市町村社協は受任後、介護保険サービス提供を他の業者に振り替えるなどの努力をしている様子がうかがえる。

判例によれば、利益相反行為となるかどうかは、「行為自体を外形的客観的に考察して判定すべきであり、後見人の動機や意図をもって判定すべきではない」（最三小判昭和４２年４月１８日）とされているので、法人後見を行う社協はその第三者性を確保するため、介護保険サービス事業の代表権者は会長、法人後見事業については、担当理事が代表権を持つとする組織改編を行っている例もあり、これがベストの対応と思われる。逆に単に担当部署を区別したレベルで、第三者性を確保したと言えるのか疑問である。その他に、複数後見で行うとか、県社協が監督人に選任されるなどの工夫も散見される。

最後に、社協による法人後見については、介護保険サービス提供業者である社協がその利用者の後見人の立場に立つと言う利益相反関係にあっても、緊急避難や地域性等の止むを得ない事情があれば、家裁も許容しているのが現実のようである。

しかし、これが入所施設と入所者の関係であった場合にはどのような状況にあるのか。特に障がいのある方の親からは、本人を最もよく知る入所施設自体が後見人になって欲しいとの切実な声が伝わっている。しかも、その親たちは既に高齢で、待った無しが実情である。

第 5 項　NPO 法人等における対応

（1）法人の概要

社協以外の団体は９団体を対象とした。都道府県社協への問い合わせ、インターネット検索では対象法人を把握できなかった。法人後見を検討している社会福祉法人へ、電話でヒアリングを行ったところ、「まだ構想段階で実施には至っていない」ということだった。法人の調査結果は表 3-5-1 から 3-5-9 のとおりである。

表 3-5-1　A 法人（調査日 2016 年 10 月）

質問項目	A 法人
法人設立年月日	2010 年 12 月 7 日
関連団体	社会福祉法人入所施設社会福祉法人入所施設の保護者会 Z 市自閉症・児者親の会
法定後見以外の事業	法定後見以外のサービス提供なし
設立母体	施設利用者の家族会
職員数	非常勤 4 名（うち管理者 1 名）、A 法人の正会員 14 名、賛助会員 5 名
受任者（類型）	2 件（後見類型 2 件）
受任要件	原則としてＦ市自閉症児者親の会及び X 社会福祉法人保護者会会員
被後見人の属性	Y 法人施設利用者、その他
役員体制	理事 12 名、監事 2 名 自閉症児家族会、Z 法人保護者会から一名ずつ理事を輩出
担当者	基本的に、親が元気なうちは親族後見（親）、できなくなったら法人が受ける Y 法人施設利用者の親が中心である 担当者は後見人候補者照会書とほぼ同じものを代表理事に提出し、代表理事のみが責任をもって保管、情報については共有していない 弁護士、社会福祉士、他施設の元施設長、市民後見養成講座の卒業生などが担当者
財産管理（報酬申立て）	担当者が財産管理をしている 通帳や報酬申し立ては担当者が一切の権限をもつ 保険は全国障害者権利擁護支援ネットワーク加入を前提とする保険（法人後見賠償責任保険に加入） 3 ヶ月ごとに預金通帳、金銭出納帳、後見事務経過一覧表を代表理事に確認してもらっている。それらを 6 ヶ月に 1 回理事会に提出する 報酬申立ても担当者が行う
身上監護	定期的に施設を訪問し、日中支援に関し要望を伝える場合が多く、施設との間に緊張関係がある 親の立場なので職員より自閉症について詳しい 服薬管理や歯科治療など通常より通院回数の増加を望むことで職員に嫌がられることもある 職員にとっては自分たちが訪問し、要望を伝えられることがプレッシャーになっている そのせいか、後見人を他の団体に依頼するような動きもみられる
人材育成・採用	月に 2 回勉強会（後見人は何を注意すべきかなど） 「障がい福祉に関係ある人」「自閉症のことを理解していること」「施設に対して厳しく言える人」を採用する方針 特に相模原の事件があってからは注意している 立ち上げた世代が 70 歳代になってきた。60 歳代の担い手の育成が課題
財源	会員の年会費や入会金（正会員 10,000 円、賛助会員 1 口（個人）3000 円、（団体）10,000 円、自閉症児者親の会から助成 200,000 円 Y 社会福祉法人保護者会から 50,000 円補助
担当者の報酬	交通費のみ、報酬はもらっていない。今後は審判額の 50%から 70%程度を担当者の報酬としていきたい
事務所	維持費として月 30,000 円（Y 法人とは別の場所）
家族との関係	親が後見人に就任するよう支援、申立ても支援
第三者機関	特になし

質問項目	A 法人
利益相反について	代表理事が弁護士であるためか、家裁からは何も言われなかった。社会福祉法人の方の名簿を出すように指示されたこともなかった 最初の受任の際、法人の代表者（弁護士）と理事（社会福祉士）が１年間個人受任するか、監督人をつけるか選択肢が示された 監督人をつけることになり（監督人は１年で辞任）家裁が監督人を探すのに時間がかかった
弁護士等専門職の協力	弁護士が理事にいるお陰で家裁との連絡調整はうまくいっている

表 3-5-2　B 法人（調査日 2016 年 11 月）

質問項目	B 法人
法人設立年月日	2006 年 8 月 1 日（法人後見開始　平成 20 年 2 月）
関連団体	X 社会福祉法人 福祉法人運営の入所・通所施設家族会
法定後見以外の事業	なし
設立母体	施設利用者の家族会
職員数	事務局長 1 名（NPO 専任職員）、非常勤（X 社会福祉法人関係者）1 名、事務局は会員、賛助会員 3 名、B 法人の正会員 33 名、賛助会員 61 名
受任件数	現在 36 件（保佐 4 件、後見 32 件）
受任要件	家族会会員
被後見人の属性	X 社会福祉法人運営の県外施設 W 学園（障がい者入所施設）、及びグループホームを利用
役員体制	B 法人会員の他、そこに弁護士、税理士、その他専門職が理事として就任
担当者	親との複数後見
財産管理（報酬申立）	日常的な部分は親がやることもあるが、銀行の貸金庫や通帳の関連は事務局がやることもある 報酬申立はすべて事務局（プライバシーの関係上少人数でやっている）
身上監護	事務局長が施設を見に行ったり、学園と B 法人と親で三者面談を行ったり、グループ面談（一人につき必ず年 1 回、2 時間）を行う 三者面談を通して、親が施設に何か要望していいのだと思うようになった 面談では子どもの小さい頃のことも聞いてくれ学園での様子もわかる B 法人という通訳がいるので、面談を通してだんだん身上監護の中身を親・施設双方に理解してもらった 施設への音楽療法の導入 宿泊、余暇支援の提供を通して職員と親の交流促進
人材育成・採用	担当者研修等必要だと思うことをやっているが、自分自身専門性がない中手探りでやっている 後継者を考えなければならない X 社会福祉法人の退職者が適任であると考えている
財源	親の会の年会費 15,000 円（これは B 法人における親の活動費） 後見事務は後見報酬を経費に充てている（親の活動費とは区別） X 社会福祉法人から寄付等金銭の授受はない
担当者の報酬	後見報酬から担当者の報酬が支払われている
事務所	最初は X 社会福祉法人の事務所をシェア（半分家賃を払っていた） 現在は事務所も親の年会費から賄っている
家族との関係	親との複数後見の事例もあるのでその場合は役割を分担している B 法人にできるだけ入会してほしいと思っているが、対象となる利用者の親が全員は参加していない
第三者機関	専門職のアドバイスあり（相続などの問題は弁護士に協力してもらう等）

質問項目	B 法人
利益相反について	設立時にどのように受任してよいか家裁に相談に行き、「とにかくやってみたら」と助言され、2008 年に第一号の審判がおりた 2010 年頃（受任 10 件を超えたあたりから）から裁判所にも認められるようになってきたからか、調査時点でなにか厳しく審査されるようなことはなくなった 2005 年頃から X 社会福祉法人が成年後見制度利用に積極的だったことから申立てが始まり、当初は親が後見人になっていたが、親なき後の問題が話し合われ、X 社会福祉法人が直接法人運営すると利益相反になるので B 法人を設立した B 法人内に専門委員会（弁護士、税理士、社会福祉士等専門職が参加）を設置（ただし、ほとんどが B 法人の理事）し、必要に応じて委員会を開催している 社会福祉法人と事務所を分けるなど、利益相反・利益誘導のリスクを減らす努力をしている
弁護士の協力	法律関係の相談 相続が出てきた場合に専門委員として後見事務の兼任してもらう

表３-5-3　C 法人（2016 年 11 月）

質問項目	C 法人
法人設立年月日	2009 年 10 月
関連団体	V 社会福祉法人
後見以外のサービス提供	特になし
設立母体	家族会
職員数	V 社会福祉法人の職員３名が兼務で NPO 理事・事務局を務める 活動は C 法人会員（家族会会員）、C 法人の賛助会員 290 名
受任件数	118 件（補助 4 件、保佐 58 件、後見 56 件）
受任要件	家族会加入者（V 法人のサービスを利用していなくても C 法人の会員＝家族会に加入すれば可能） V 法人利用者の後見人は、基本は家族の個人後見でやってもらっている できなければ家族と C 法人の複数後見でやる。親なき後は法人後見となる 触法行為の人も V 社会福祉法人の利用者であるため受任している
被後見人の属性	多くは V 法人のサービス利用者 入所、GH、在宅、単身の方等 一般就労している方もいる、他施設 B 型利用者も含む
役員体制	弁護士、税理士、社会福祉士等専門職理事を置く 司法書士は理事ではなくアドバイザー あとは家族会のメンバー、V 法人からは事務局と会計が一名入っている 全 18 名で構成される 理事長も家族会の会員、家族が積極的に運営に参画している
担当者	家族と職員が担当
財産管理	事務局は、直接お金を管理していない 後見の申し立てをしている V 社会福祉法人の利用者は、V 社会福祉法人にお金を預けられている場合が多い（その場合、V 社会福祉法人の預かり金管理規定にもとづいて管理しそれを C 法人の専門職理事が監査を行う） 在宅の方は家族や本人が管理し、その場合、一年間の通帳の動きと使途目的を 1 年に 1 回決めて使ってもらう（使途目的が違うとかはその都度指導している） 日常使うお金はできるだけ V 社会福祉法人に預けるよう伝えている 日常使わないお金は、家族が管理しても構わないが、報告だけは必須、事務局は一切出し入れをしない 通帳はほとんど本人の名義のまま、お金の出し入れは V 社会福祉法人の各事業所で行う（法人で出し入れするとなると法人の印鑑を使いまわししなければならないため現実的に無理であるうえ、在宅の人まで全部事務局管理するのは困難、銀行の名義変更はしていない） 年金の届出等もあえてしていない
報酬申立て	報酬申立てはしていない（無報酬で受任、成年制度利用支援事業の対象者は市町村長申立てのみであるため大半が助成事業を使えない、報酬をもらうと利用しない） 後見事務報告は事務局が年 1 回提出している
身上監護	家族が月 1 回は本人に面会に来てもらう 特別な身上監護ではなく普段家族がやっていることの延長上でやる 家族がいない場合は会員が自分の子の面会時に面会してもらう

質問項目	C 法人
人材育成・採用	職員向けには定期的に研修会を開催している 人材育成に関して、養成講座等は実施していない 身上監護をしてくれる人の養成が課題である
財源	親は月額 800 円、9 割の方が賛助会員（現在 290 名）、年間 2,700,000 円程度の会費（賛助会費 2,000 円（個人）、50,000 円（団体） 成年後見制度利用支援事業は市長申立てのみが対象、市長申立ては重度の方や緊急性がある方しか対象にならないので、障がい者は利用できないことが多い 将来的には利用者に報酬請求をして家族会をＶ法人から独立させていきたい
担当者の報酬	後見報酬は取っていない 毎月来てもらっている専門理事全員で年間 570,000 円の予算 V 法人の一角を事務所としているため、事務所の経費はかかっていない C 法人として臨時職員とパートで事務員を雇用しているため、年間 1,649,000 円支出
事務所	V 法人の一角を事務所
家族との関係	家族との複数後見、家族会の会員が親のない被後見人の担当（家族の協力がなければ成り立たない） 在宅の方の場合、本人のお金を家族が使いこんでしまう事例がたくさんある 50,000 円以上の支出は必ず報告するよう伝えている
第三者機関	第三者機関との関わりは特になし 県内の法人後見受任団体（専門職主体）と連携
利益相反について	県内で先行して法人後見を実施している団体にノウハウを教えてもらい、V 社会福祉法人と無関係の専門職を理事に迎えることで対応した 家裁とよく相談して申立てを行った 弁護士専門職の理事が外部の目として機能している 税理士、行政書士、社会福祉士も専門職理事として監査の役割を果たしている、特に税理士は毎月金銭出納を確認しに来てもらっている 兄弟姉妹間で遺産相続争いが起きた時など、本人の情報については教えない、家族から情報提供を求められたときも基本的には教えない 会員である親にも利益相反の問題についてはたびたび説明して理解を求めている 本人が入れたお金を家族が全部使うこともあり、通帳をチェックしているだけでは見えてこないもの、虐待はグレーなところで行われているのでそういう人も報酬なしで活動しているからこそ、そういう人も受任でき（家族が成年後見制度を使う気持ちになる）、結果的に、後見人がいることで家族による虐待がセーブされる
弁護士等専門職の協力	専門職の理事として協力してもらっている
課題等	受任している人数が多いため金銭管理が行き届かない事

表 3-5-4　D 法人（2016 年 11 月）

質問項目	D 法人
法人設立年月日	2008 年 3 月
関連団体	U 社会福祉法人
後見以外のサービス提供	特になし 無料で随時相談を受けている
設立母体	U 社会福祉法人 T 入所施設家族会（U 社会福祉法人は複数の施設を運営しているが、D 法人はその中でも T 入所施設利用者のみを対象とした家族会である）
職員数	事務局 4 名（代表 1 、副代表 2 、福祉法人職員 1 名） D 法人の利用会員 259 名、運営会員 249 名、賛助会員 10 名
受任件数	211 件（すべて後見類型）
受任要件	家族会会員か利用会員であること
被後見人の属性	T 入所施設利用者、平均年齢 45～46 歳
役員体制	理事 21 名（施設長 1 名、専門職 5 名、家族会会員 15 名） 顧問 2 名（元施設職員、社会福祉法人の副理事長）
担当者	親との複数後見を基本としている 運営会員（親など）239 名 U 社会福祉法人の職員 1 名が対外的な調整、事務を担当
財産管理（報酬申立て）	親（親族）との複数後見の場合は預かっている、211 名は法人が家裁に報告書を提出する 通帳 50 名分（親の財産管理能力が低いケース）は法人管理 １年に１回（毎年４月末）報告書を一括して作成し、家裁に提出している 家族・親族の報告遅れは、理事長が指導、場合により D 法人が通帳管理を行う
身上監護	主に頻繁に施設に出入りしている親が月 1 回面会する 運営会員で、自分の子以外に短時間でも声かけした場合も身上監護ノートに記録している 「医療機関への手術等に対する同意書」を家族と交わし、緊急入院時に対応している。夜中に呼び出されることも年 5 回程度あるが、D 法人が対応している 6 ヶ月以上の面会がない場合は、（運営会員のうち）病棟リーダー等が中心となって連絡をとり様子を聞き、必要に応じて、理事長等が面談、家庭訪問を行う 親亡き後は法人会員で昔からの知り合いだからよくわかっている
人材育成・採用	運営会員向けに年 2 回程度学習会を開催 ニューズレターの発行 特に人材育成に関して養成講座などは実施していない 総会時に研修を行っている ２ヶ月に１回理事会を開催している。その時にケース検討を実施している
財源	家族会の年会費 2,000 円（利用会員、運営会員、賛助会員）、2015 年度収入は約 1,060,000 円
担当者の報酬	利用者へ報酬は請求していない（本人は収入もそれほどないのに報酬をとらなくてもいいだろうとの考え） 2016 年度より活動に伴う交通費は 1 回 500 円～1,000 円を支給
事務所	T 入所施設内に事務所を設置
第三者機関	第三者機関は関わりっていない

質問項目	D 法人
利益相反について	設立時に弁護士に相談、社会福祉法人の理事長を NPO 法人の理事に入れていない 利益相反になることはいままでなかったが、お金に関しては親が生活に困窮し、子どものお金を融通してほしいと相談があり、だいたい家庭状況は把握しているので、相談にのり、必要に応じて家裁に相談する D 法人に専門職理事を迎え、2 ヶ月に 1 回の理事会にてケースごとに相談にのってもらっている 相続に関する相談は弁護士に対応してもらっている 身上監護ノートを記録することにより、面会に関する交通費等の不正な支出を防止している 家族親族による不正流用に対する弁済は、D 法人は一切関知しないが、弁済に関する指導は行うことがある。理事会で協議の上、脱退してもらうこともある
弁護士の協力	設立時などの相談役
課題等	会長のリーダーシップによるところが大きい 設立者の思いを引き継いだ活動を継続できるか 親が亡くなったときの対応も課題で、エンディングノートを作成してもらいたい

表 3-5-5　E 法人（2016 年 10 月）

質問項目	E 法人
法人設立年月日	2003 年 4 月 22 日（後見開始 2005 年）
関連団体	S 社会福祉法人
後見以外のサービス提供	特になし 相談は随時無料で受けている
設立母体	S 社会福祉法人親の会
職員数	事務局 6 名、非常勤 2 名、後見事務担当者 16 名 （親の会会員、専門職、市民後見人研修修了者） E 法人の正会員 120 名、賛助会員 1 団体（団体 30 口）
受任件数	22 件（すべて後見類型）
受任要件	S 社会福祉法人のサービス利用者に限定しない
被後見人の属性	ほとんどが S 社会福祉法人運営の入所施設の利用者
役員体制	代表理事 1 名、副代表理事 3 名、理事 9 名、監事 2 名
財産管理（報酬申立て）	事務局が基本的に管理、小口を担当者が管理 報酬申立てについては担当者が作成、事務局がチェックし家裁に提出
身上監護	月 1 ～ 2 回程度訪問 施設にとって法人の存在は外部の目、刺激となっている（法人後見が外出支援などを行ったことにより、施設の行事にも変化が生じた） （身上監護の範囲に入らないが）被後見人が亡くなったとき、法人として送る会をした （親の立場にある担当者は）後見の実際を目の当たりにでき、後見事務を見聞きして安心できた
人材育成・採用	担当者研修については、不定期だが実施 非常勤職員の採用については、障がいの子を持つ親、専門職、後見人関心・理解のある一般市民
財源	後見報酬、会費（正会員 1,000 円／年、賛助会員 1 口 100,000／年（何口でも）
担当者の報酬	後見報酬から支出、1 件の担当につき年約 5 万円程度
事務所	2011 年より現在の事務所に移転、家賃約 10 万円
第三者機関	特になし
利益相反に関して	そもそも親が社会福祉法人に後見人受任を願い出て利益相反を理由に断わられたことが法人発足のきっかけだった 施設のホームページへの掲載は控える 施設からの金銭、その他の援助をうけない 担当者自身の子が利用する施設は担当しない
弁護士の協力	必要に応じて相談・依頼
課題等	管理者の養成（立ち上げたメンバーの高齢化） 担当者の養成

表 3-5-6　F 法人（調査日 2016 年 10 月）

質問項目	F 法人
法人設立年月日	2014 年 1 月 31 日（2016 年 4 月 1 日後見開始）
関連団体	R 社会福祉法人入所・通所・グループホーム
後見以外のサービス提供	なし
設立母体	R 社会福祉法人後援会
職員数	事務員２名雇用、法人後見の専門員 3 名、支援員
受任件数	4 件（後見１、保佐１、不明 2）
受任要件	R 社会福祉法人利用者に限定しない
被後見人の属性	3 名は R 社会福祉法人のサービス利用者 1 名は高齢者住宅入所者 4 名とも知的障がい者
役員体制	代表理事１名、副代表理事１名、理事 6 名、監事 2 名 理事会と運営委員会を設置、家族の中からも理事が選出される
担当者	専門員と支援員が後見活動を行う 専門員・支援員は社会福祉士・行政書士等有資格者、障がい者施設経験者、市民講座修了者の現在 3 名（4 名になる予定） 事務局は非常勤が２名を雇用（R 社会福祉法人とは無関係）
財産管理（報酬申立て）	基本的には専門員が金銭管理、支援員が小口現金を管理 報酬はまだ申立てた実績なし、報酬請求は予定している 監督人への報告会を設けている
身上監護	重要な法律行為は専門員が担当し、日常の身上監護は支援員が担当 月 2 回訪問し小遣いを渡す 協議事項は運営委員会で協議の後年に 2 回開催される理事会に図るのが通常のルートである（規定では 2 か月に 1 回であるが、実際は毎月開催） 3 カ月に一度カンファレンスを行う（本人の関係者を集めて行う）
人材育成・採用	養成研修・講習 後見事務の経験がある人を採用している 専門員も支援員も運営委員会で推薦し、理事会で承認された方 支援員に関しては養成研修・講習を行い、運営委員会で指名する 今後の担い手については R 社会福祉法人 OB 等に期待している
財源	後見報酬、会費（正会員 8,000 円（個人）、100,000 円（団体一口）、賛助会費）3,000 円（個人一口）5,000 円（団体一口）、グループ内の法人は賛助会員
担当者の報酬	支援員は各割合で配分 専門員は数ヶ月に一回の支払い（まだ報酬請求していないが予想の範囲で前払いしている）
事務所	独立して事務所を借りている
第三者機関	法人独自の第三者評価（弁護士による）を実施している

質問項目	F 法人
利益相反について	F 法人準備委員会中、R 社会福祉法人が関わるのは利益相反との助言を受け、後援会のバックアップにより家族会会員で活動開始 R 社会福祉法人の後援会が支援しているという点が懸念され、最初は受任の許可が出なかった R 社会福祉法人の関係者は F 法人の運営から退いた 弁護士が申立第 1 号の時に後援会の内容について家裁へ上申、家裁から弁護士と関係者が呼ばれ、後援会について説明、R 社会福祉法人が作った団体ではなく、親が子どものことを思い、会費のみならず、バザーやチャリティゴルフ等を開催したりして作ったお金あることを説明した グループ内の法人は賛助会員という形で支援し、議決権を持たない
弁護士の協力	弁護士が第三者評価委員として F 法人の理事の構成、障害等級や年齢など詳細な情報を提供し、上申書を作成
課題等	受任件数が増えていったときの体制

表 3-5-7　G 法人（2016 年 11 月）

質問項目	G 法人
法人設立年月日	2003 年 4 月 1 日会発足、2005 年 2 月 17 日登記 2010 年 6 月 1 件受任
関連団体	Q 社会福祉法人入所施設・グループホーム家族会
後見以外のサービス提供	財産管理事業（財産管理のみの契約約 70 件、見守りはしていない、社協が受けられない人を対象とする） 切手類の販売（郵便切手類販売及び印紙売りさばき業務の認可をとり販売、販売額の 1 割が法人収入になる） 第三者評価事業、評価調査者の養成
設立母体	Q 社会福祉法人家族会
職員数	主任 1 名、専門員 3 名、支援員 4 名が役割分担し 2 チームで行う（常勤 2 名、非常勤 2 名、ボランティア 3 名） G 法人の正会員 30 名、賛助会員
受任件数	76 件（後見 72 件、保佐 4 件） 立ち上げ時は Q 施設利用者の親族後見申立ての支援を行っていた
受任要件	Q 社会福祉法人の家族会が母体であるので Q 法人利用者が多いが、特に限定していない 事務所を移転したため、包括支援センターからの相談も多く、現在は障がい者と高齢者が半々くらい 金銭管理サービスについては施設入所中の高齢者も受任している
被後見人の属性	半数は Q 社会福祉法人運営施設内で居住 重度心身障害者の医療施設の入所者 20 人・病院入院者・グループホーム入所者・施設入所者、事務所を移転し包括支援センター等 Q 社会福祉法人からの相談も多くなっている 法人が責任持てない人は受任していない（若い、保佐、遠方、問題行動、転々とするなど将来も同様の可能性ある人等）
類型別人数	ほとんどが後見
役員体制	理事 4 名、監事 1 名、評議委員 5 名（理事との兼務者 2 名含む） 顧問に弁護士
担当者	はじめは理事が動いていたが、運営管理に専念するため後見業務はやめた 後見担当は NPO 法人職員が行っている
財産管理（報酬申立て）	Q 社会福祉法人の施設利用者の財産管理は Q 法人、チェックは評議会、流れが適切かファイルを見ている、評議会は年 2 回 専門員は財産管理書類の作成、出納帳作成入力、収支予定表の作成、後見信託等の検討、上申書の作成を行う 支援員は金融機関の業務、記帳、親族への送金等の業務を行う 報酬申立ては専門員が担当
身上監護	面会は月 1 回、受任件数は今の職員体制では目一杯になっている 専門人は関係者への対応、転居・入退院の対応、カンファレンスの出席、お小遣いを届ける、報告書や上申書の作成等を担当している 支援員は面会、関係者と面談、面会記録等の業務がある
人材育成・採用	人材育成、外部の研修に参加、同行訪問 採用は一般公募でもしている

質問項目	G 法人
財源	後見報酬（法定後見、任意後見） 無報酬の受任もある（成年後見利用支援事業は市長申立てのみを対象） 事業収入（財産管理契約、第三者評価事業等） 寄付金、助成金 会費：正会員 30 名（個人 1,000 円／月、団体 1 口 12,000 円）賛助会員 180 口（個人 1 口 3,000 円、利用会員 200 円／月
担当者の報酬	正規職員は給与、非正規職員は時給
事務所	はじめ Q 社会福祉法人施設敷地内にあったが、地域の人の相談受入れしていくために 2014 年 P 市内に転居、現事務所はその半年後に再移転した
第三者機関	特になし
利益相反について	利益相反で困ることはなかった 監督人ついたことなし特に困ったことがないので対策していない 評議員が後見のチェック機関として機能している（評議員は理事会にオブザーバー参加している）
弁護士の協力	顧問に弁護士の名があることで受任のハードルが下がったのでは
課題等	サービスグラントという団体のプロボノのスキル支援を受けている。今後の事業展開を相談・慢性的な職員不足、いまの体制で受任は限界 市内の連絡会など情報提供を希望する（家裁や行政も含む） 相談窓口が一本化されていないので公的な窓口があるとよい 法人後見のメリットとしてノウハウの蓄積がある （法人後見の活動に関して）相談相手がいることもメリット、ただし、情報の共有が難しく、対応が遅れることもある

表 5-4-8　H 法人（調査日 2016 年 11 月）

質問項目	H 法人
法人設立年月日	2006 年 1 月（2006 年 7 月法人後見開始）
関連団体	N 病院 社協の成年後見ネットワーク会議（課題や情報共有の場）
後見以外のサービス提供	基幹相談支援センター（地域移行・地域定着支援） 防災支援事業
設立母体	O 病院家族会のつながりから始まった 二代目理事長は当事者の親
職員数	携帯電話で 24 時間 365 日対応・後見業務執行者 2 名（常勤 1、非常勤 1） 相談事業の職員 3 名（常勤 2、非常勤 1） H 法人の正会員 23 名、賛助会員 104 名
受任件数	35 件（後見 32、保佐３）、市長申立 9
受任要件	市在住・在勤・在施設で報酬負担可能であること
被後見人の属性	O 病院入院中の利用者 12 名、知的障害者入所施設入所者 15 名、GH4 名、単身アパート暮らし 2 名、特養入所者 1 名、精神科病院入院者 1 名
類型別人数	保佐 3 件、後見 32 件
役員体制	顧問３名、相談役１名、理事 7 名、監事 2 名
担当者	常勤１名、非常勤１名体制で事務管理をすべてやっている （面会や報酬付与申立などは順番にやる）、複数後見の方もいる
財産管理	できるだけ 2 人体制で銀行に行く等
報酬申立て	法人事務局が 2 名が作成
身上監護	月 1 回の面会 （1 施設に複数名の被後見人が入所している場合あり）
人材育成・採用	社協の法人後見担当者養成研修を活用 社会福祉士か精神保健福祉士のどちらかの資格を要する（見込み可） 求人を出しているが応募がない
財源	計画相談事業委託費、後見報酬（平均 2 万円／月／人）、会費 相談支援事業が委託を受けているので、会計のなかでうまくお互い支えあいながらやってきたような経緯はある 報酬で賄えている部分は人件費、電話や車代などの細かい費用のところは相談支援事業で賄っている 複数後見の場合報酬は半分程度 会費
担当者の報酬	職員は給料 理事長の報酬は相談支援事業の経費で賄っている 顧問弁護士の顧問料（年間 10 万円）は成年後見の事業費を当てている
事務所	公の建物に相談事業の方の委託で入っているので家賃は支払っていない
第三者機関	司法書士や行政書士は状況に応じて地元の事務所等に依頼 社会福祉士会・地域包括支援センター・相談支援事業所・行政も必要に応じて 社協には後見相談のアドバイス・後見ネットワーク会議での参加
利益相反への対策	家裁から特に利益相反について指摘を受けたことはない 監督人もついていない 計画相談を H 法人で立てている方の法人後見は行わない 法人後見を行っている方の計画は他の相談支援事業にお願いする 金銭管理の監査として法人内全職員に回覧でチェックしてもらっている 法人後見事業運営委員会（事例検討とスーパーバイズの場）

質問項目	H 法人
弁護士の協力	弁護士は 30 代の女性の方（弁護士事務所の上司が「若いから福祉の現場を知ることが勉強になる」とすすめた） 毎月来てもらい随時電話やメールでも相談
課題等	虐待ケースなどは特に、親ともめることもあるが、行政の地区担当と虐待担当と虐待防止センターに間にはいってもらっている 人材育成と財政

表 3-5-9　I 法人（調査日 2016 年 12 月）

質問項目	I 法人
法人設立年月日	母体となる法人を変えず後見部門を設置、後見開始は 2016 年 8 月
設立母体	I 法人
法定後見以外のサービス提供	I 法人の事業として消費材共同購入・宅配サービス、居宅介護支援、家事介護、移動サービス、高齢者施設、子育て支援サービス等 成年後見事業として任意後見中心に受任、任意後見契約を前提に、事務委任契約を結び、心情介護、日常金銭管理契約、情報管理保管、身元保証支援、死後の委任事務も受けている
設立母体	I 法人
職員数	嘱託職員 2 名
受任件数	任意後見 37 件、法定後見 1 件（後見類型）
受任要件	I 法人の会員
被後見人の属性	基本的には会員とその家族
役員体制	I 法人事業全体の理事会は 29 名で構成される I 法人の事業として成年後見事業が位置付けられるが、成年後見事業自体理事会があり、理事 8 名
担当者	法定後見の担当者は嘱託職員 2 名 任意後見の担当者はワーカーズ（31 名） 2 名体制で支援者 1 名に対し担当数 8 件まで 会員の担当者が実務を担う コーディネーターが 4 人、各担当エリアの担当者のフォロー体制がある
財産管理	財産を預かっている人は少ない 報酬付与申立て書類等家裁提出書類は事務局が作成
身上監護	月 1 回の定期訪問 任意後見の場合は契約内容に沿って身上監護を行う 入院時の身元保証契約も結ぶことが多く、身元保証も行う 夜間に呼び出されることもあり。緊急対応はできている
人材育成・採用	月 1 回のカンファレンスと月 1 回のコーディネーター会議を開催、コーディネーター会議では新規ケースや業務管理委員会として機能している I 法人会員から人材を募集している 毎年 5 人から 6 人で、辞める人もいる、ケアマーネージャーや家事介護事業を担当している人も成年後見事業に参加
財源	任意契約の場合、契約金 10 万円や講師料の一部、司法書士への紹介料など
担当者の報酬	分配金が払われる 担当者は出資者でもあるので、出資金を一人 1 万円払う 有償ボランティアに近い
事務所	I 法人事業所に事務所を設置、法人を分けていないので特に別に事務所を構える必要はない
家族との関係	家族のニーズに応じて
第三者機関	特になし

質問項目	I 法人
利益相反について	会員の知的障がいの子の法定後見について相談、I 法人が受任することを希望、助言を受け、弁護士に受任のための相談、保有資産が高額のため、初受任となる団体より専門職が妥当との見解が出されたが、弁護士から複数後見の受任を受け入れる用意があることを上申してもらい、調査官に I 法人の業務と成年後見事業設立経緯を説明、監督人選任のうえで受任 家裁からは、N 家裁方式で、後見事務が滞りなく済めば原則 1 年で監督人は外れるという説明を受けている 死後事務委任を受けて、遺言執行人もやるというのは利益相反になるので遺言執行人はやらない 相続の相談は受けない 他のサービスを利用するとき利益相反の関係にならないか常に意識している。本人の最善の利益を念頭に置いている
弁護士の協力	随時
課題等	任意後見契約数が増えるなか、担当者の確保は課題 事務委任契約等についていまの規定額では担当者の交通費を賄うのが精一杯

（2）利益相反に関する回答の結果と考察

利益相反に関する回答を「組織変更等により対応」「最初から指摘なし」「家裁から指摘され対応」「家裁と事前協議」「利益相反を考慮し、事前・事後に対処」「家族による不正への対応」の項目で整理した。

《組織変更等により対応》

そもそも、社会福祉法人が直接法人後見を行うことが難しかったため、家族会が別法人を設立し、法人後見を開始したとの回答（1-01、1-02）もあった。本調査対象の選定の段階で、社会福祉法人が運営する法人後見団体は、問い合わせた範囲内で皆無だったことが納得できる回答である。

1 組織変更等により対応	
1-01	2005 年頃から X 社会福祉法人が成年後見制度利用に積極的だったことから申立てが始まり、当初は親が後見人になっていたが、親なき後の問題が話し合われ、X 社会福祉法人が直接法人運営すると利益相反になるので B 法人を設立した
1-02	そもそも親が社会福祉法人に後見人受任を願い出て利益相反を理由に断わられたことが法人発足のきっかけだった

《最初から指摘なし》

法人設立時からこれまで特に家裁から利益相反について問われることがなかっとの回答（2-01、2-04）があった。H 法人と G 法人の回答である。両法人とも家族会が設立母体となっているものの、実際の後見の活動に家族会会員はほとんど携わっておらず、２名から３名の有給職員が担当していることが共通している。

2-02 の回答は、弁護士の存在が鍵となることを象徴している。A 法人の回答であるが、調査時の話から代表の弁護士と家裁の関係が良好であったことが伺える。ただし、代表が弁護士だから利益相反に問われないのではなく、家裁との信頼関係が問われるのだと推測される。2-03 の回答もあわせて考えると、家裁に法人の運営内容をよく知ってもらうことが重要である。

2 最初から指摘なし	
2-01	家裁から特に利益相反について指摘を受けたことはない
2-02	代表理事が弁護士であるためか、家裁からは何も言われなかった。社会福祉法人の方の名簿を出すように指示されたこともなかった
2-03	2010 年頃（受任 10 件を超えたあたりから）から裁判所にも認められるようになってきたからか、調査時点でなにか厳しく審査されるようなことはなくなった
2-04	特に困ったことがないので対策していない

《家裁から指摘され対応した》

申立て以降、家裁から利益相反を指摘されたのは 9 法人中 1 法人のみであった。その際も弁護士が関係する社会福祉法人からの独立性を説明し、法人関係者は家族会について家裁に理解を求めている。この回答から、家裁が法人のことをよく知らない場合、利益相反の問題がまず指摘されるといえるのではないか。

3 家裁から指摘され対応した	
3-01	R 社会福祉法人の後援会が支援しているという点が懸念され、最初は受任の許可が出なかった
3-02	弁護士が申立第 1 号の時に後援会の内容について家裁へ上申、家裁から弁護士と関係者が呼ばれ、後援会について説明、R 社会福祉法人が作った団体ではなく、親が子どものことを思い、会費のみならず、バザーやチャリティゴルフ等を開催したりして作ったお金あることを説明した

《家裁と事前協議》

4-01、4-02 は B 法人と C 法人の回答であるが、法人設立準備段階から家裁の調査官らに相談しておくことで、第 1 号の受任がスムーズに進むようである。

4 家裁と事前協議	
4-01	設立時にどのように受任してよいか家裁に相談に行き、「とにかくやってみたら」と助言され、2008 年に第一号の審判がおりた
4-02	家裁とよく相談して申立てを行った

《利益相反を考慮し、事前・事後に対処》

この項目に該当する回答は多岐にわたるが、おおよそ①社会福祉法人との関係について工夫した、②監督人が選任された、③遺言や相続などに法人は関与しない、④受任している人へ、法人内のサービス提供は行わない、⑤身上監護の活動をする上で工夫している、という対応がみられた。

①の社会福祉法人との関係を工夫

回答からは、社会福祉法人の関係者をあえて理事に迎え入れず、家族会が設立した法人の独立性を外形的に整えるのは家族会が母体となっている法人に共通している（5-03、5-04）。また、家族会会員が後見活動を担う法人の場合、問われるのは担当者の専門性で、活動を担う親自身が行政書士、社会福祉士等の資格保持者だったり、さらにすでに個人で受任実績があったりすることもある。しかし、そうでない場合、社会福祉法人とも後見受任団体である法人とも関係のない弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、税理士等の専門職を理事に迎え、経験や知識不足を保障する体制をとっている（5-01、5-02）。

このような体制をとる法人は、同時に専門職理事に利益相反に陥らないためのチェック機能を期待していることもわかった。あとは、事務所を社会福祉法人とまったく別の場所に借りることで独立性を示す（5-06）、社会福祉法人から事務所も含めて一切援助を受けないし、ホームページにも掲載しない（5-05、5-07）といった、まずは利益相反の関係にないことを示す対応をしている。

②監督人の選任（5-08、5-09、5-10）

この対応は、監督人が選任されるケースに地域差（家裁ごとの考え方の違い）がみられた。ただし、監督人選任については、各地域の家裁の方針に加え、家裁の法人に対する評価も加味される。さらに、監督人が 1 年後に辞任となるか継続となるかはケースにより異なる。

③疑われるようなことはしない

利益誘導を疑われかねない遺言や相続などに法人は関与しない（5-11、5-12 、5-13）との対応もある。必要に応じて、外部の弁護士に任す等、客観性を担保するよう対処している。

④法人内のサービスと契約しない

受任している人へ法人内のサービス提供は行わない（5-13、5-15）対応で、③と同様に、最初から疑われるようなことを避ける、立場を明確にするといった考え方を示している。

⑤身上監護上をする上で工夫

④のように、利益誘導・利益相反が生じないよう、担当者は自分の子を担当しない等、身上監護の上での工夫もみられる（5-16、5-17）。

5 利益相反を考慮し、事前・事後に対処	
5-01	県内で先行して法人後見を実施している団体にノウハウを教えてもらい、V 社会福祉法人と無関係の専門職を理事に迎えることで対応した
5-02	設立時に弁護士に相談、社会福祉法人の理事長を NPO 法人の理事に入れていない
5-03	F 法人準備委員会中、R 社会福祉法人が関わるのは利益相反との助言を受け、後援会がバックアップにより家族会会員で活動開始
5-04	R 社会福祉法人の関係者は F 法人の運営から退いた
5-05	施設からの金銭、その他の援助をうけない
5-06	社会福祉法人と事務所を分けるなど、利益相反・利益誘導のリスクを減らす努力をしている
5-07	施設のホームページへの掲載は控える
5-08	最初の受任の際、法人の代表者（弁護士）と理事（社会福祉士）が 1 年間個人受任するか、監督人をつけるか選択肢が示された。監督人をつけることになった
5-09	家裁からは、N 家裁方式で、後見事務が滞りなく済めば原則 1 年で監督人は外れるという説明を受けている
5-10	会員の知的障がいの子の法定後見について相談、I 法人が受任することを希望、助言を受け、弁護士に受任のための相談、保有資産が高額のため、初受任となる団体より専門職が妥当との見解が出されたが、弁護士から複数後見の受任を受け入れる用意があることを上申してもらい、調査官に I 法人の業務と成年後見事業設立経緯を説明、監督人選任のうえで受任
5-11	相続に関する相談は弁護士に対応してもらっている
5-12	死後事務委任を受けて、執行人もやるというのは利益相反になるので遺言執行人はやらない
5-13	相続の相談は受けない
5-14	計画相談を H 法人で立てている方の法人後見は行わない
5-15	法人後見を行っている方の計画は他の相談支援事業にお願いする
5-16	担当者自身の子が利用する施設は担当しない
5-17	身上監護ノートを記録することにより、面会に関する交通費等の不正な支出を防止している

《家族の不正への対応》

調査対象の 9 団体のうち、A 法人、B 法人、C 法人、D 法人、E 法人の基本は家族後見、あるいは家族との複数後見を後見開始の基本型としていた。特に C 法人、D 法人は受任件数も多く、少なくとも日常の金銭管理は親が担っている割合が高い。そのため、7-03 のように本人のお金を無意識に家計に組み込んですべて使ってしまうことが起こる。財産管理システムの改正が課題と

なるだろうが、その前に、このような意識にある家族でも、後見制度を利用していることで深刻な経済的虐待になることを防げたことは意味がある。あるいは、6-04 の回答のように、法人が関わることで家族による権利侵害の防止になっていることがわかる。また、6-01 の回答でも、法人が本人の最善の利益を守る役割を果たしていることがわかる。

6 家族による不正への対応	
6-01	兄弟姉妹間で遺産相続争いが起きた時など、本人の情報については教えない、家族から情報提供を求められたときも基本的には教えない
6-02	会員である親にも利益相反の問題についてはたびたび説明して理解を求めている
6-03	本人が入れたお金を家族が全部使うこともあり、通帳をチェックしているだけでは見えてこないもの、虐待はグレーなところで行われているのでそういう人も報酬なしで活動しているからこそ、そういう人も受任でき（家族が成年後見制度を使う気持ちになる）、結果的に、後見人がいることで家族による虐待がセーブされる
6-04	利益相反になることはいままでなかったが、お金に関しては親が生活に困窮し、子どものお金を融通してほしいと相談があり、だいたい家庭状況は把握しているので、相談にのり、必要に応じて家裁に相談する

《利益相反に関する回答全体の考察》

調査した団体 9 団体のうち、8 団体は特定の施設を中心とする家族会が母体となり設立された団体であった。設立の経緯は家族会リーダー主導である法人と、特定の施設を運営する法人主導である法人にほぼ分けることができる。家族会がリードして法人が設立された場合、家裁の調査官に教えを請いながら進めているケースが多いからか、設立後の受任に関して利益相反を改めて問われないようである。

一方、特定の社会福祉法人等が主導する場合、弁護士を通して家裁と折衝する過程で、利益相反の問題が解決するようである。弁護士の存在について、象徴的なのは A 法人の動きではないだろうか。ただし、重要なのは法人の内容を家裁によく知ってもらうことであり、単に弁護士が代表だから（あるいは理事に迎えているから）ではない。法人が実質的に利益相反行為に手当てできる体制であることを家裁に的確に伝えることが重要である。

もう一つ重要な対応方法は、法人による不正が疑われそうな事務に関して、あらかじめ透明性を確保するシステムを構築することである。たとえば、同一法人が提供するサービス契約に関しては注意を払うように努めることや、金融資産に関しては必ず第三者の確認作業が入るようシステム化し、法人が恣意的に誘導できないような仕組み作りに努めるていると回答した法人が複数ある。また、F 法人は理事会とは別に第三者評価を弁護士に依頼しており、ケース検討会では関係者に来てもらい、時には金銭の使い方を巡って多様な価値観に基づく意見を交わす等、身上監護面も第三者の視点を取り入れている。このように、法人による利益誘導や権利侵害の芽を外部の者が確認できるよう、システムを構築することが重要であり、課題となる。

最後に、家族の不正対応の結果で述べたように、親族後見人がいて財産管理をしている場合、いままでの慣習で、本人の同意なしにお金を使ってしまうことが起こる。利益相反行為の恐れが

あるからといって、申立て準備段階で親族を候補者から外すと、そもそも「成年後見制度を利用しない」という選択になりかねない。利益相反行為の発生リスクが高くても、外部のチェックシステムがあることで経済的虐待の芽を未然に摘み取ることができる。その機能を果たしているのが法人後見であることが確認できた。

第 6 項　結論

（1）利益相反への対応

社協における利益相反に対する対応は、①家裁と事前協議、②そもそも利益相反の関係とは考えていない、③利益相反を考慮し事前・事後に対処、④社協内で組織変更等を行う、⑤緊急避難的な対応、に整理できた。一方、NPO 法人等に関しては、①最初から指摘なし、②家裁から指摘され対応、③家裁との事前協議、④利益相反を考慮し、⑤事前・事後に対処、組織変更等で対応、⑥家族による不正への対応がみられた。

共通する要素から、利益相反への対応として次の 3 点が重要であると考えられる。

①家裁との事前協議

法人後見に取り組む際は管轄する家裁との事前協議を行っていることである。利益相反に関する家裁の見解は様々で、利益相反の恐れがあっても地域によっては受け皿が少なく、他の選択肢がないこともある。また、設立したばかりの法人だと家裁も法人の活動内容がみえず、選任基準も定まらないだろう。事前に相談し、指摘があれば申立ての前に法人も対応できるので、双方にとって家裁との事前協議は重要であるといえる。

②組織変更

組織変更を行うことである。この対応については法人後見事業を始めるにあたり、各法人が必ず検討することであり、特に特定の入所施設に家族会が法人後見のニーズを伝える段階で、社会福祉法人は法人後見を目的とした法人設立（社会福祉法人とは別の NPO 法人や一般社団法人）を検討している。一方、社協は法人の一事業であるが、法人後見業務の業務執行責任理事を他部署とは分ける等、組織内の独立した機関として機能するよう対応している。社協の方法は、社会福祉法人改革により課題となっているが、外形的に整える点では組織変更を行うことにより特定のサービス提供施設との利益相反の関係を整えることができる。

③事前事後の対応

事前事後の対応において、監督人や特別代理人の選任、法人内のサービスと契約するのを可能な限り避ける、担当者を区別している（自分の子の利用施設担当は避ける）であった。そもそも先に述べたように、利益相反のおそれがあるからといって、その法人の受任が一切許されないということにはならない。利益相反関係が生じることを想定しつつ、成年後見監督人や特別代理人が法人後見に代わって契約を締結すれば解決する。さらに、利益誘導や権利侵害の芽を摘むためにも、同一法人のサービス契約を控えている。

以上 3 点の対応ができれば、おおよそのニーズに対応でき、利益相反を家裁に問われることなく受任できそうである。ただし、特定の施設の家族会が運営する法人で、対象も特定施設の利用

者中心である法人の場合、監督人や特別代理人が選任されること以外に、中立性・客観性を保つため、理事に弁護士、司法書士、税理士、社会福祉士等専門職を迎え入れるという対応をしていた。月１回から数ヶ月に１回理事会を開催し、有識者にアドバイスをもらう等、形式的な理事会ではなく、後見業務のアドバイスを受けていることから、馴れ合いの関係ではなく、第三者評価機関として役割を果たしていることがわかった。しかし、万が一のことを考えれば、内部の理事に社会福祉法人等関係機関外の専門家を迎える以外にも、第三者評価の利用等、第三者の視点が入るような対応が課題であろう。

（2）社会福祉法人による法人後見の是非

2003 年の支援費制度導入を契機に、障がい者施設利用者の申立てが相次いだ[11]。当時はまず親族後見人が就任するため家裁へ申立てるケースがほとんどで、親たちから入所施設による法人後見を望む声も多かった。調査対象である B 法人、E 法人はまさにそのような声が結果として別法人設立という形になった。しかし、そもそも社会福祉法人、特に利益相反の関係が問われる入所施設の運営法人が法人後見実施団体となることは不可能なのか。その可能性を検討した先駆的な事例が三重県の檜の里の家族会である。檜の里の利用者は 2003 年時点で約 7 割の利用者が成年後見制度利用し、その後社会福祉法人檜の里として法人後見ができないか検討を始めている（石丸 2007）。2001 年から内外の委員から構成される成年後見等委員会を立ち上げ、透明性の高い法人を目指し、各種規定を整備し、地元の社協が監督人を引き受けてくれるとこまで話し合いが進められた。その後の経緯は不明であるが、本事業の調査対象候補として問い合わせをしたところ、法人後見は実施していないという回答であった。

佐藤（2007）は自身のブログで、入所施設の法人後見について、法律上の問題点として、
①形式的に利用契約は有効なのか、仮に監督人のサインがあっても民法上の効果はあるのか。
②施設に対してクレームや訴訟を起こすときはどうするのか。横領や虐待等が発生した場合、通常後見人が訴訟を起こすことになる（民事訴訟法 31 条）。後見監督人も訴訟を行える（民法 851 条 4 項）が現実的なことか。
と、入所施設による法人後見には批判的である。他にも、後見担当者を特別につけないで職員が担当する際の危惧、施設の行事等集団行動と個人の希望のどちらを優先するのかといった、日常的な権利侵害の危惧もあると指摘している。本事業の調査にあたって、入所施設の法人後見実施団体はみつからず、これらの指摘を検証できていないが、家族会による法人後見の場合、外形的に利益相反の問題を整理できていたとしても、実質的に透明性を確保できなければ、権利侵害の温床となる可能性がある。

ただし、透明性が確保できた場合、法人後見は親にとって安心できるサービスとなる。今回の

---

[11]たとえば司法書士による集団申立ての事例が挙げられる。佐藤寛（2006）「静岡支部における成年後見集団申立て事件への取組み」『司法書士 Monthly SHIHO-SHOSHI』 2006.12 81-82. https://www.legal-support.or.jp/akamon_regal_support/static/page/main/pdf/public/200612.pdf

調査結果のうち、利益相反・利益誘導行為発生の可能性に焦点を当てた場合、家族による不正への対応については、個人後見より法人後見の優位性を導ける結果が出たと考える。成年後見制度利用の阻害要因の一つに後見人による横領事件の多発が挙げられているが、すでに述べたように、横領事件のほとんどは親族によるものである。従って、親との複数後見、あるいは法人の会員である親が自分の子の担当となって活動する場合でも、法人が受任することで、事件になる前にチェック機能が働き、家族のニーズに応じた対応が可能となる。また、報酬請求を行っていない 2 つの法人は、利用者もそれぞれ C 法人 118 件、D 法人 211 件と受任件数が多く、親が後見人になれること、費用がかからないことから、他法人と比べ、親の成年後見制度利用に対するハードルが低くなっている。結果的に、C 法人や D 法人の親たちは、法人後見を利用することで、親にとっては安心が得られ、本人にとっては権利が守られている。

佐藤（2007）の指摘のように、たとえ後見監督人を立てたとしても、サービス契約時や権利侵害発生時の苦情申立てや訴訟を考えた場合、やはりまったく法人と関係のない組織が後見人であった方が本人のためになるだろう。そして、本調査対象法人（C 法人、D 法人を除く）のように、関連する社会福祉法人とは一定の距離を保つことが望ましい。第 1 章第 3 項で述べたとおり、質を担保するために様々な受任者が切磋琢磨して後見サービスの質を向上させることが課題となる。

（3）社会福祉法人による法人後見を実現するには

後見ニーズの増加に対応する受け皿として厚生労働省は社会福祉法人等による法人後見をひとつの法人後見のあり方として模索している。本調査では実際、社会福祉協議会以外、社会福祉法人による法人後見の事例を探しきれなかったが、C 法人や D 法人が社会福祉法人の直接的な支援を受けることで制度利用者が増え、結果的に家族による権利侵害を未然に防止できていることが確認できた。第 2 章第 9 項で述べたように身上監護面で専門職後見人への期待は、現在のところ大きく外れているケースが多いようである。そのうえ、報酬の不正申告事件の報道に触れるにつけ、親の成年後見制度への不信感は増している。親なき後の問題は避けて通れないにもかかわらず、成年後見制度の利用に踏み出せないのは問題である。ニーズがある以上、社会福祉法人による法人後見は推進されるべきである。

法人運営の方法として以下のような形態が想定される。

①法人内サービス利用者を対象とし、職員が後見業務を行う。

障がいのある子を持つ親のニーズを考えるならこの形態が想定される。不正報告はもちろん、馴れ合いを防ぐシステム構築が必要であるが、財政面やマンパワーを安定的に供給できるメリットがある。

②基本は親族後見と法人の複数後見とする。

複数の家族会を母体とする法人はこの形態を基本としていた。法人により、報酬は申立てていなかった。一部の地域を除き、成年後見制度利用支援事業の対象者は限定的で、受任者のほとんどが利用できていないからである。また、報酬の負担がないことで制度利用へのハードルが下が

るメリットがある。後見実務担当者の経費を見込まなければ、家族会会費のみで運営していける。
③利益相反関係にならないよう対象者を限定する

社会福祉協議会やG法人、H法人、I法人が決めていたように、同じ法人内で提供しているサービス利用者の受任はせず、対象者を在宅や他施設の方に限定する方法もある。親の安心や本人との関係構築を考えた場合、ニーズから多少ずれるかもしれないが、障がい特性をよく理解している法人であれば身上監護面で問題なく運営できる可能性がある。

いずれにせよ、透明性の確保は課題となる。成年後見制度利用促進基本計画における案では、監督人の選任と運営の透明性（例として法人外部の法律関係者、医療関係者、会計関係者、福祉関係者等の専門職の参加）を確保し、法人後見チームによる実施体制を組むといった体制を想定している。社会福法人による法人後見をタブー視するのではなく、本人にとってどのような形態がベストなのかを考えながら、社会福祉祉法人による法人運営の方法を考えていくことが次に求められる課題であろう。

参考文献

石丸晃子（2007）「親なき後」を見据えた法人後見への取り組み–自閉症者施設「檜の里」の成年後見への取り組み–」民事法研究会『実践成年後見 22』 pp.62-67.
地域福祉権利擁護に関する検討委員会（2014）「地域における権利擁護体制の構築の推進に向けて」『「権利擁護センター等」の具体化に向けて』全国社会福祉協議会
佐藤彰一（2007）「入所施設の法人後見 3」
http://www.satosho.org/satosholog/2007/02/post_ff74.html

第４章

終章～成年後見制度促進法に期待すること～